

茅ヶ崎市こども計画 素案

令和7（2025）年●月

茅ヶ崎市

はじめに

QRコード

こちらの二次元バーコードを読み込むと
市長からのメッセージ動画を御覧いただけます



本市は、目前に人口減少が迫る中でも、市民が何世代にもわたって豊かに暮らすことができるまちであり続けるため、これからこどもを産み育てようとする方や、今まさに子育て中の方、そして、何よりもこどもたち自身を、全力で応援してまいります。

本市ではこれまでも、平成 17（2005）年度から推進してきた「茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画 ちがさき子育て愛プラン」にはじまり、令和 2（2020）年度からは「第 2 期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」を推進し、こども自身の育ちと子育て中の保護者の支援を進めてまいりました。

さらに、令和 5（2023）年に国において「こども基本法」の施行やこども家庭庁の発足を受け、本市も、こどもに関わるさまざまな施策をスピーディかつ効果的に実施するため、同年 8 月に「こどもまちプロジェクト」を策定し、さまざまな経験を通じたこどもたちの成長促進、妊娠期から子育て期の精神的・時間的負担の軽減、仕事と子育ての両立などを主眼に置き、こどもの成長、子育ての喜びを感じられるまちとなるよう取り組みを推進しました。

茅ヶ崎市には、この土地でしか味わうことができない様々な経験を積むことができる場所や機会が数多く存在します。本計画は、本市のポテンシャルを最大限に生かしつつ「こどもまちプロジェクト」の理念を継承し、こどもにとっての最善の利益を実現することや、こどもの社会参画・意見表明の機会の充実を図ります。

最後になりましたが、計画策定にあたり、茅ヶ崎市こども政策審議会の委員の皆様や、市民討議会やその他のこどもの意見を聴く取り組みを通じて、さまざまな意見を寄せてくださった皆さまに心から感謝を申し上げます。

令和 7（2025）年 3 月

茅ヶ崎市長 佐藤 光

目次

第1章	茅ヶ崎市こども計画について	8
1	茅ヶ崎市こども計画が目指す姿・基本方針・基本目標	8
2	計画策定の背景	9
(1)	こども施策を取り巻く国の動向	9
(2)	こども施策に関する本市の動向	10
3	計画策定の目的	11
4	計画の概要	12
(1)	計画の対象	12
(2)	計画の期間	12
(3)	計画の位置づけ	13
(4)	こどもの意見を計画に反映	14
第2章	茅ヶ崎市の現状と課題	18
1	現状	18
(1)	人口の状況	18
(2)	出生の状況	21
(3)	世帯の状況	23
(4)	女性の就業の状況	25
(5)	教育・保育サービス等の状況	27
(6)	児童クラブの状況	29
(7)	その他の状況	32
2	アンケートからみる本市の現状	36
(1)	茅ヶ崎市子ども・子育て支援に関するアンケート調査概要	36
(2)	茅ヶ崎市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果 就学前児童（保護者）	37
(3)	茅ヶ崎市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果 小学生（保護者）	49
(4)	茅ヶ崎市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果 小学生（本人）	52
3	こどもの意見を聴く取り組みからみる本市の現状	56
(1)	こどもの意見を聴く取り組みで出た意見等	56
4	「子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況（振り返り）	58
(1)	地域社会の役割や働きやすい環境等に関する評価結果	58
(2)	こどもの生活環境や安全に関する評価結果	60
(3)	母子の健康増進に関する評価結果	61
(4)	子育て当事者に関する評価結果	62
5	課題	63
(1)	子ども・若者を支える地域社会における課題	63
(2)	子ども・若者自身や周辺環境における課題	64
(3)	産前から切れ目のない支援体制における課題	65

(4) 子育て当事者をとりまく課題	66
第3章 計画の体系及び指標	70
1 本計画で目指す本市の姿.....	70
2 全ての施策に共通する基本的な考え方.....	71
3 計画の体系.....	72
4 計画全体の指標.....	73
第4章 施策の展開	79
【基本目標1】地域社会に「こどもまんなか社会」の意識が浸透したまちの実現.....	79
【基本目標2】こどもたち自身が自らの権利を自覚して、健やかに成長できるまちの実現.....	81
【基本目標3】妊娠前から思春期、青年期まで、ライフステージを通じて母子が心身.....	88
【基本目標4】全ての子育て当事者が、安心して育児ができ、家庭の状況で経験や進学等に格差が生じないまちの実現.....	89
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	93
1 教育・保育提供区域の設定.....	93
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方.....	95
(1) 「認定区分」と「家庭類型」	95
(2) 「量の見込み」を算出する項目	97
(3) 「量の見込み」の設定方法	99
3 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業.....	100
4 地域子ども・子育て支援事業.....	112
(1) 時間外保育事業（延長保育事業）	112
(2) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）	113
(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	114
(4) 地域子育て支援拠点事業	115
(5) 一時預かり事業（幼稚園型）	116
(6) 一時預かり事業（幼稚園型以外）	117
(7) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）	118
(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（小学生のみ）	119
(9) 利用者支援事業	120
(10) 乳児家庭全戸訪問事業	122
(11) 養育支援訪問事業	123
(12) 妊婦健康診査	124
(13) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業	125
(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	126
(15) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	127
(16) 子育て世帯訪問支援事業	128
(17) 児童育成支援拠点事業	129

(18) 親子関係形成支援事業	130
(19) 産後ケア事業	131
(20) こども誰でも通園制度	132

第6章 計画の推進 136

1 計画の点検・評価と推進体制.....	136
2 市民・企業・関係機関との連携.....	138

資料編

1 茅ヶ崎市こども政策審議会審議経過.....	142
2 茅ヶ崎市こども政策審議会委員名簿.....	143
3 こどもの意見を聴く取組.....	144
(2) 関係施設に伺い直接ヒアリング	145
(3) 市民討議会（こども版・おとな版）	146
(4) こどもモニター（WEBアンケート）	148
(5) パブリックコメント	149
4 用語解説（50音順）	150
5 国の動向.....	157
6 子供の貧困に関する国の指標.....	159

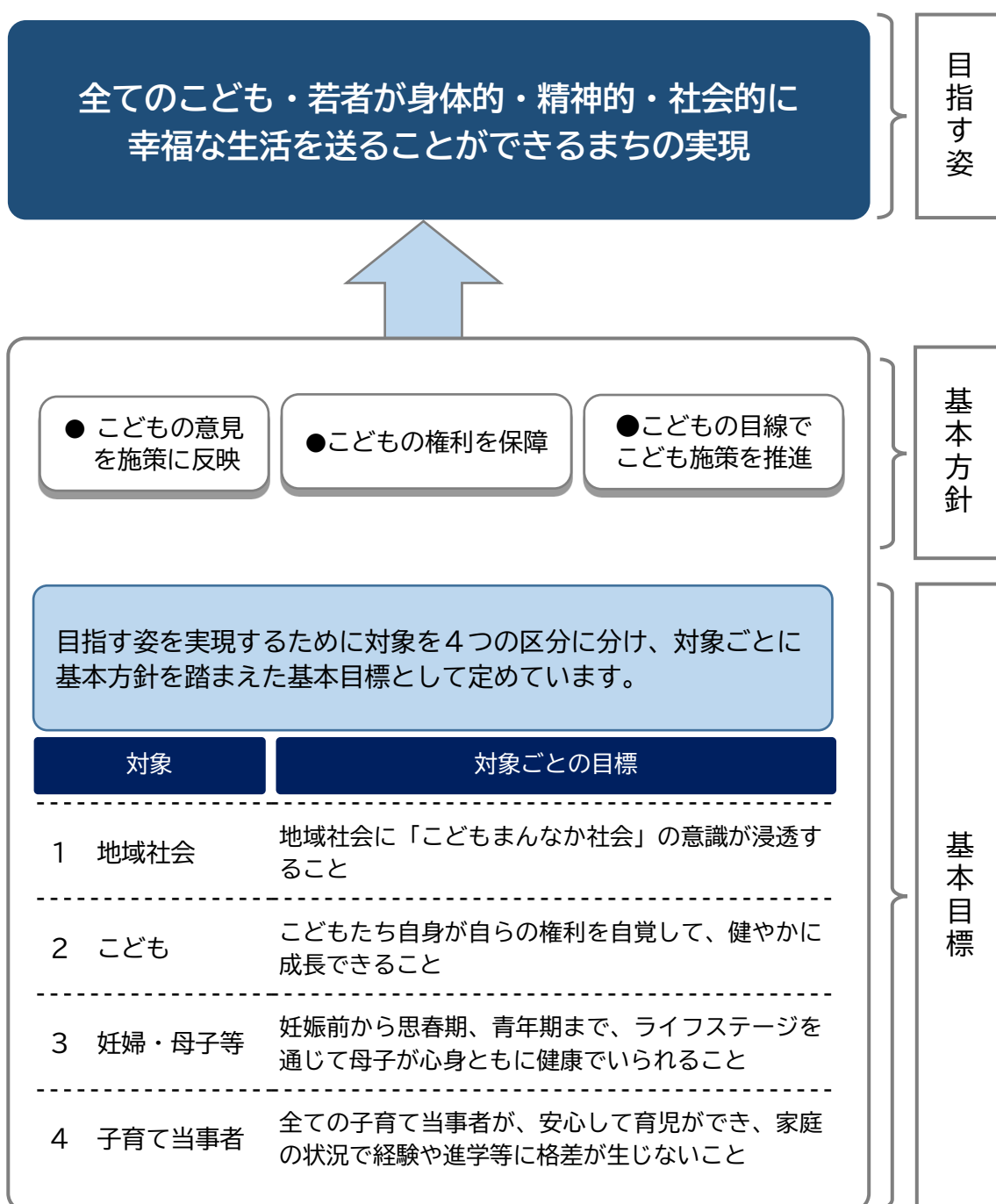
第1章 茅ヶ崎市こども計画について

第1章

茅ヶ崎市こども計画について

1 茅ヶ崎市こども計画が目指す姿・基本方針・基本目標

「茅ヶ崎市こども計画」が目指す本市の姿・基本方針・基本目標は、次のとおりです。



2 計画策定の背景

(1) こども施策を取り巻く国の動向

我が国における急速な少子化は、労働力人口の減少や、社会保障に対する負担増など、国家の仕組みや経済活動に深刻な影響を及ぼします。

これまでの国の少子化対策を振り返ると、平成2(1990)年に合計特殊出生率が1.58を下回った「1.57ショック」¹を受け、平成6(1994)年に「エンゼルプラン」を策定し、その後も約10年ごとに少子化対策に関する大綱を策定してきました。しかし、出生数は、平成28(2016)年に100万人を、令和5(2023)年に76万人を下回り、少子化は、予想を上回るスピードで進行²しています。また、こども・若者を取り巻く環境や課題も、社会状況の変化に応じて複雑化しています。児童虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、自殺などといったこども・若者自身が抱える課題に加え、貧困や経済格差の拡大、地域のつながりの希薄化、保育士や教職員の不足、インターネットの利用拡大など、こどもや若者が置かれている環境はめまぐるしく変化しており、環境の変化に起因して生じる課題も散見されます。

このような状況を受け、国は、令和5(2023)年4月、すべてのこども・若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現することを目的として「こども基本法」を施行するとともに、各省庁に勧告権を持った「こども家庭庁」を発足させました。令和5(2023)年12月には、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことを目的として、「こども基本法」に基づく「こども大綱」を策定しています。



¹ 合計特殊出生率が、「丙午（ひのえうま）」の迷信で出産を避ける人が続出し、異常値とみなされてきた1966年の1.58を下回り、戦後最低を更新したことを受け生まれた言葉。なお、国の人口維持のためには概ね2.07以上を保つ必要があると言われています。令和4(2022)年の合計特殊出生率は1.26となり、前年の1.30からさらに減少しました。

² 国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和17(2035)年に76万人を割ると予想されています。

(2) こども施策に関する本市の動向

本市では、平成17(2005)年から「茅ヶ崎市次世代育成支援対策行動計画ちがさき子育て愛プラン」に基づき、こども施策の推進を図ってきました。

平成27(2015)年4月に、国の「子ども・子育て支援新制度」開始に伴い、本市は、同年3月に「茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2(2020)年3月に「第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育需要の拡大に伴う保育の受け皿や児童クラブの整備、こどもが健やかに成長できるための環境整備、子育てをする方の相談体制の充実等の取り組みを推進してきました。

本市のまちづくりの指針となる「茅ヶ崎市総合計画2021-2030」では、政策目標の一つに「子どもが希望を持って健やかに成長し、次代を担うひとが育つまち」を位置づけ、少子化、高齢化が進む本市の未来を安定的なものとするために、「子どもを産み育てやすい環境の整備に務める」ことや、「子ども・若者を取り巻く社会問題や環境の変化への的確な対応」が必要であると定めています。

さらに、令和5(2023)年4月の「こども基本法」の施行と、こども家庭庁の発足を受け、こどもに関わるさまざまな施策をスピーディかつ効果的に実施するため、令和5(2023)年8月に「こどもまちプロジェクト」を策定し、こども施策のさらなる充実を図っています。加えて、同時期に国の「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」となることを宣言し、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会の実現に向けて取り組みを進めています。



3 計画策定の目的

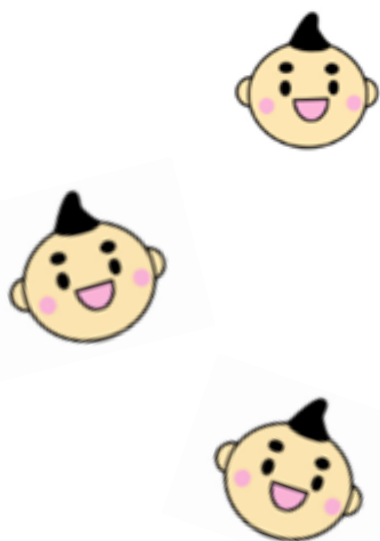
○ こども中心の社会の実現を目指して

本市では、本計画の策定に先行して「こどもまちプロジェクト」を策定し、これから子を産み育てようとする人、現在子育てをしている世帯、転入する子育て世帯、そして、こどもたち自身を全力で応援するためさまざまな施策を実施しました。「茅ヶ崎市こども計画」では、「こどもまちプロジェクト」の内容をさらに深め、第1章2－1で述べた国の動向や、新たな国の法律や大綱も踏まえ、これまでの「子育て」中心の考え方を換え、こどもたち自身の考え方、感じ方を大切に捉え、「こども中心」、「こども目線」の社会を実現に向けて施策を展開します。

第1章1で示したとおり、本計画の目指す姿は、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現」です。

また、昨今の複雑な社会情勢の変化に伴うこども・若者を取り巻く新たな課題にも積極的に対応し、本市の未来を担うこどもたちが幸福な生活を送ることができる社会を実現することで、こどもたちを取り巻く保護者の方々、ひいては全ての市民が、幸福な生活を送ることができると考え、本計画の策定により、茅ヶ崎市総合計画の理念である「笑顔と活力にあふれみんなで未来を創るまち 茅ヶ崎」の実現を図ります。

少子化の進行や貧困や経済格差の拡大、保育需要拡大の加速化など、こども自身や子育てに関する社会情勢が目まぐるしく変化している状況を踏まえ、国、県・市が一体となり対応すべき課題に対応しつつ、こども・若者が幸福な生活を送ることができる社会を実現するため、こども施策を総合的に推進するための包括的な計画として、「茅ヶ崎市こども計画」を策定します。



4 計画の概要

(1) 計画の対象

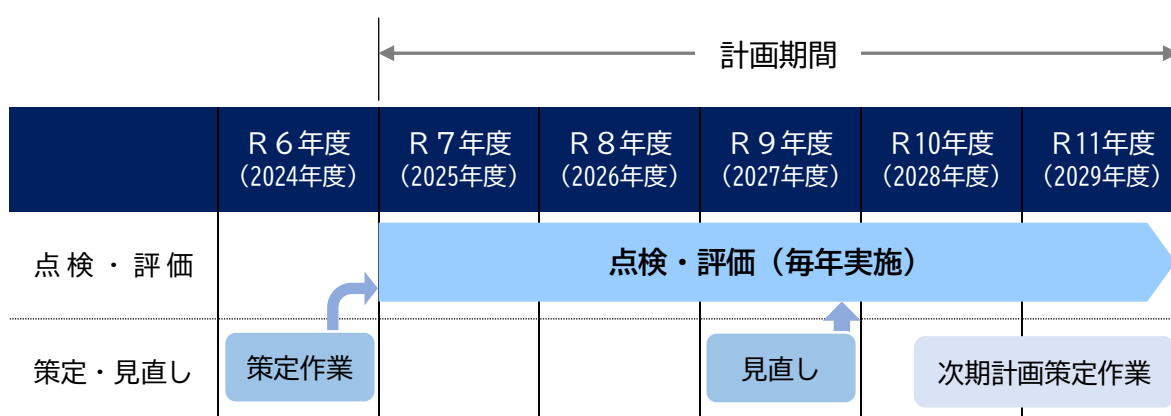
地域社会全体でこども・若者と子育て当事者を支えるという視点では、全ての市民を本計画の対象とします。

[こども]

本計画における「こども」は、「こども基本法」の考え方と同様「心身の発達の過程にある者」³とします。乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て成人期への移行期にある者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。また、本計画では「こども基本法」の基本理念を踏まえ、法令名や固有名詞を除き平仮名標記の「こども」と表記します。

(2) 計画の期間

本計画の計画期間は、「こども大綱」の目標達成期間がおおむね5年とされていることや、「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が5年間とされていることから、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。なお、本計画の点検及び評価は、毎年行い、社会状況の変化等により計画内容と実態との乖離が見られる場合は、本計画の中間年に見直しを行うものとします。



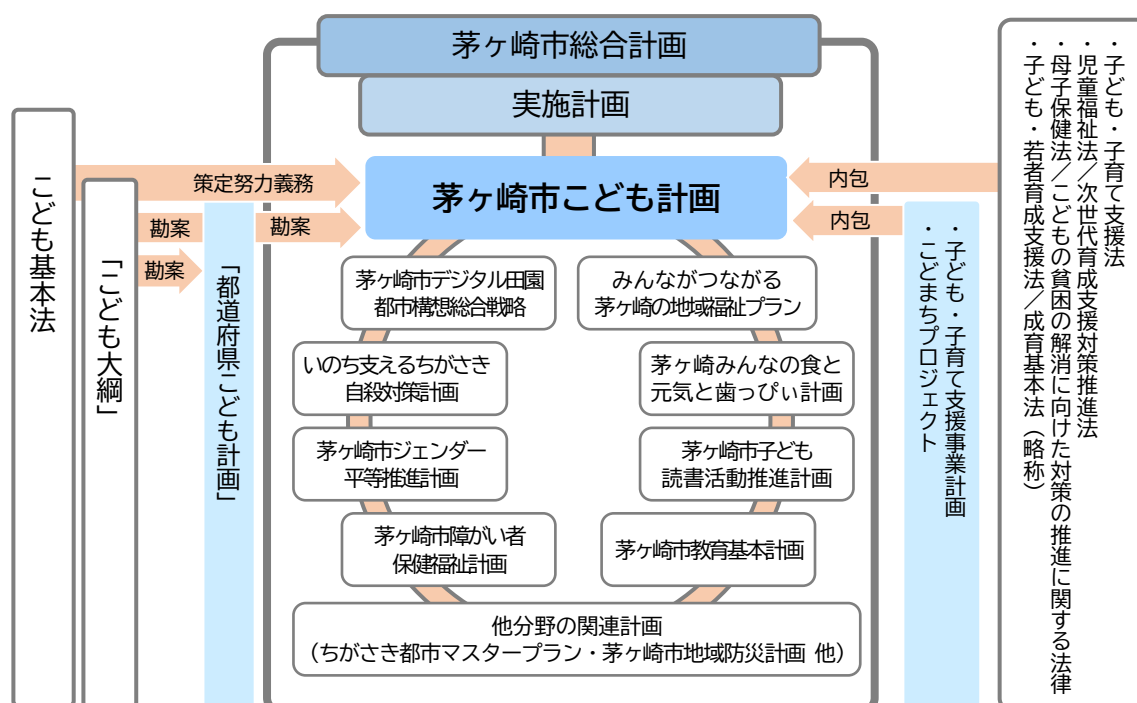
³ 「こども基本法」と「こども大綱」では、こどもを「心身の発達の過程にある者」、「18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て成人期への移行期にある者」としています。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」であり、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「子どもの貧困対策推進計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「市町村計画」、児童福祉法第56条の4の2に基づく「市町村整備計画」、母子保健法第9条の2に基づく「計画」を包含し、育成過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に必要な育成医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律に基づく施策を含みます。また、国が策定する「こども大綱」と神奈川県が策定する「都道府県こども計画」を勘案します。

さらに、茅ヶ崎市総合計画が目指す、政策目標1「子どもが希望を持って健やかに成長し、次代を担うひとが育つまち」を主に担っています。

本計画の具体的な取り組み内容については、財政の見通しと整合性を図って策定される総合計画と実施計画との整合を図ることを前提とし、総合計画と実施計画における事業の優先度に基づき実施事業の範囲を改めて判断していきます。その他、本市が策定する関連計画と調整を図りながら施策を推進します。



(4) こどもの意見を計画に反映

本計画が“大人が考えるこどもの幸せ”ではなく“こどもにとっての幸せ”を実現するため、こどもの目線に立った計画となるよう、こどもの意見を聴き計画に反映します。

こども基本法の基本理念では、全てのこどもが、年齢や発達に応じて意見を表明する機会と社会的活動に参画する機会の確保、その意見の尊重と最善の利益を優先して考慮することが定められています。また、同法第11条では、地方公共団体は、こども施策の策定、実施、評価に当たり、こどもまたはこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされています。



《 こどもの意見を聴く目的 》

- ▶ こどもの意見を聴き、施策や計画を大人の視点ではなく“こどもの目線”でつくるため。
- ▶ こどもの意見を聴くことの大切さを知ってもらい、社会に対し“こどもも意見を言える”ということを伝えるため。

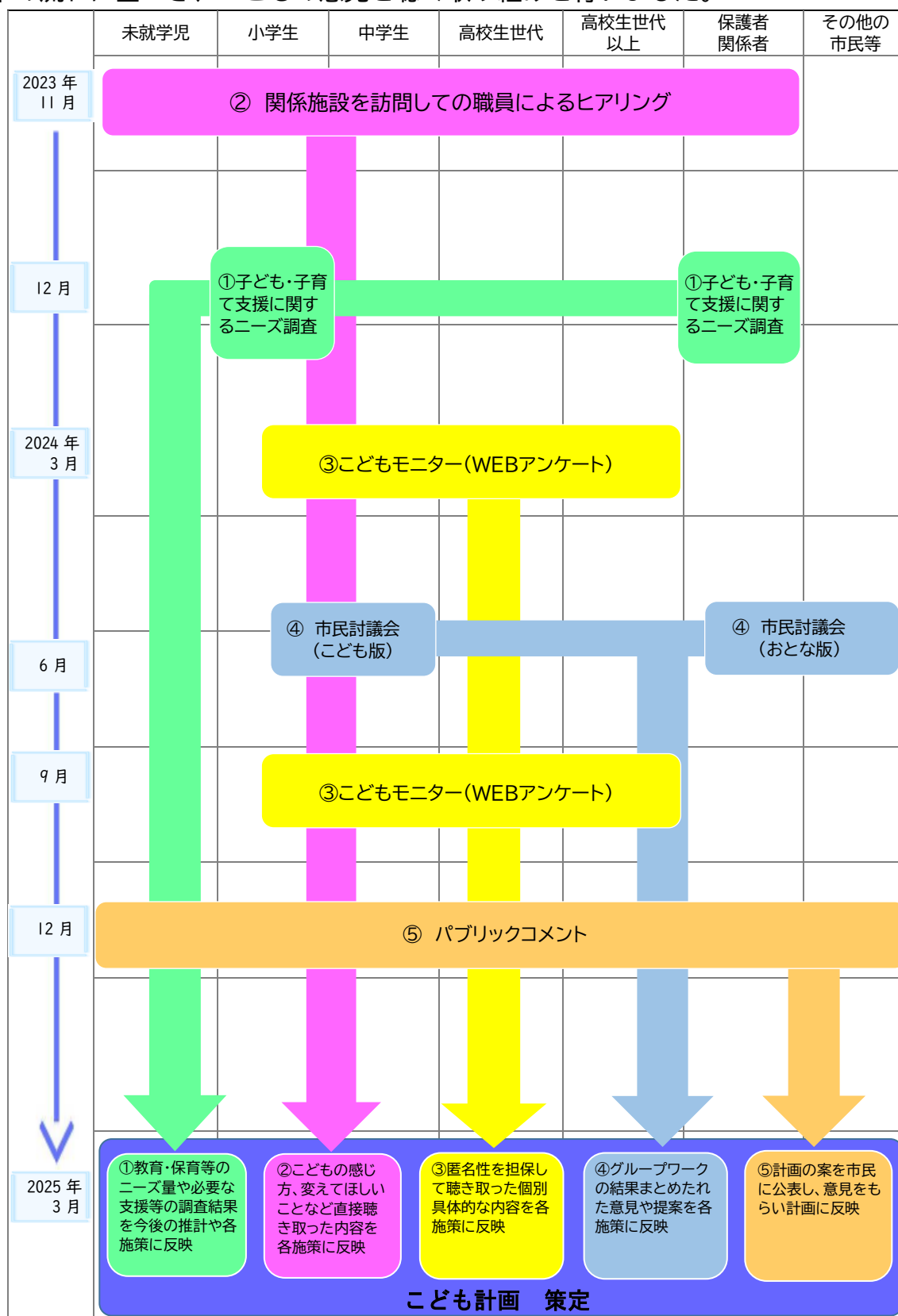


《 実施した取り組みと対象者 》

No.	取組の名称	未就学児	小学生	中学生	高校生世代	大学生世代	保護者等 おとな	(人/件)	
								こども	おとな
1	子ども・子育て支援に関するニーズ調査		●				●	599	3,669
2	関係施設を訪問しての職員によるヒアリング	●	●	●	●	●		248	0
3	こどもモニター(WE Bアンケート)		●	●	●	●		***	0
4	市民討議会 (こども版・おとな版)		●	●		●	●	29	23
5	パブリックコメント	▲	●	●	●	●	●	***	***
								***	***

(5) こどもの意見を聴く取り組みの主な流れ

こども基本法の基本理念を実現するため、本市ではあらゆる世代のこどもを対象として以下の流れに基づき、こどもの意見を聴く取り組みを行いました。



第2章 茅ヶ崎市の現状と課題

第 2 章

茅ヶ崎市の現状と課題

1 現状

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

本市の人口は、令和6(2024)年4月時点で、24万7497人に達し、緩やかな増加が続いています。市内への転入超過数も増加傾向が続いており、令和5(2023)年度の転入超過数は、東京都特別区、政令指定都市を除き全国第1位⁴でした。

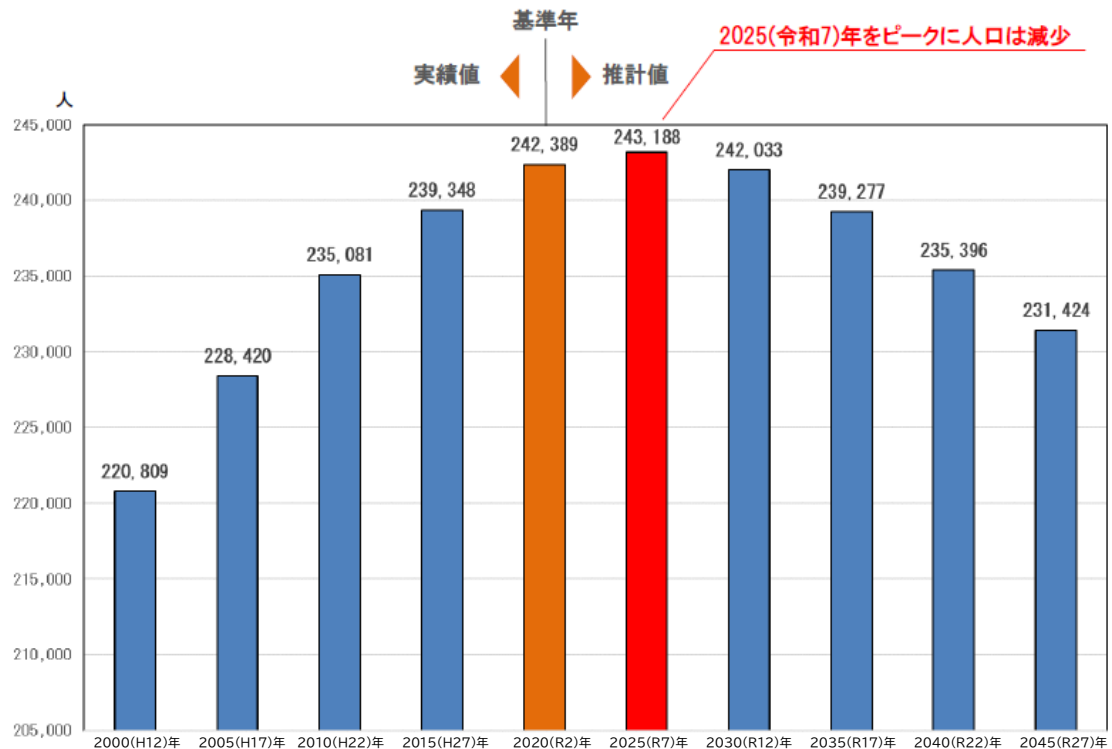
しかしながら、近い将来、人口が減少に転じることが見込まれており、さらに0歳～14歳の年少人口は、令和6(2024)年4月時点で3万552人で、平成25(2013)年1月に3万3371人に達した以降、減少が続いています。年少人口の減少は今後も続く見込みで、令和22(2040)年には2万4215人と全体の約11%となることを見込まれています。

② こども・若者の人口の推移

本市のこども・若者人口は減少傾向にあり、令和6(2024)年で9万17人となっています。0歳から5歳、6歳～11歳の人口は、令和2(2020)年以降減少傾向にありますが、12歳～14歳、15歳～17歳の人口、18歳～29歳の人口は増加傾向にあります。特に18歳～29歳の人口は令和6(2024)年で2万6919人となっており、他の年齢に比べ、増加率が高くなっています。

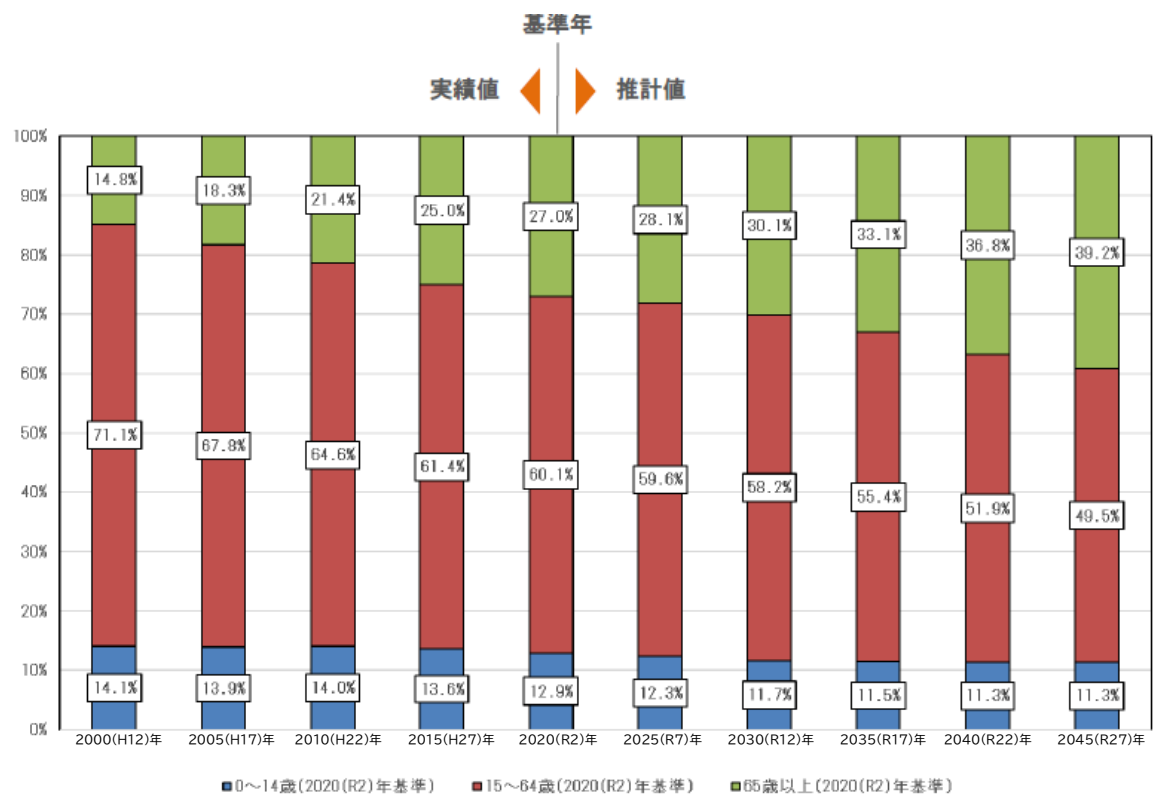
⁴ 令和6(2023)年1月30日に総務省が公表した「住民基本台帳人口移動報告 2023年(令和5年)結果」参照

本市の将来人口の推移

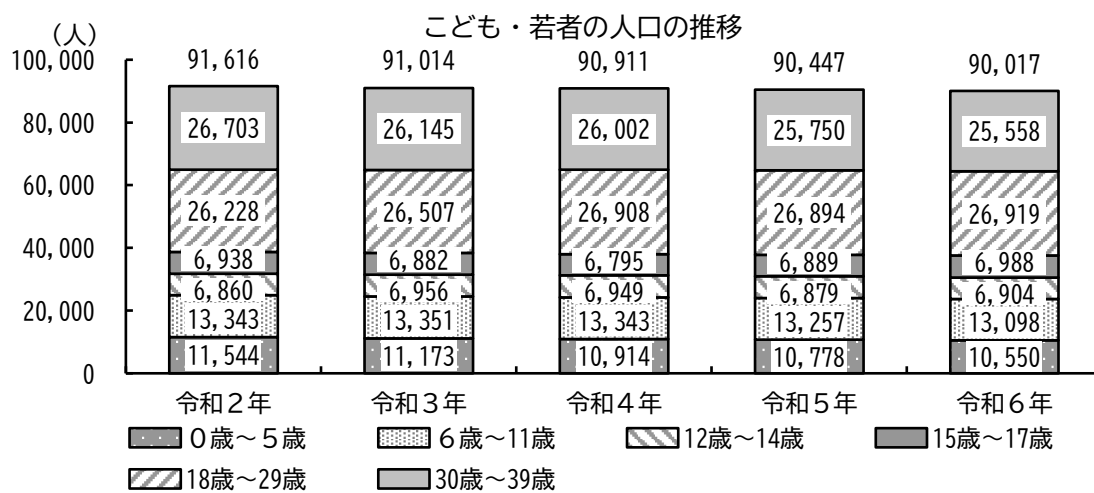


出展：茅ヶ崎市の将来推計人口 2022（令和4）年1月推計

本市の年齢3区分別人口の推計



出展：茅ヶ崎市の将来推計人口 2022（令和4）年1月推計



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

(2) 出生の状況

① 出生数の推移

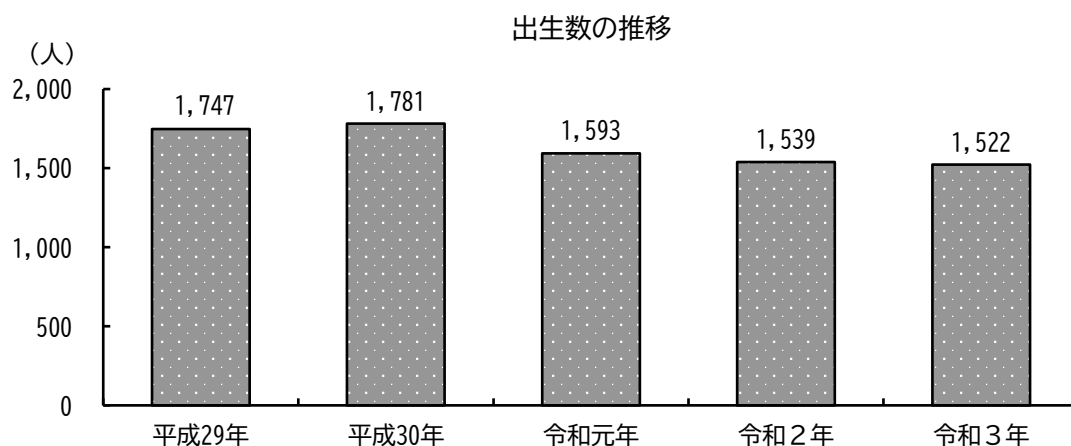
本市の出生数は減少傾向にあり、令和3(2021)年で1522人と過去5年間で最も少なくなっています。

② 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率⁵は増減を繰り返しながら推移しており、令和3(2021)年で1.28となっています。また、神奈川県とは同程度、全国よりは低い値で推移しています。

③ 母親の年齢(5歳階級)別出生割合の推移

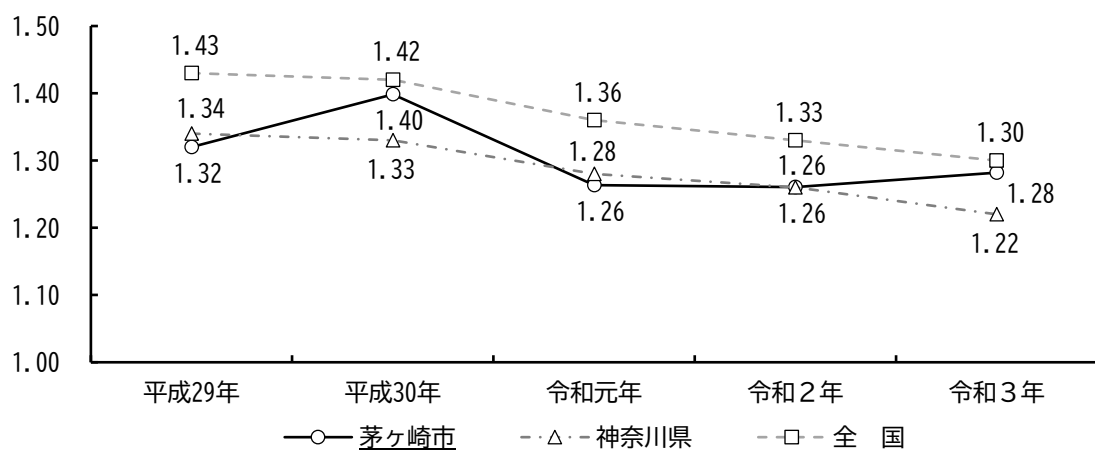
本市の母親の年齢(5歳階級)別出生割合の推移をみると、平成29(2017)年に比べ令和3(2021)年で、30～34歳と40歳～44歳の割合が増加しているのに対し、35～39歳の割合が減少しておりますが、大きな変化はみられません。



資料：神奈川県衛生統計年報

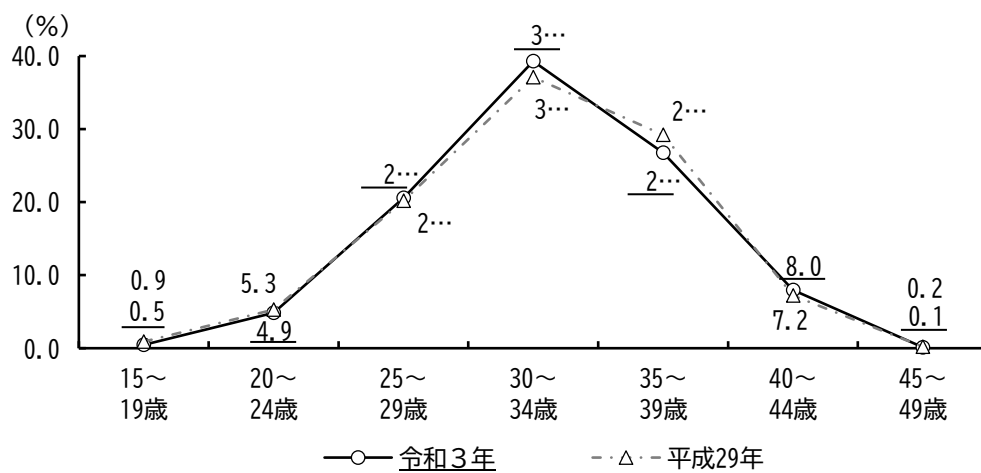
⁵ 人口に対して生まれたこどもの数を表す指標のひとつです。その年次の15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均のこどもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。

合計特殊出生率の推移（県・国比較）



資料：神奈川県衛生統計年報（市）、人口動態統計（県、国）

母親の年齢（5歳階級）別出生割合の推移



資料：神奈川県衛生統計年報

(3) 世帯の状況

① 核家族世帯数の推移

本市の核家族世帯数は年々増加しており、令和2(2020)年で6万5993世帯となっています。

② 18歳未満のこどもがいる世帯の推移

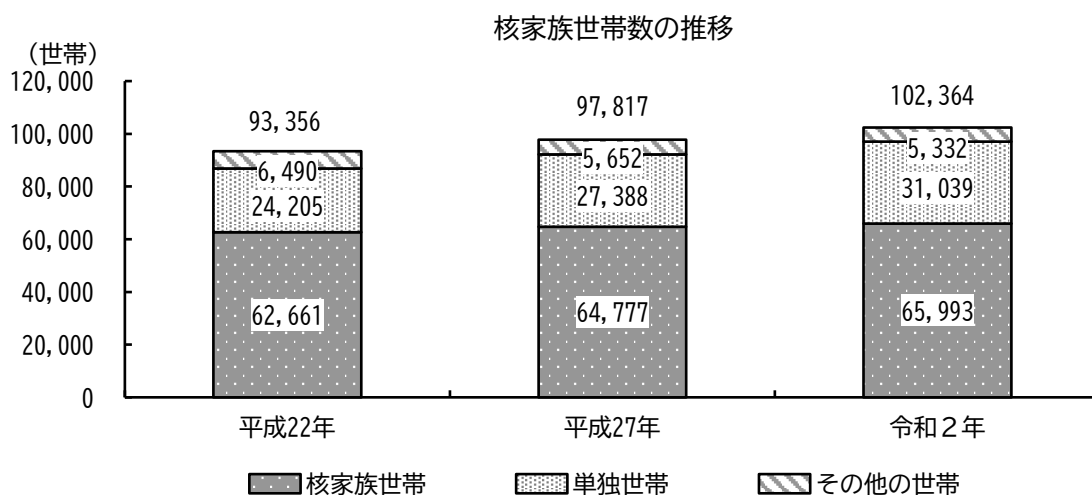
本市の18歳未満のこどもがいる一般世帯数⁶は平成22(2010)年と比べ減少し、令和2(2020)年で2万2974世帯となっています。また、18歳未満のこどもがいる核家族世帯も減少傾向にありますが、核家族世帯の割合は増加しています。

③ 6歳未満のこどもがいる世帯の推移

本市の6歳未満のこどもがいる一般世帯数は減少しており、令和2(2020)年で8777世帯となっています。一方、6歳未満のこどもがいる核家族世帯の割合は増加しています。

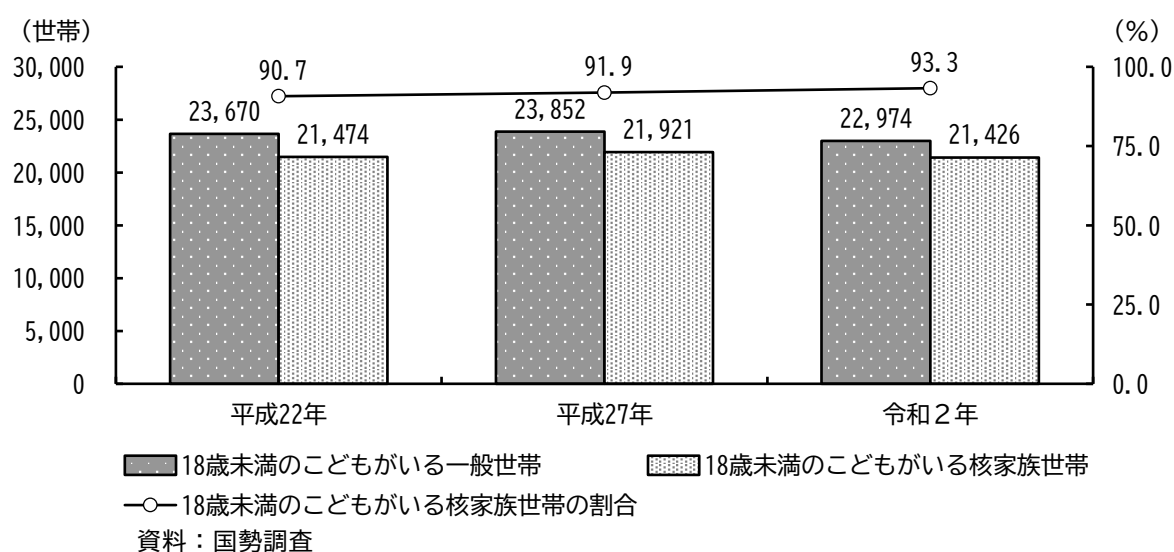
④ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満のこどもがいる母子世帯は横ばい傾向にあり、令和2(2020)年で1035世帯となっています。また、18歳未満のこどもがいる父子世帯は令和2(2020)年で127世帯となっており、平成22(2010)年以降減少しています。

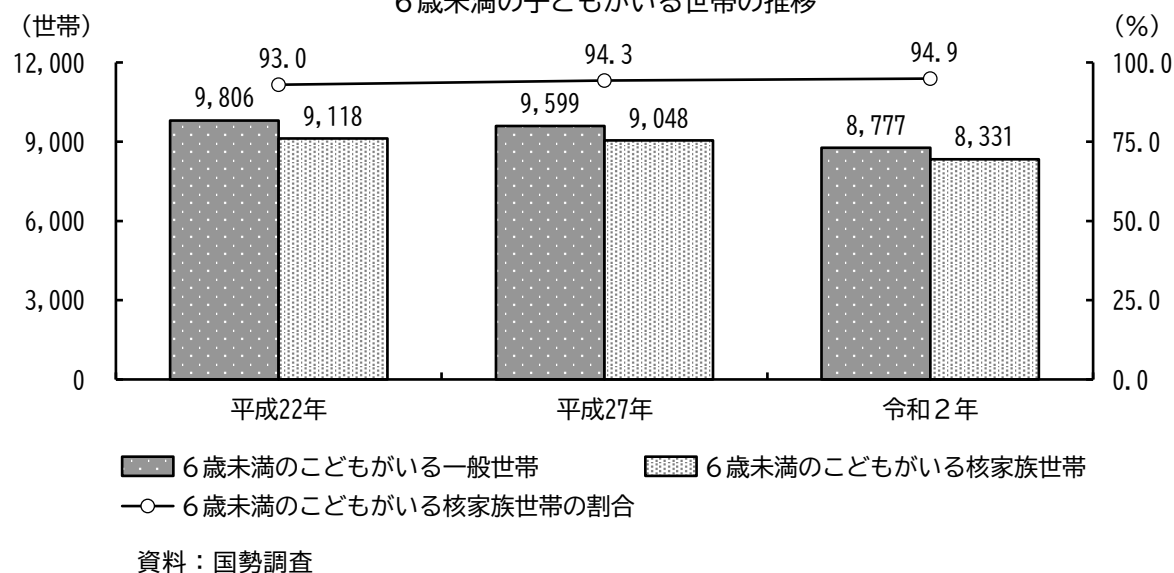


⁶ 国勢調査の世帯の種類に合わせて世帯の種類を分けています。「一般世帯」とは「施設世帯」以外の世帯であり、「施設世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者などからなる世帯を指します。

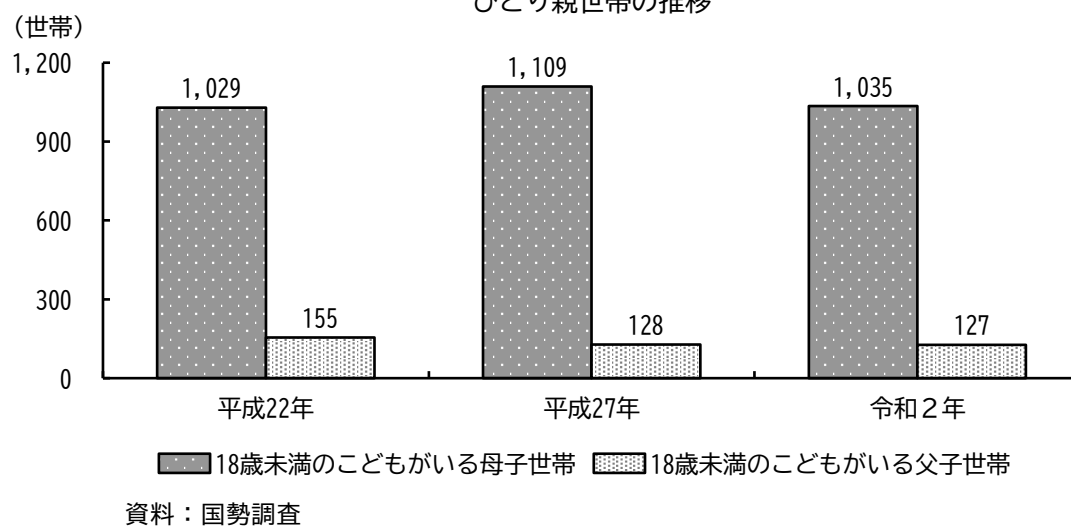
18歳未満の子どもがいる世帯の推移



6歳未満の子どもがいる世帯の推移



ひとり親世帯の推移



(4) 女性の就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

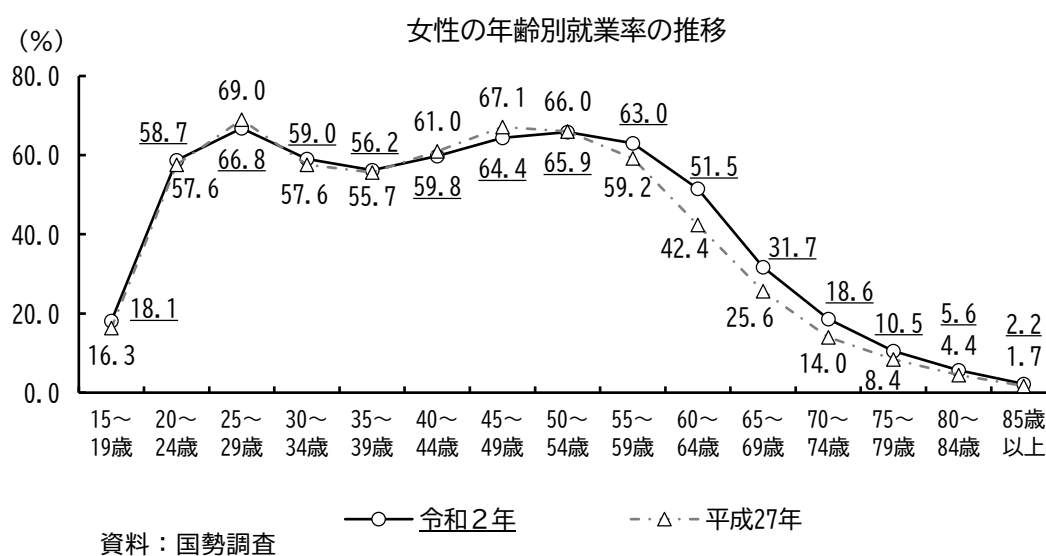
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳と、育児期を終了したと思われる55歳以上の就業率は、平成27(2015)年に比べ令和2(2020)年で上昇しています。

② 女性の年齢別就業率（県・国比較）

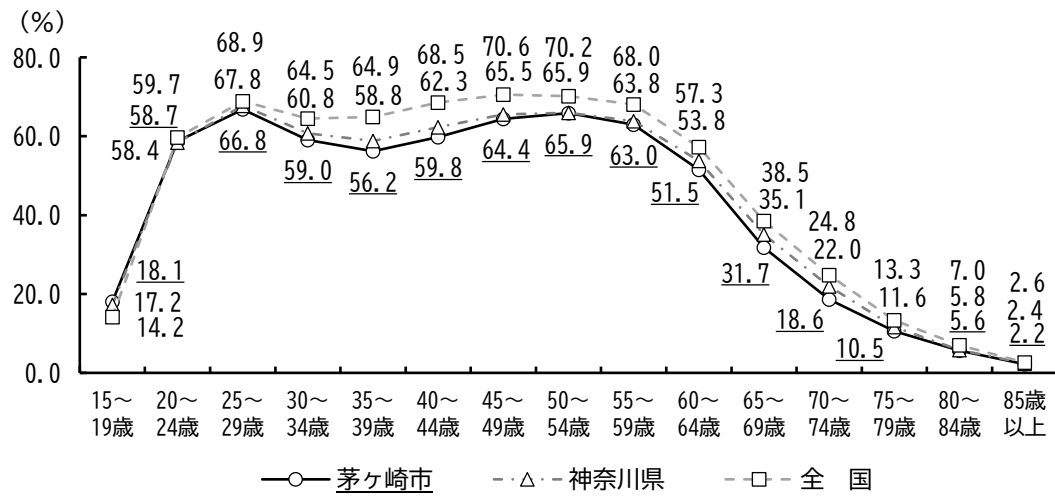
本市の令和2(2020)年における女性の年齢別就業率は、25歳以上の各年代で全国より低くなっています。神奈川県とは同程度となっていますが、35～39歳と40～44歳の全国との差は、本市がより大きい状況となっています。

③ 女性の年齢別就業率（有配偶・未婚比較）

本市の令和2(2020)年における女性の有配偶・未婚別就業率は、特に20歳代から40歳代において有配偶に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

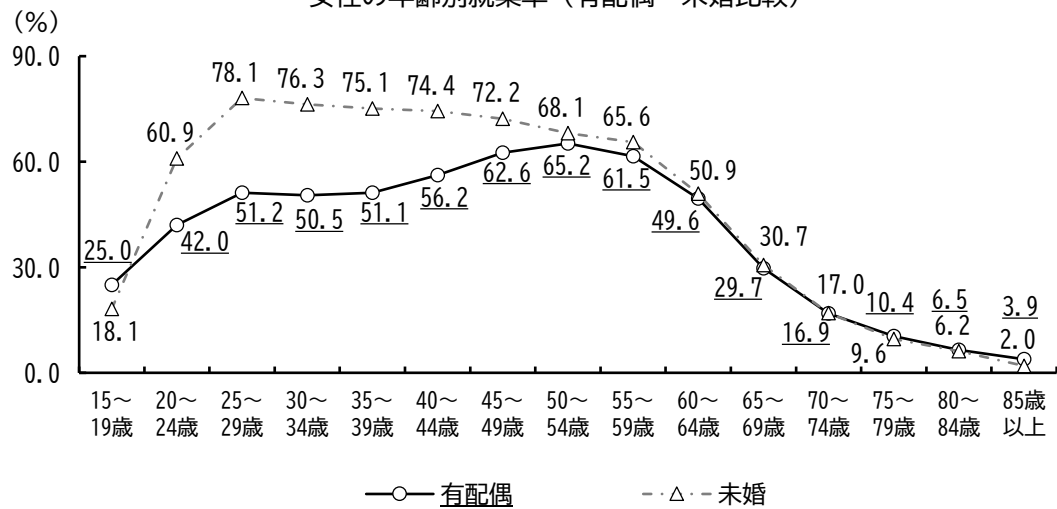


女性の年齢別就業率（県・国比較）



資料：国勢調査（令和2年）

女性の年齢別就業率（有配偶・未婚比較）



資料：国勢調査（令和2年）

(5) 教育・保育サービス等の状況

① 幼稚園の状況

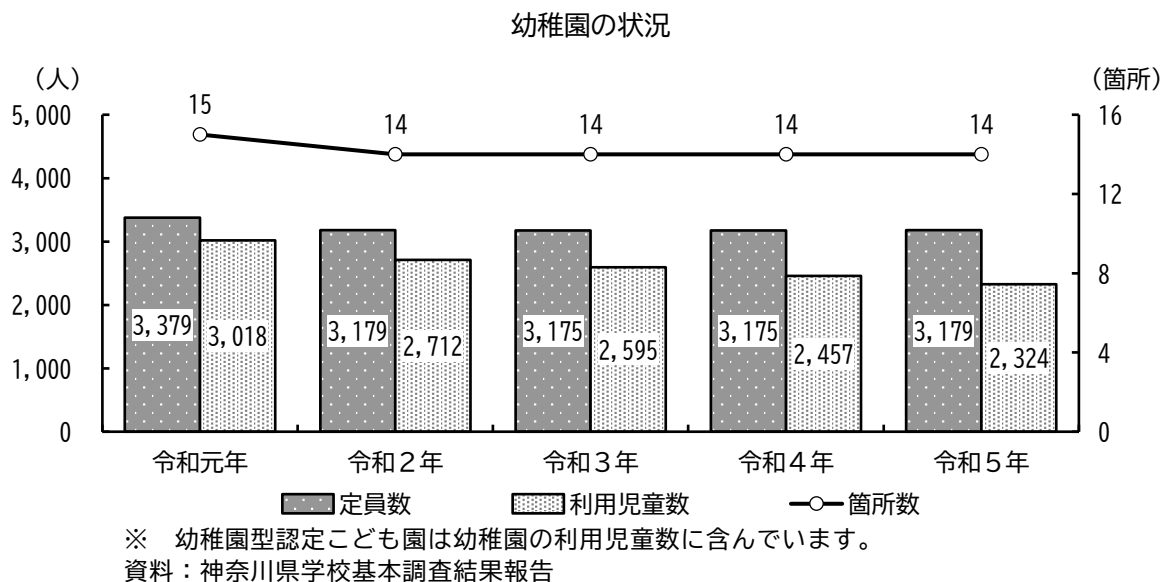
本市の幼稚園の状況は、箇所数は横ばいとなっているものの、利用児童数は年々減少しており、令和5(2023)年で2324人となっています。

② 保育所等の状況

本市の保育所等の状況は、利用児童数は年々増加しており、令和5(2023)年で5120人となっています。

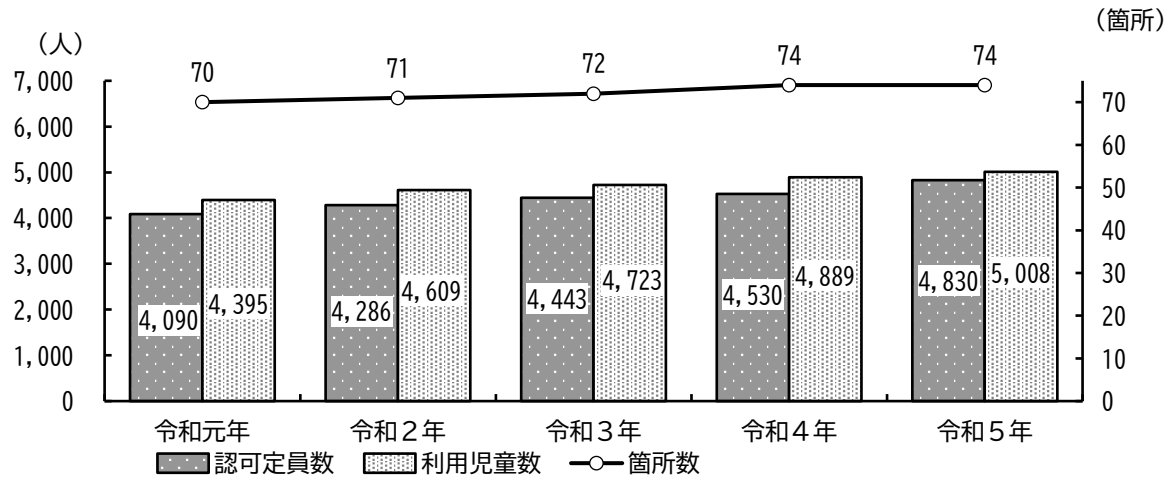
③ 待機児童・保留児童⁷数の推移

本市の待機児童数の推移は、令和4(2022)年に増加しましたが、令和5(2023)年は5人と待機児童は解消されつつあります。また、保留児童数については、年々減少してきたものの、令和4(2022)年には増加し、令和5(2023)年で246人となっています。年齢別の内訳としては3歳未満の児童が多い状況です。



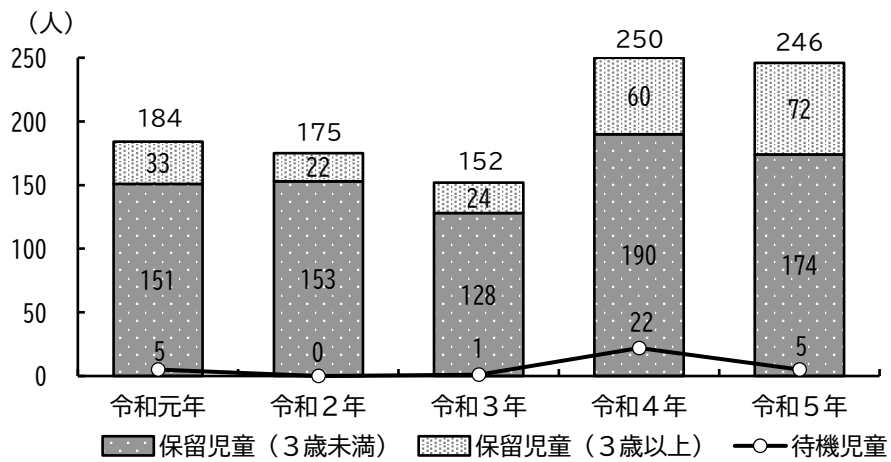
⁷ 待機児は保育の必要性が認定され、保育所等への入所を希望しているが入所できていない児童です。保留児童は、保育の必要性が認められていますが、特定の保育所等の入所を希望している場合や保育所以外の保育サービスを利用しているなどの理由で保育所等に入所できていない児童です。

保育所等の状況



資料：茅ヶ崎市（保育課）（各年4月1日時点）

待機児童・保留児童数の推移



資料：茅ヶ崎市（保育課）（各年4月1日時点）

(6) 児童クラブの状況

① 学年別児童クラブ登録児童数

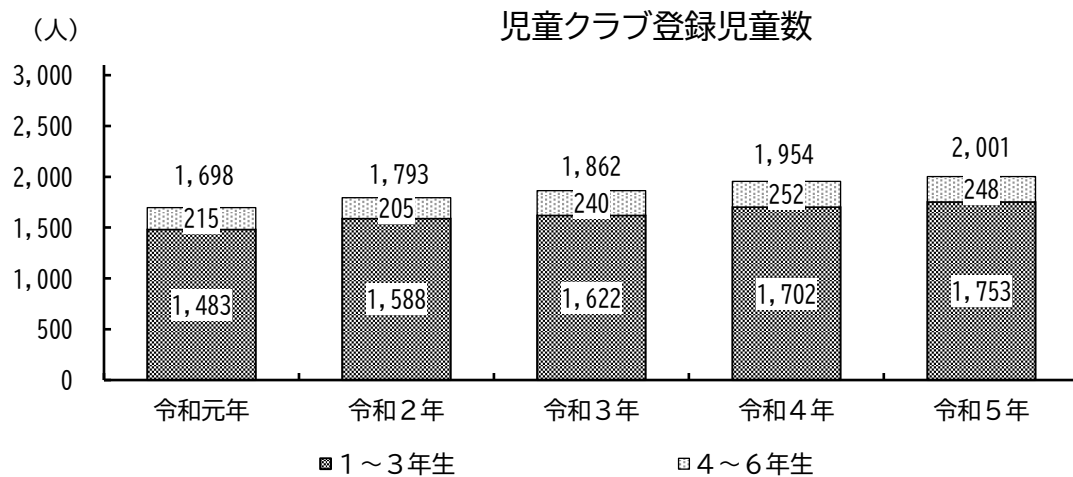
令和5(2023)年4月1日時点の学年別の内訳をみると、1年生、2年生が多く、1～3年生で8割以上となります。

② 児童クラブの待機児童数の推移

児童クラブの待機児童数の推移をみると、過去5年で令和5年が最も多く、201人となっています。学年別でみると、1～3年生では、令和元(2019)年に比べ約2倍増加しています。一方、4～6年生の待機児童数は減少しています。

③ 児童クラブの保留児童数の推移

児童クラブの保留児童数の推移をみると、令和3(2021)年に減少したものの令和4(2022)年以降増加し、令和5(2023)年には204人となっています。学年別でみると、1～3年生では、令和元(2019)年に比べ、約1.5倍の増加となっています。一方、4～6年生の待機児童数は減少しています。



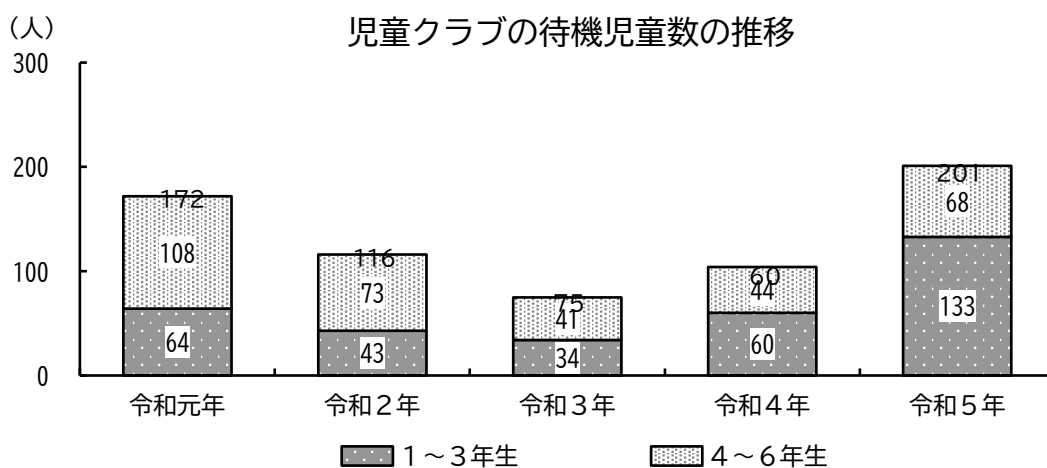
資料：茅ヶ崎市（青少年課）（各年4月1日時点）

学年別児童クラブ登録児童数

単位：人

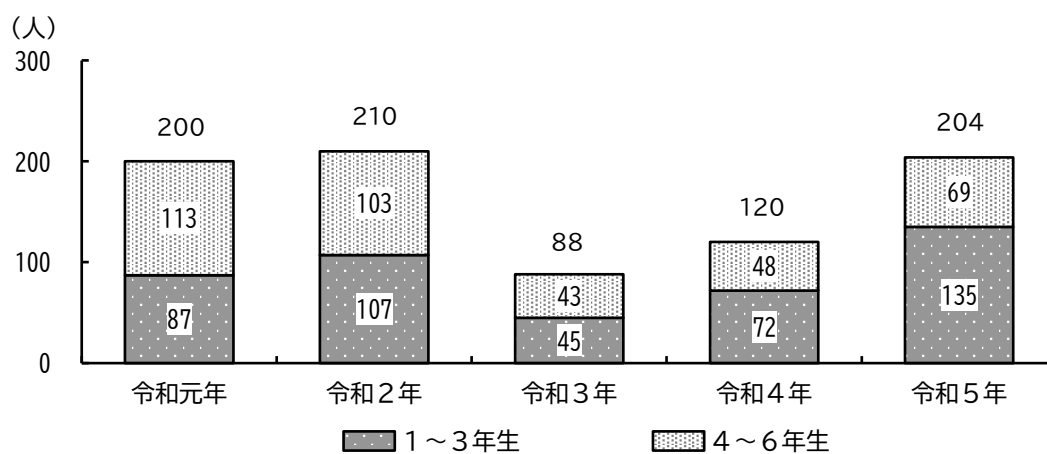
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1年生	604	663	714	737	751
2年生	566	539	532	594	637
3年生	313	386	376	371	365
4年生	142	136	150	165	143
5年生	49	45	67	57	83
6年生	24	24	23	30	22
合計	1,698	1,793	1,862	1,954	2,001

資料：茅ヶ崎市（青少年課）（各年4月1日時点）



資料：茅ヶ崎市（青少年課）（令和6年4月1日時点）

児童クラブの保留児童数の推移



資料：茅ヶ崎市（青少年課）（令和6年4月1日現在）

(7) その他の状況

① 家庭児童相談件数の推移

本市の児童虐待相談件数、児童虐待につながる危険性のある要支援児童・特定妊婦の相談件数は、児童虐待相談件数は近年、増加傾向にあり、要支援児童・特定妊婦の相談件数は増減を繰り返しています。令和5(2023)年は児童虐待相談件数が273件、要支援児童・特定妊婦の相談件数が269件と過去5年間で最も多くなっています。

② 療育相談件数の推移

本市の療育相談件数は令和2(2020)年度は減少しましたが、令和3(2021)年度以降増加傾向にあり、令和5(2023)年は相談件数が過去最高になっています。

③ 児童扶養手当受給者数

本市の児童扶養手当受給者数は年々減少しています。受給対象児童数も減少傾向にあり、令和5(2023)年で受給者数が1万5221人、受給対象児童数が2万2251人です。

④ 生活保護世帯数の推移

本市の生活保護世帯数の推移は令和元(2019)年から令和2(2020)年にかけては減少していましたが、令和3(2021)年以降は増加しています。令和5(2023)年で母子世帯が全体の5.0%です。

⑤ 就学援助認定者数の推移

本市の就学援助認定者数の推移は、年少人口が年々減少していることを背景に、小学校・中学校ともに就学援助認定者数も年々減少しています。

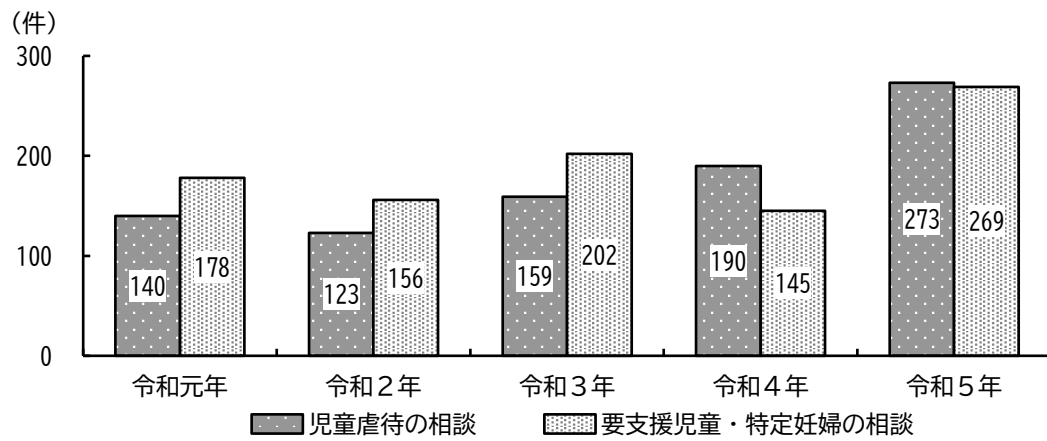
⑥ いじめ認知件数の推移

本市のいじめ認知件数は年々増加しており、令和5(2023)年で2187件です。

⑦ 不登校児童・生徒数の推移

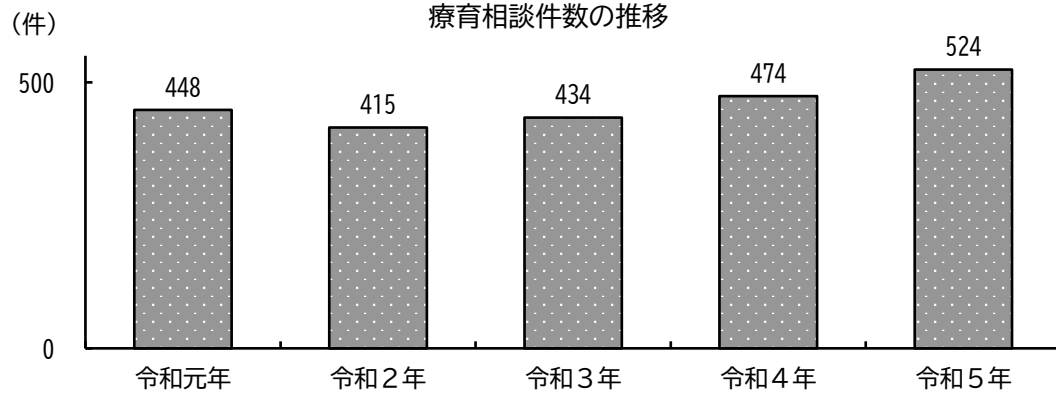
本市の不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、令和5(2023)年で小学生が253人、中学生が384人です。

家庭児童相談件数の推移



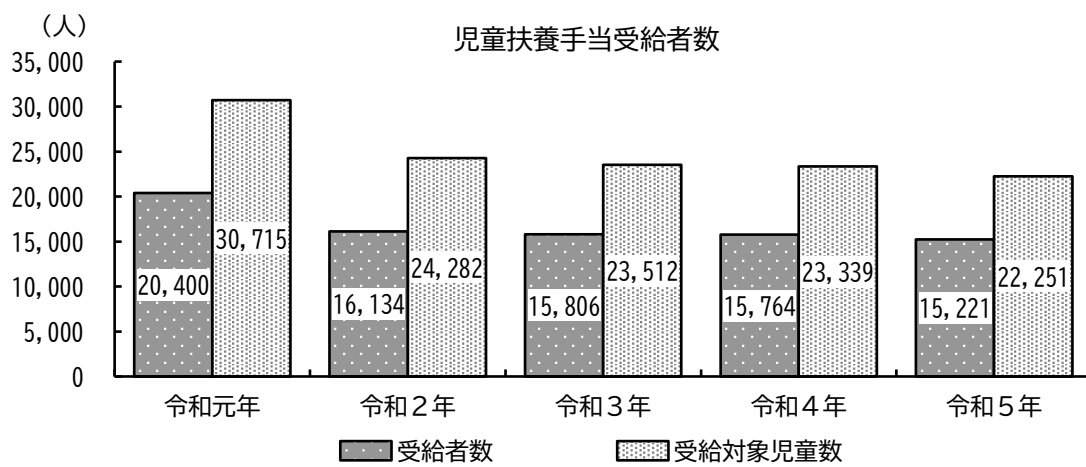
資料：茅ヶ崎市（こども育成相談課）

療育相談件数の推移



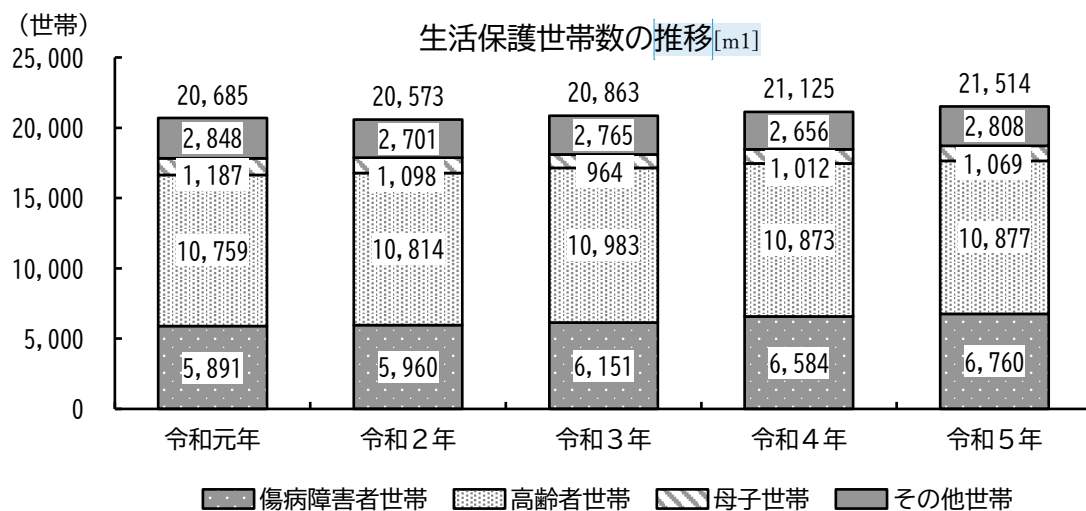
資料：茅ヶ崎市（こども育成相談課）

児童扶養手当受給者数

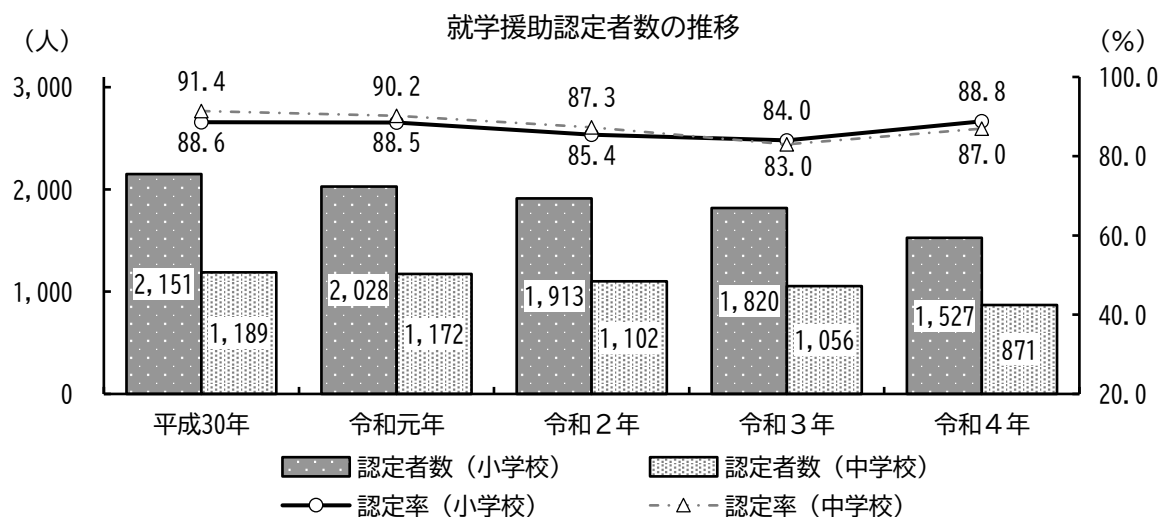


※ 受給者数・受給対象児童数は、延べ人数

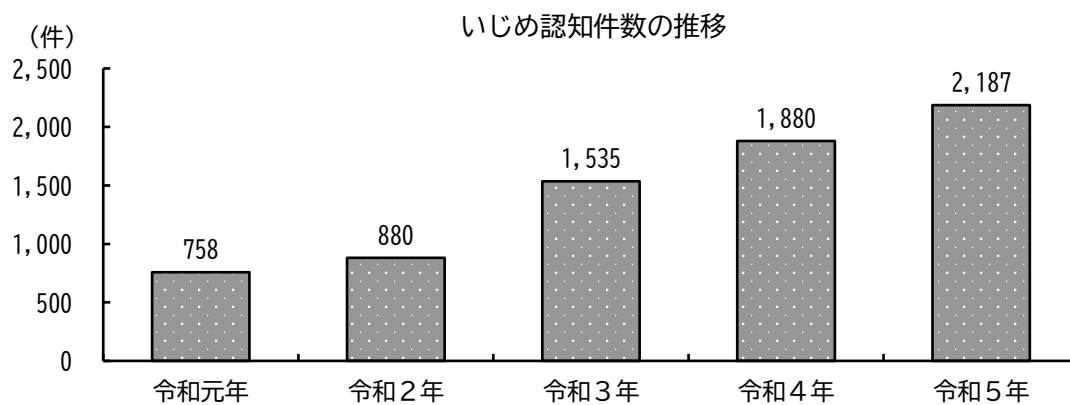
資料：茅ヶ崎市（こども政策課）



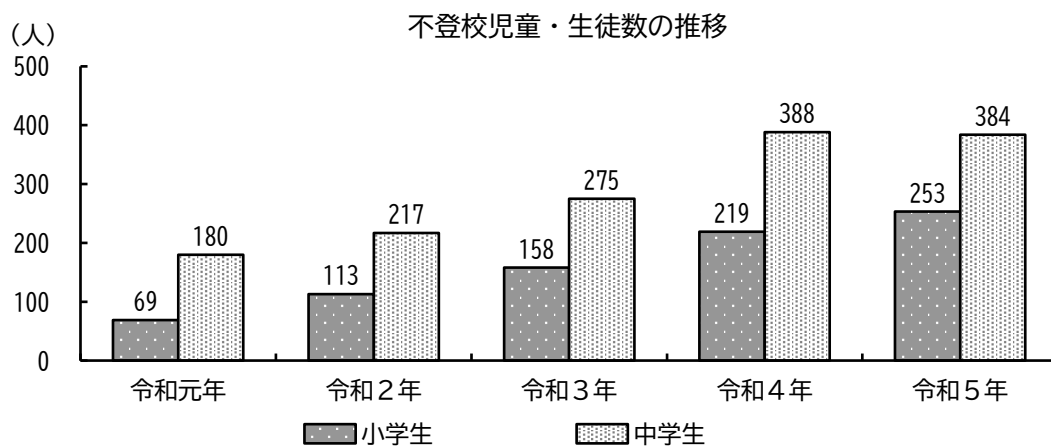
※ 世帯数は、延べ世帯数
資料：茅ヶ崎市（生活支援課）



資料：茅ヶ崎市（学務課）



資料：茅ヶ崎市（学校教育指導課）



資料：茅ヶ崎市（学校教育指導課）

2 アンケートからみる本市の現状

(1) 茅ヶ崎市子ども・子育て支援に関するアンケート調査概要

① 調査の目的

現在本市が推進している「第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」の進行管理と、令和7(2025)年度を始期とする5年間の「茅ヶ崎市こども計画」を策定する資料として、調査を実施するものです。

② 調査対象

市内在住の就学前児童（0歳から5歳まで）の保護者から無作為抽出

市内在住の小学生（6歳から11歳まで）の保護者から無作為抽出

市内在住の小学生（9歳から11歳まで）から無作為抽出

③ 調査期間

令和5(2023)年12月～令和6(2024)年1月

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

		配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童 (保護者)	令和5(2023)年度調査	5,000通	2,517通	50.3%
	平成30(2018)年度調査	5,000通	2,845通	56.9%
小学生 (保護者)	令和5(2023)年度調査	2,500通	1,152通	46.1%
	平成30(2018)年度調査	2,500通	1,343通	53.7%
小学生 (本人)	令和5(2023)年度調査	1,401通	599通	42.8%
	平成30(2018)年度調査	1,266通	611通	48.3%

⑥ 調査結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

(2) 茅ヶ崎市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果 就学前児童（保護者）

① 子育てを主に行っている方（単数回答）

「父母ともに」の割合が55.2%と最も高く、次いで「主に母親」の割合が42.7%となっています。平成30(2018)年度調査と比較すると、「父母ともに」の割合が増加しています。一方、「主に母親」の割合が減少しています。

② 現在の就労状況（単数回答）

1【父親】

「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、育休・介護休業中ではない」の割合が94.9%と最も高くなっています。平成30(2018)年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

2【母親】

「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が28.0%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が27.7%、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が19.3%となっています。平成30(2018)年度調査と比較すると、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。

③ 平日「定期的に」利用している教育・保育事業（複数回答）

「認可保育所」の割合が54.2%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が33.3%となっています。平成30(2018)年度調査と比較すると、「認可保育所」の割合が増加しています。

④ 平日「定期的に」利用したい教育・保育事業（複数回答）

「認可保育所」の割合が57.4%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が44.1%、「認定子ども園」の割合が40.2%となっています。平成30(2018)年度調査と比較すると、「認可保育所」、「小規模保育事業」、「居宅訪問型保育」の割合が増加しています。一方、「幼稚園」の割合が減少しています。

⑤ 利用する教育・保育事業を選ぶときに重視すること（複数回答）

「家から近い」の割合が74.1%と最も高く、次いで「給食がある」の割合が61.4%、「のびのびと体を動かすことを重視している」の割合が59.2%となっています。平成30(2018)年度調査と比較すると、「0～2歳から利用できる」の割合が増加しています。一方、「家から近い」、「費用が安い」、「教育・保育事業の方針や内容が充実している」、「しつけがしっか

りしている」、「読み書きや数の勉強など教育が充実している」、「のびのびと体を動かすことを重視している」、「評判が良い」の割合が減少しています。

⑥ 子育て支援センターの利用状況（複数回答）

「利用していない」の割合が76.7%と最も高く、次いで「利用している」の割合が19.3%となっています。平成30(2018)年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加しています。

⑦ 子育て支援センターなどの利用意向（複数回答）

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が65.4%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が19.2%となっています。平成30(2018)年度調査と比較すると、「利用していないが、今後利用したい」、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が増加しています。一方、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が減少しています。

⑧ ちがさき子育て応援サイトの認知度

平成30(2018)年度調査と比較すると、「いいえ」の割合が増加しています。一方、「はい」の割合が減少しています

⑨ こどもが怪我や病気の際の対応

「母親が休んだ」の割合が79.2%と最も高く、次いで「父親が休んだ」の割合が49.9%、「(同居者を含む)親族・知人にこどもを看てもらった」の割合が27.1%となっています。平成30年度調査と比較すると、「父親が休んだ」、「母親が休んだ」の割合が増加しています。

⑩ 病児・病後児のための保育施設等を利用したいか（単数回答）

「病児・病後児保育施設等を利用したい」の割合が35.2%、「利用したいとは思わない」の割合が63.4%となっています。平成30(2018)年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

⑪ 放課後（平日の小学校終了後）の時間過ごさせたい日数

【公民館、図書館等の公的施設】

「1日」の割合が74.2%と最も高くなっています。平成30(2018)年度調査と比較すると、「2日」の割合が減少しています。

⑪ 育児休業の取得状況（単数回答）

1 【父親】

「取得していない」の割合が72.4%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が22.6%となっています。平成30(2018)年度調査と比較すると、「取得した（取得中で

ある)」の割合が増加しています。一方、「取得していない」の割合が減少しています。

2【母親】

「取得した（取得中である）」の割合が57.3%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が34.4%となっています。平成30(2018)年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。

⑫ こどもを育てている現在の生活の満足度（単数回答）

「どちらかといえば満足している」の割合が45.7%と最も高く、次いで「満足している」の割合が23.6%、「どちらともいえない」の割合が15.7%となっています。

⑬ 子育てで特に困ること、困ったこと（あてはまるもの3つまでに○）

「こどもが安全に通れる道路がないこと」の割合が41.9%と最も高く、次いで「暗い通りや見通しのきかないところが多く、こどもが犯罪の被害にあわないか心配なこと」の割合が31.5%、「いざというときにこどもを預かってくれる人がいないこと」の割合が30.2%となっています。平成30(2018)年度調査と比較すると、「こどもが安全に通れる道路がないこと」、「交通機関や建物、道路について構造や放置自転車が多いことなど、ベビーカーでの移動に不自由なこと」、「いざというときにこどもを預かってくれる人がいないこと」、「親自身が友達を作れる場や機会がないこと」の割合が増加しています。

⑭ こどもについて不安・疑問がある場合に、平日夜間・休日に対応した専門職による「web フォームでの相談」、「チャットでのオンライン相談」などのサービスがあれば、利用したいか（単数回答）

「無料なら利用したい」の割合が78.7%と最も高く、次いで「利用したくない」の割合が11.2%となっています。

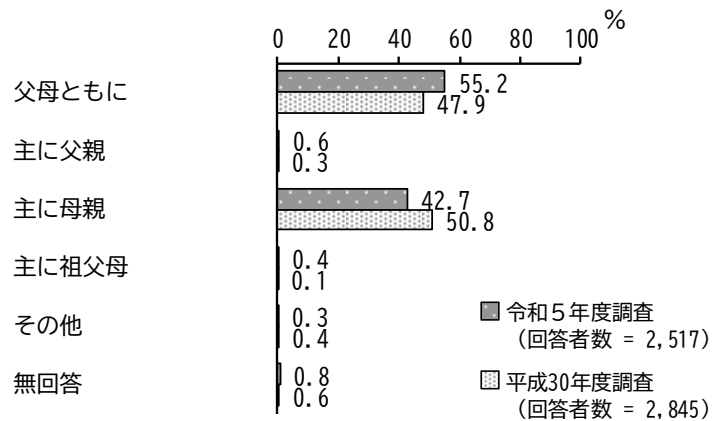
⑮ 今後力を入れるべきども・子育て支援策（複数回答）

「仕事と子育ての両立を図るための環境の整備」の割合が54.3%と最も高く、次いで「多様な遊びや体験、こどもが活躍できる機会の創出」の割合が50.6%、「幼稚園や保育所（園）の箇所数や内容の充実」の割合が49.3%となっています。平成30(2018)年度調査と比較すると、「子育てに関する情報提供の充実」、「児童虐待に対する対策の充実」、「子育ての負担軽減のためのヘルパー派遣など」の割合が増加しています。一方、「地域におけるこどもの居場所の充実」、「幼稚園や保育所（園）の箇所数や内容の充実」の割合が減少しています。

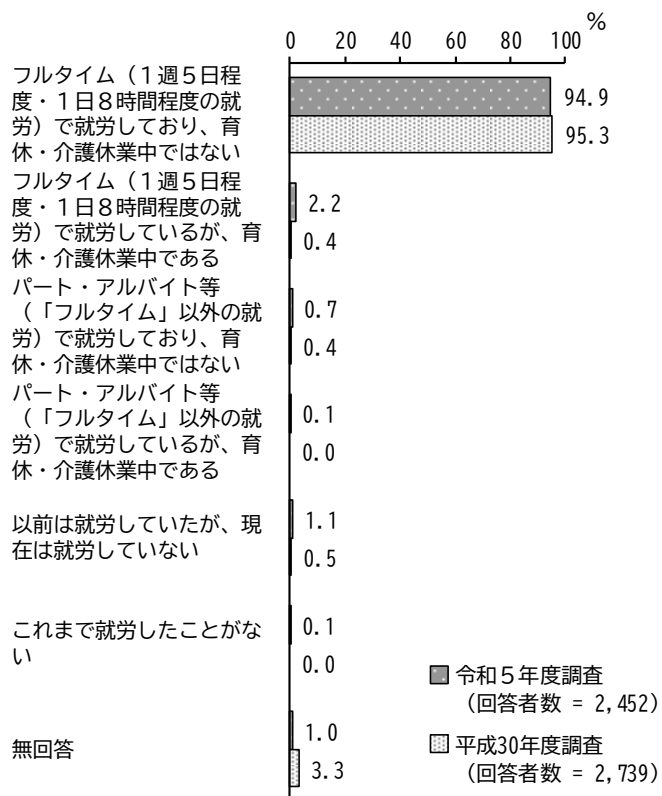
⑯ 今後力を入れるべき少子化対策（複数回答）

「経済支援（教育費など）」の割合が77.1%と最も高く、次いで「子育て支援」の割合が68.0%、「家庭と仕事の両立支援」の割合が63.8%となっています。

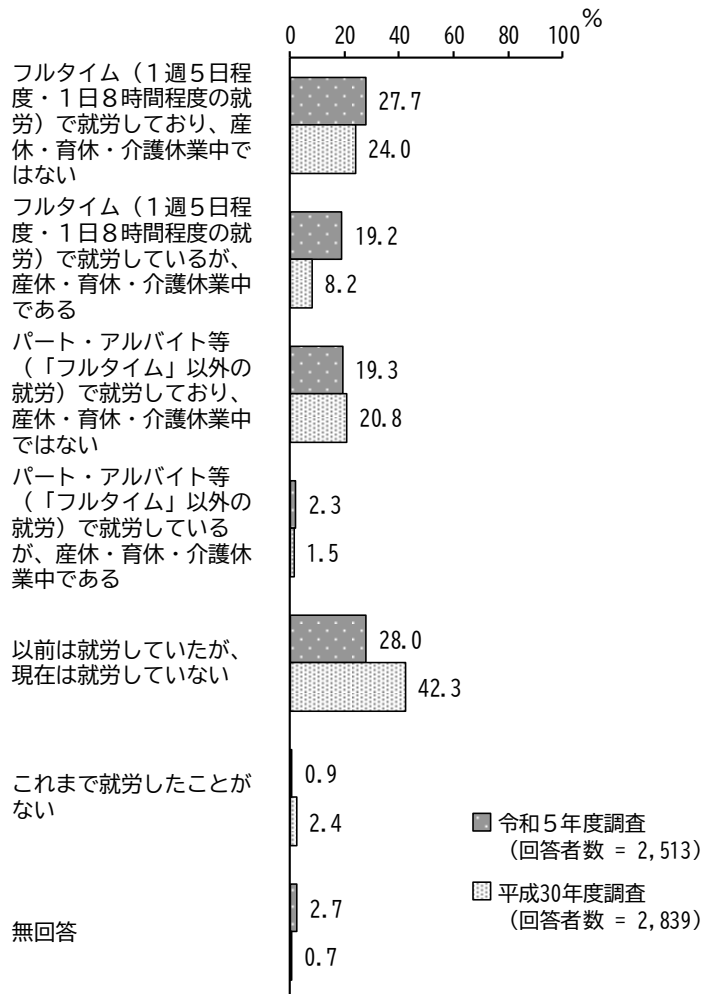
① 子育てを主に行っている方（単数回答）



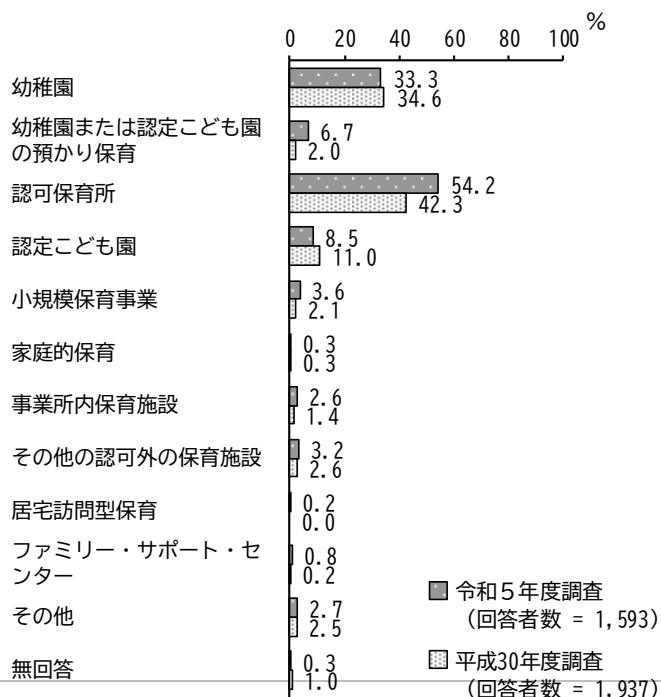
② - 1 現在の就労状況（単数回答）【父親】



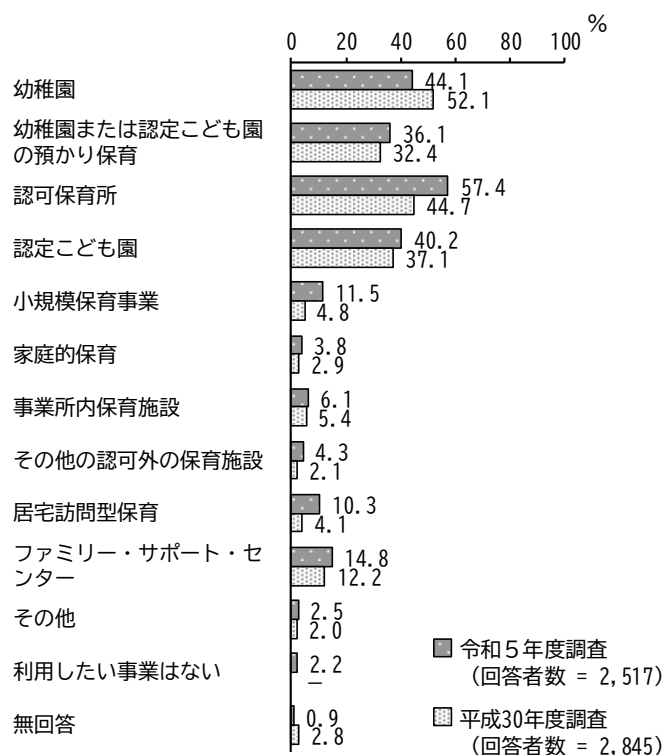
② - 2 現在の就労状況（単数回答）【母親】



③ 平日「定期的に」利用している教育・保育事業（複数回答）

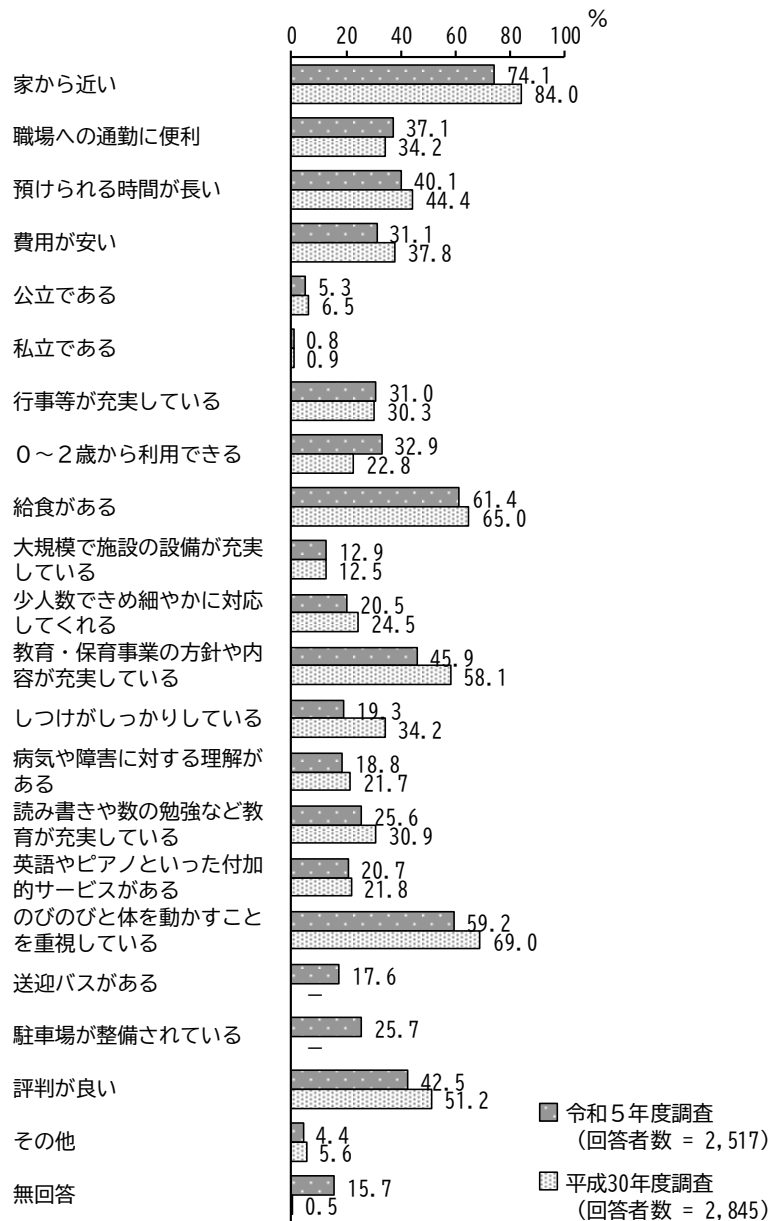


④ 平日「定期的に」利用したい教育・保育事業（複数回答）



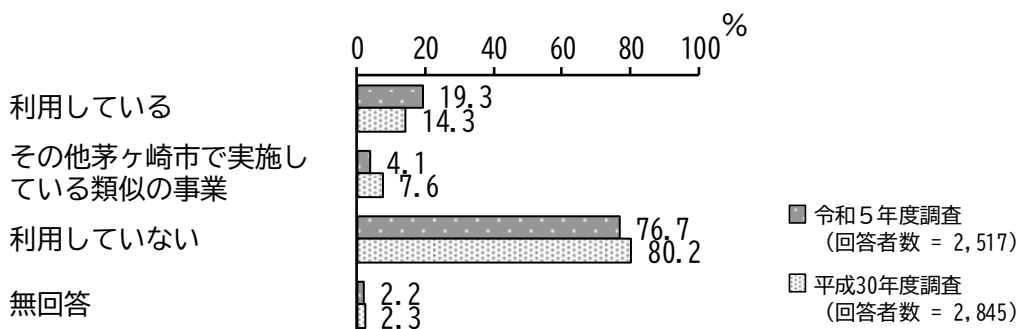
※ 前回調査では、「利用したい事業はない」の選択肢はありませんでした。

⑤ 利用する教育・保育事業を選ぶときに重視すること（複数回答）

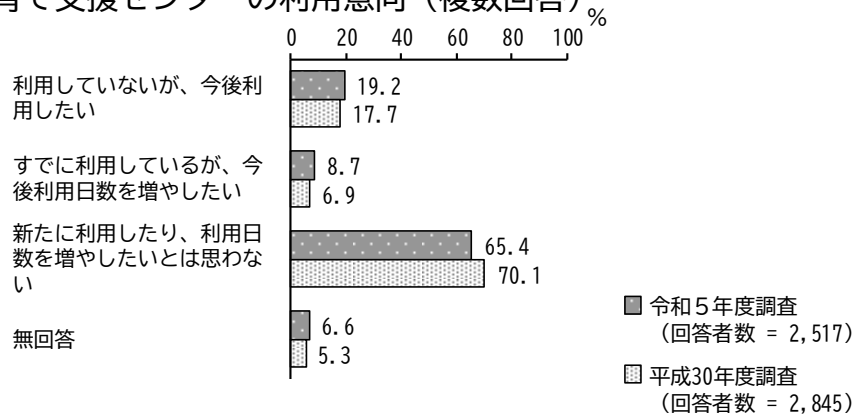


※ 前回調査では、「送迎バスがある」、「駐車場が整備されている」の選択肢はありませんでした。

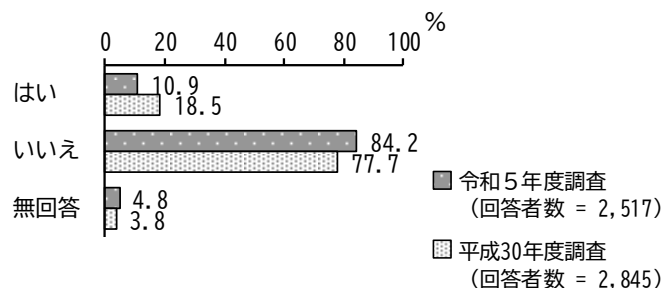
⑥ 子育て支援センターの利用状況（複数回答）



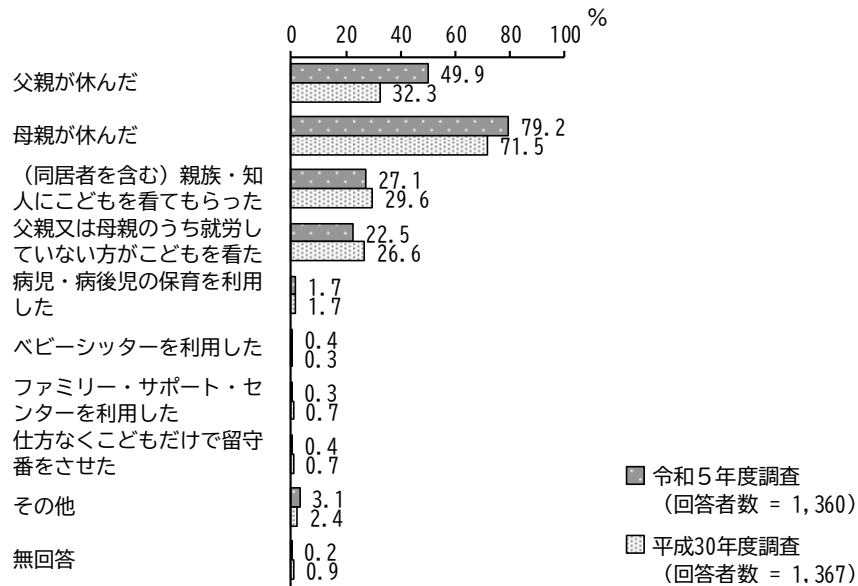
⑦ 子育て支援センターの利用意向（複数回答）%



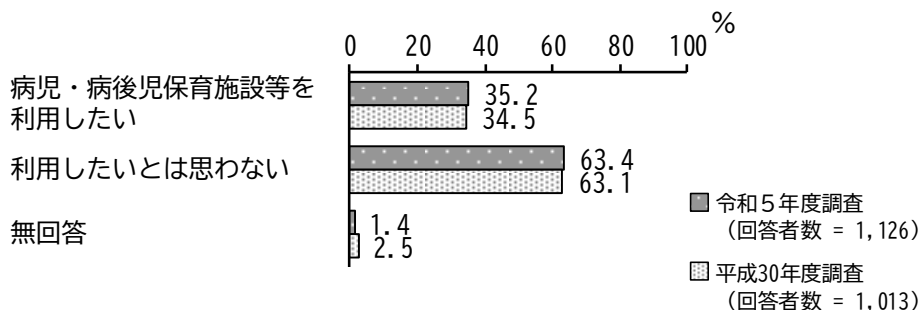
⑧ ちがさき子育て応援サイトの認知度



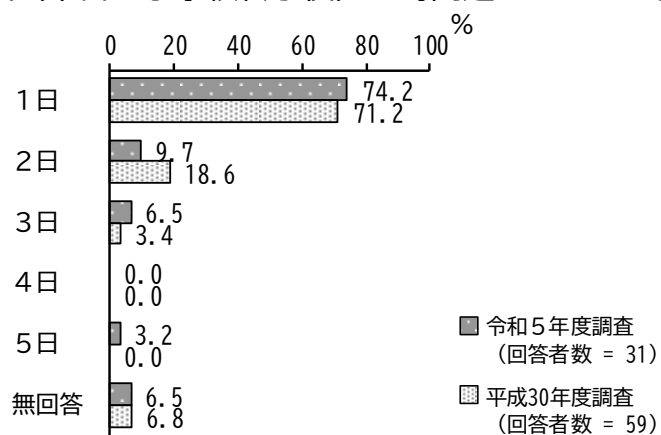
⑨ こどもが怪我や病気の際の対応



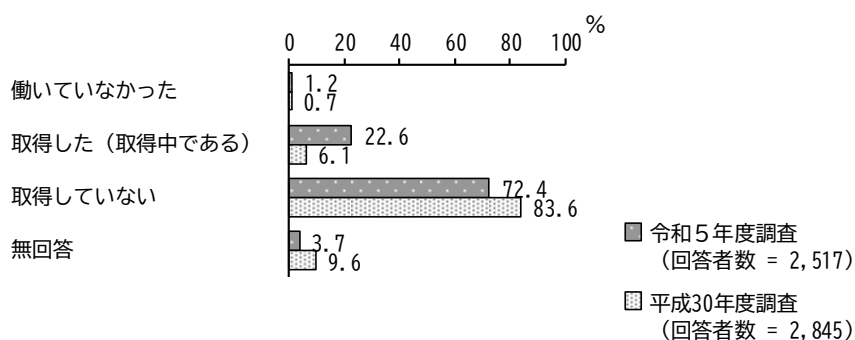
⑩ 病児・病後児のための保育施設等を利用したいか（単数回答）



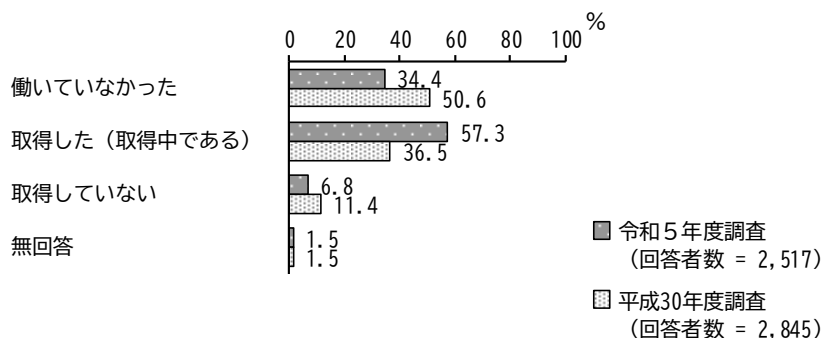
⑪ 放課後（平日の小学校終了後）の時間過ごさせたい日数



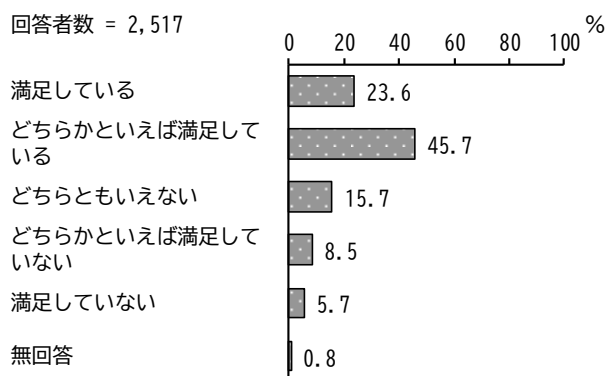
⑫ - 1 育児休業の取得状況（単数回答）【父親】



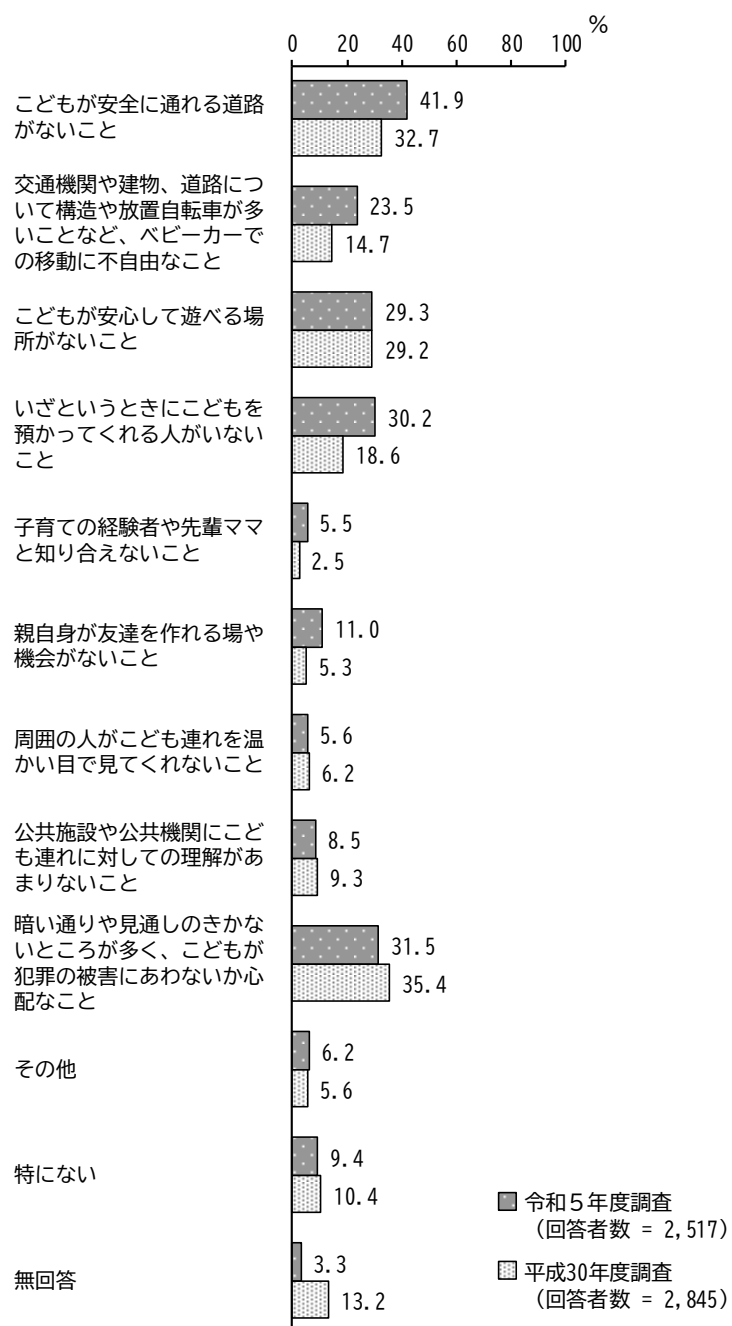
⑫ - 2 育児休業の取得状況（単数回答）【母親】



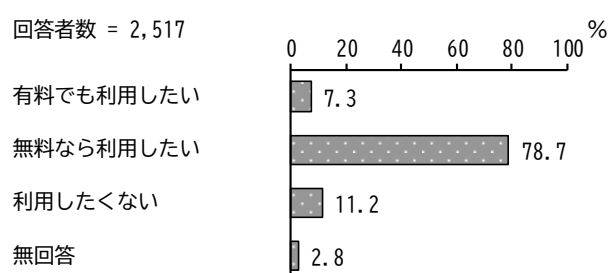
⑬ こどもを育てている現在の生活の満足度（単数回答）



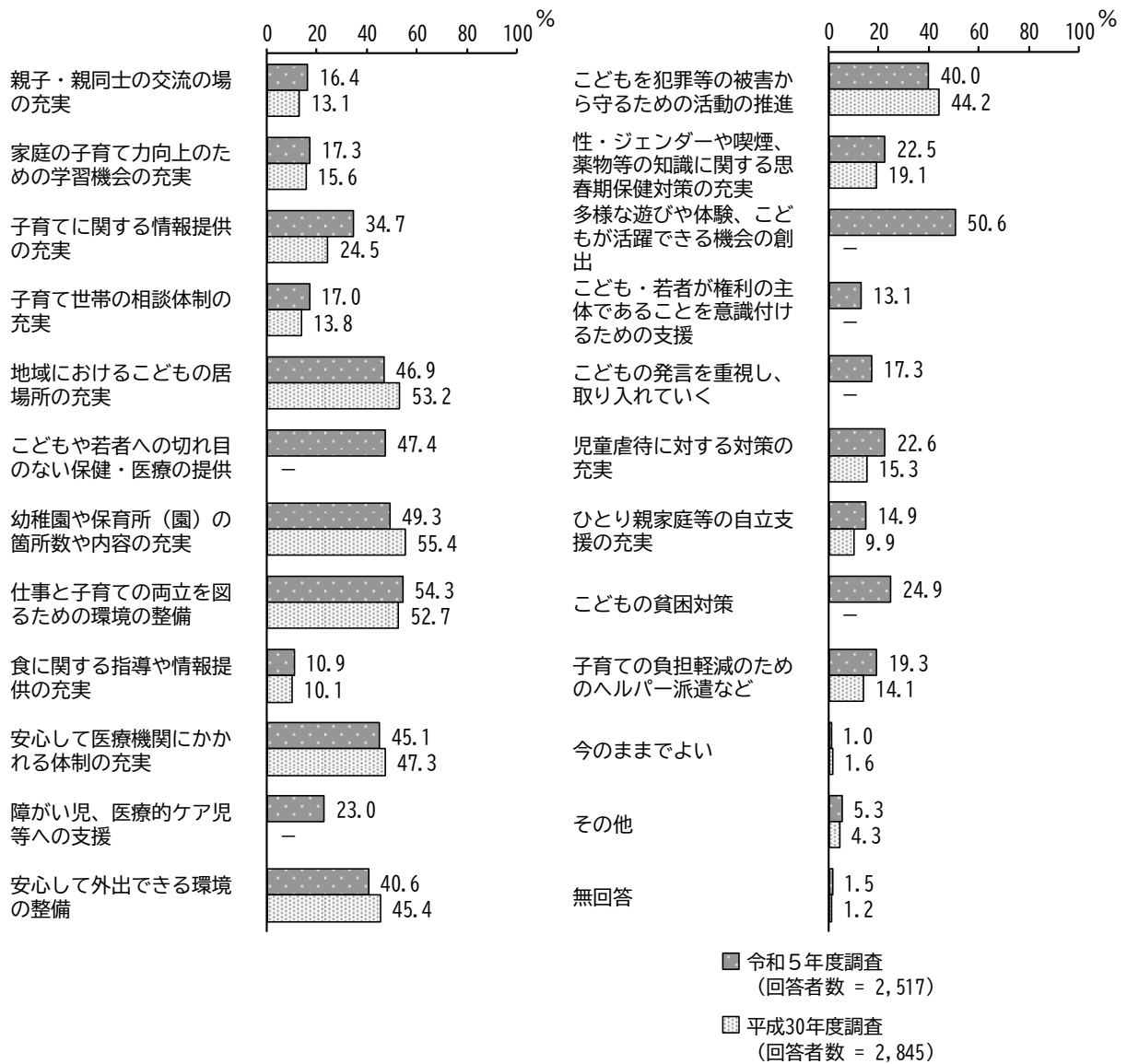
⑭ 子育てで特に困ること、困ったこと（あてはまるもの3つまでに○）



⑮ こどもについて不安・疑問がある場合に、平日夜間・休日に対応した専門職による「web フォームでの相談」、「チャットでのオンライン相談」などのサービスがあれば、利用したいか（単数回答）



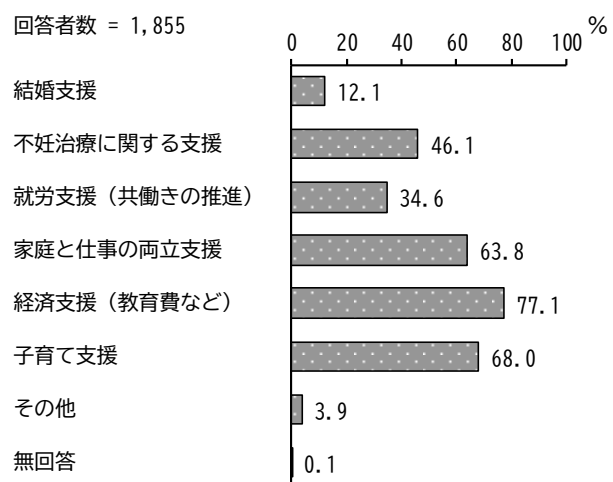
⑯ 今後力を入れるべき子ども・子育て支援策（複数回答）



※ 前回調査では、「こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供」、「障がい児、医療的ケア児等への支援」、「多様な遊びや体験、こどもが活躍できる機会の創出」、「こども・若者が権利の主体であることを意識付けるための支援」、「こどもの発言を重視し、取り入れていく」、「こどもの貧困対策」の選択肢はありませんでした。

⑰ 今後力を入れるべき少子化対策（複数回答）

回答者数 = 1,855



(3) 茅ヶ崎市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果 小学生（保護者）

① 今後力を入れるべき子ども・子育て支援策（複数回答）

「こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供」の割合が54.7%と最も高く、次いで「仕事と子育ての両立を図るための環境の整備」の割合が53.1%、「地域におけるこどもの居場所の充実」の割合が48.5%となっています。平成30(2018)年度調査と比較すると、「子育てに関する情報提供の充実」、「仕事と子育ての両立を図るための環境の整備」、「性・ジェンダーや喫煙、薬物等の知識に関する思春期保健対策の充実」、「児童虐待に対する対策の充実」、「ひとり親家庭等の自立支援の充実」、「子育ての負担軽減のためのヘルパー派遣などの充実」の割合が増加しています。一方、「安心して医療機関にかかる体制の充実」の割合が減少しています。

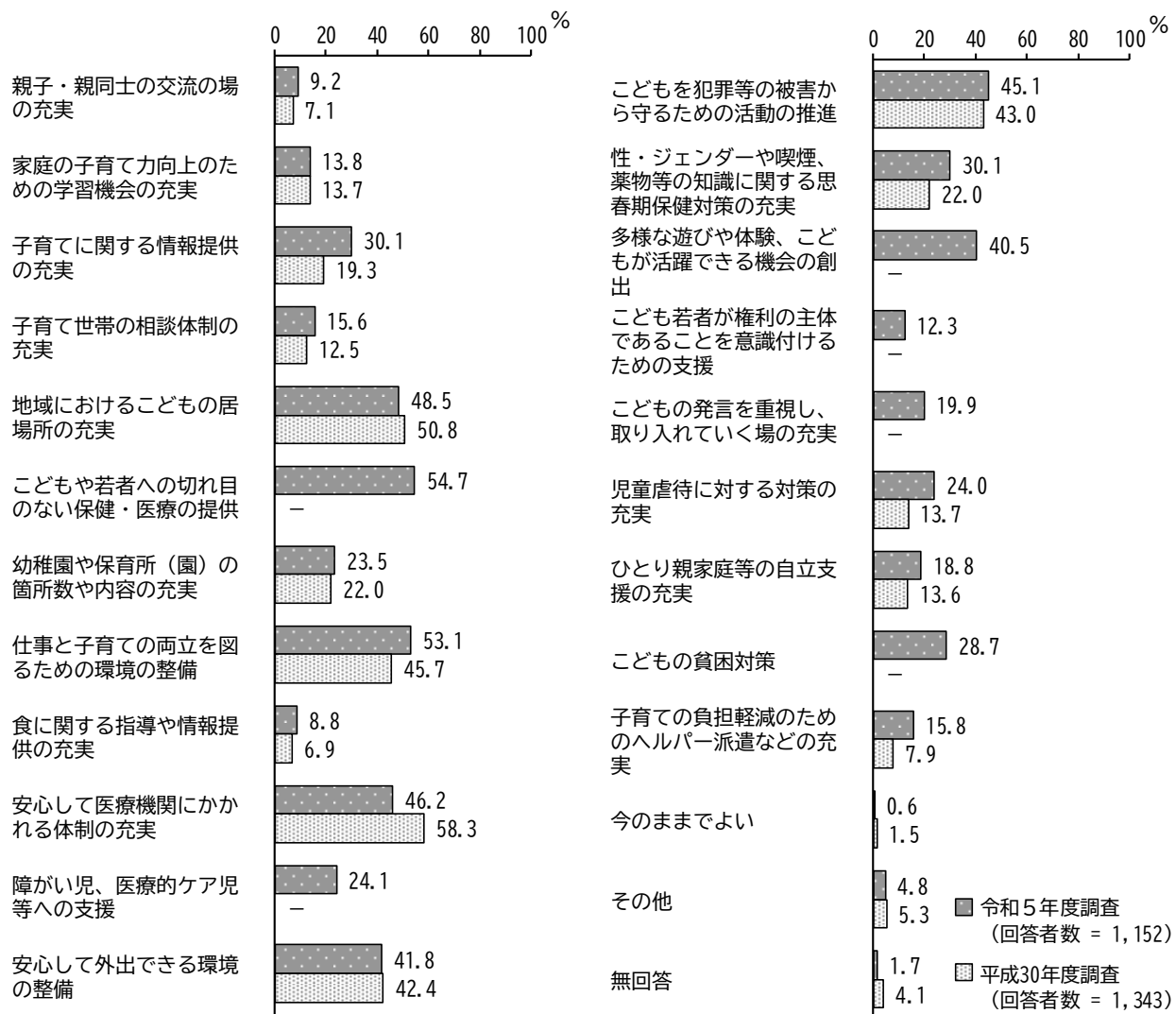
② 茅ヶ崎市における子育ての環境や支援への満足度

満足度について、「1 満足度が低い」から「5 満足度が高い」までの回答の結果、中間の「3」の割合が 38.5%と最も高く、次いで「2」の割合が 26.8%、「4」の割合が 15.8%となっています。平成30(2018)年度調査と比較すると、「3」「4」「5」の割合が増加し、「1」「2」の割合が減少しています。

③ 犯罪の被害について

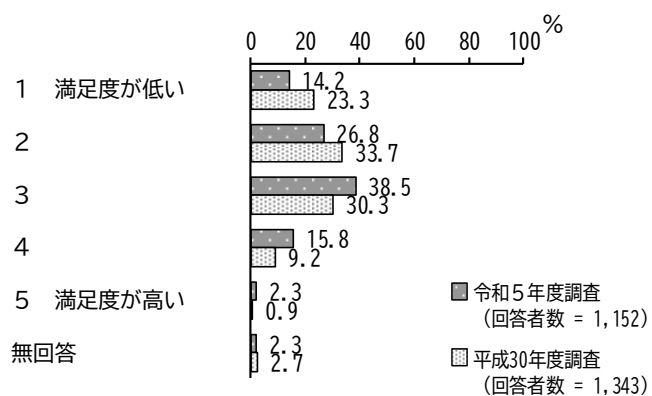
犯罪の被害の有無は、「ない」の割合が93.1%と最も高くなっています。平成30(2018)年度調査と比較すると、「ある」「あいさうになったことはある」の割合が増加しています。

① 今後力を入れるべき子ども・子育て支援策（複数回答）

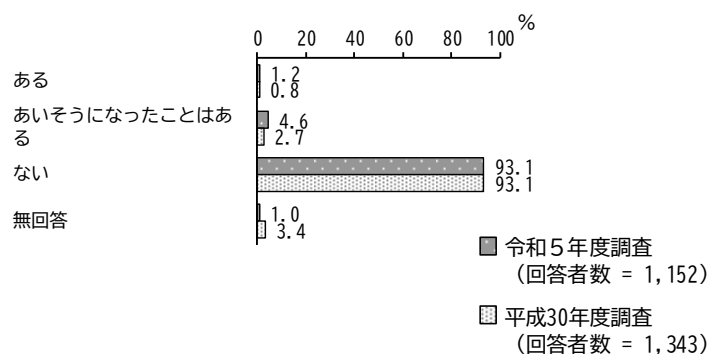


※ 前回調査では、「こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供」、「障がい児、医療的ケア児等への支援」、「多様な遊びや体験、こどもが活躍できる機会の創出」、「こども若者が権利の主体であることを意識付けるための支援」、「こどもの発言を重視し、取り入れていく場の充実」、「こどもの貧困対策」の選択肢はありませんでした。

② 茅ヶ崎市における子育ての環境や支援への満足度



③ 犯罪の被害について



(4) 茅ヶ崎市子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果 小学生（本人）

① 食事をいっしょにする相手（単数回答）

1【学校のある日の朝ごはん】

「家族といっしょに食べる」の割合が59.6%と最も高く、次いで「1人で食べる」の割合が19.9%、「こどもたちだけで食べる」の割合が17.9%となっています。平成30(2018)年度調査と比較すると、「1人で食べる」の割合が増加しています。

2【学校のある日の夕ごはん】

「家族といっしょに食べる」の割合が95.5%と最も高くなっています。平成30(2018)年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

② 持っているもの（複数回答）

「自転車」の割合が94.5%と最も高く、次いで「おもちゃやカードゲームなど」の割合が86.5%、「ゲーム機」の割合が86.3%となっています。平成30(2018)年度調査と比較すると、「スマートフォン」の割合が増加しています。一方、「自分だけの本や図かん」、「こども部屋（きょうだいといっしょも含む）」、「こども専用の勉強机」、「携帯電話（電話やメールのみ）」の割合が減少しています。

③ なやみや心配ごとがあるとき、話したり、相談したりできる人がいるか（複数回答）

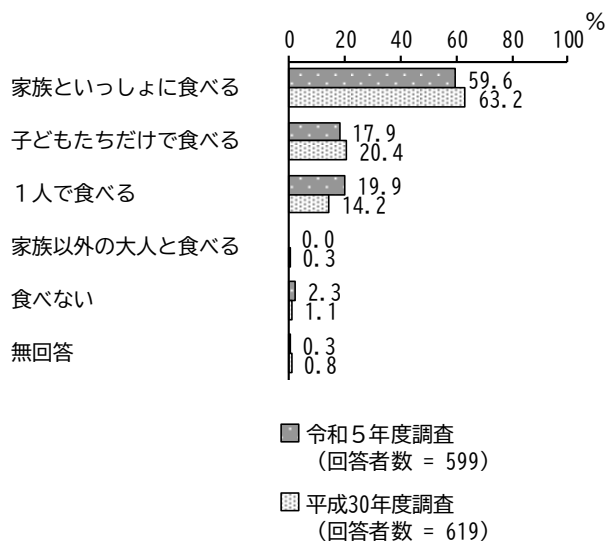
「母親」の割合が78.1%と最も高く、次いで「友だち」の割合が62.1%、「父親」の割合が55.3%となっています。平成30(2018)年度調査と比較すると、「父親」、「学校の先生」の割合が増加しています。

④ こどもの権利の中で特に大切だと思うこと（複数回答）

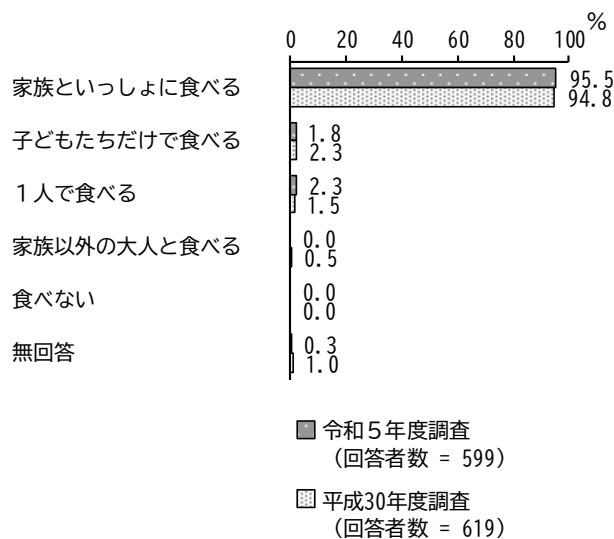
「障がいのある子が差別されないこと」の割合が70.1%と最も高く、次いで「自由な時間をもつこと」の割合が69.9%、「言葉や暴力で傷つけられないこと」の割合が68.1%となっています。

① 食事をいっしょにする相手（単数回答）

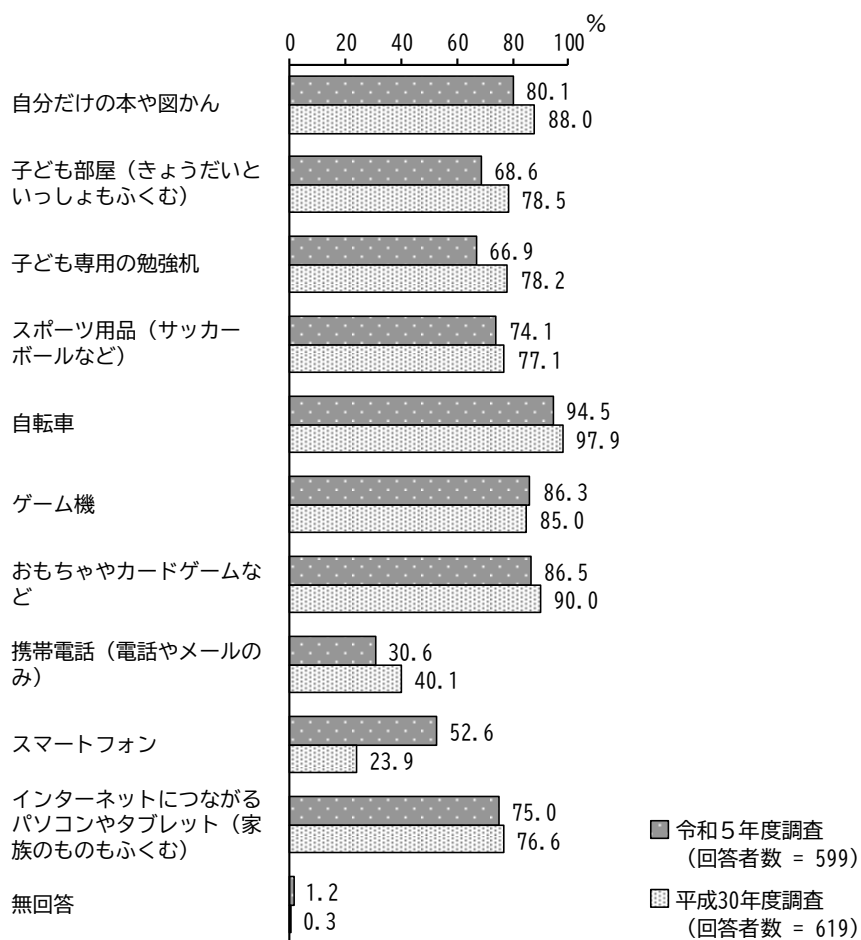
① - 1 【学校のある日の朝ごはん】



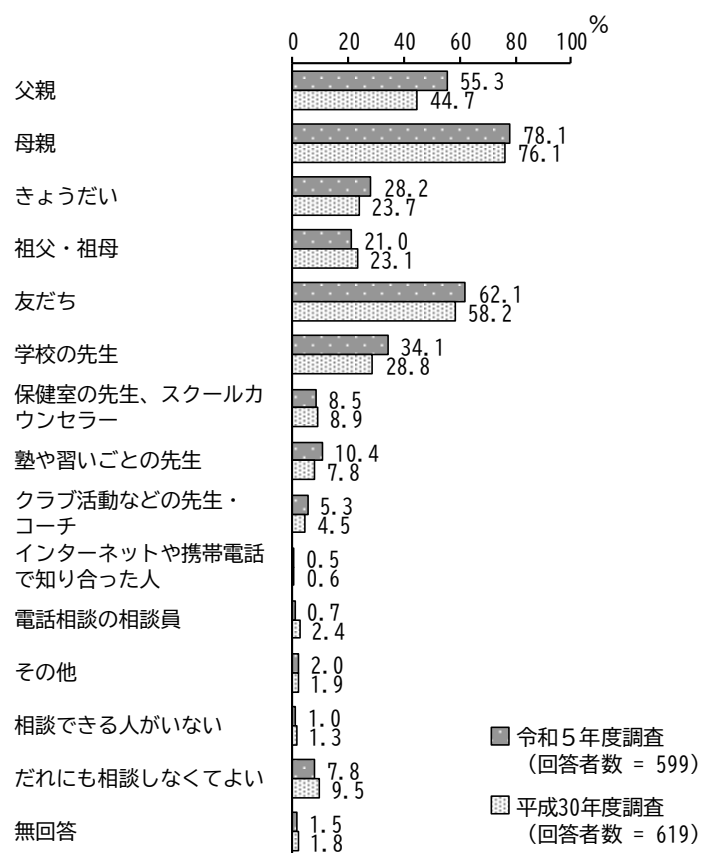
① - 2 【学校のある日の夕ごはん】



② 持っているもの（複数回答）

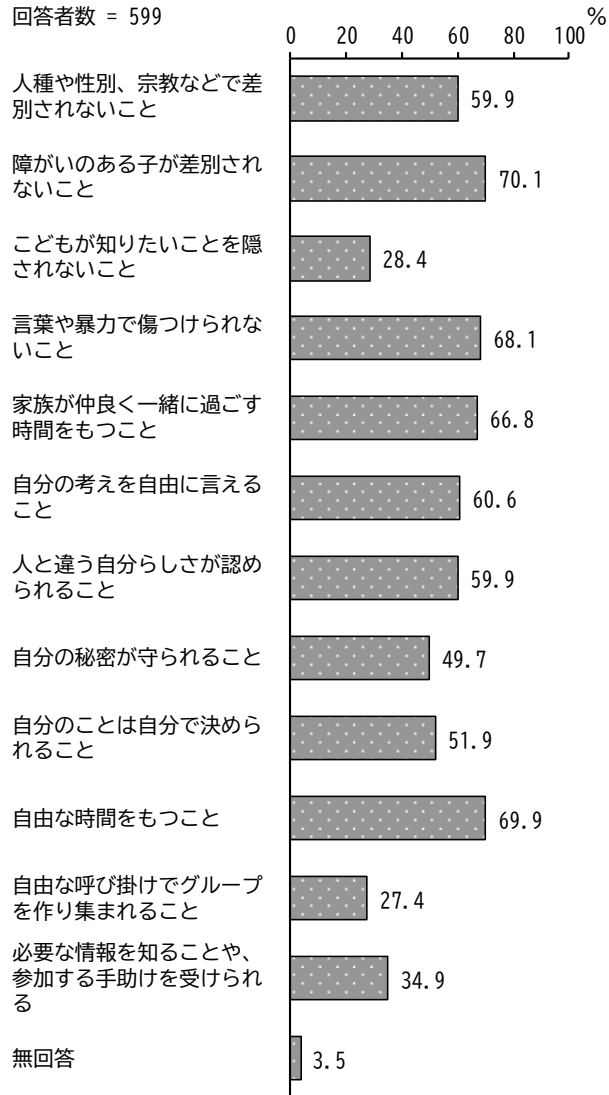


③ なやみや心配ごとがあるとき、話したり、相談したりできる人がいるか
(複数回答)



④ こどもの権利の中で特に大切だと思うこと（複数回答）

回答者数 = 599



3 こどもの意見を聴く取り組みからみる本市の現状

(1) こどもの意見を聴く取り組みで出た意見等

こどもの意見を聴く取り組みの中で、こどもたちから直接聞き取った意見、市民討論会で出た意見、こどもモニターに寄せられた主な意見等は次のとおりです。その他、意見は資料編に掲載します。

①地域社会に関する意見

No.	取り組みの内容	意見等
1	関係施設に訪問しての職員によるヒアリング（小学生）	[好きな場所（主な意見）] ・動物がいる公園 ・インクルーシブぶらんこがある公園 ・ぶらんこができる公園 ・動物園、水族館 [苦手な場所（主な意見）] ・暗い場所 ・知らない人に話しかけられる場所 ・海 ・病院
2	こどもモニター （小学4年生～高校生世代）	[茅ヶ崎市が「すごく好き」「まあまあ好き」という方の割合] ・小学生 87.1% ・中学生 76.3% ・高校生 67.7%
3	市民討論会 （おとな版・こども版）	[市内施設への意見] ・無料で学んだり遊んだりできるスペースや、本を読んだり自習できる公共スペースを増やしてほしい。 [市内施設への意見] ・赤ちゃんが病気になってもすぐに治療できる病院がほしい。 ・子育て費用の補助や無償化（タクチケ、紙おむつ、給食費、制服など）を実施してほしい ・子連れ歓迎のお店が増えてほしい

②子ども自身に関する意見

No.	取り組みの内容	意見等
1	関係施設に訪問しての職員によるヒアリング（未就学児）	[苦手なこと・困っていること（主な意見）] ・親から怒られること、兄弟姉妹間の喧嘩 ・親のたばこのにおい ・家族に遊んでももらえない ・習い事
	関係施設に訪問しての職員によるヒアリング（中学生）	[将来について] ・兄の受験をみていると自分が受験を迎えることが少し怖い ・進路、受験、人間関係に不安を感じている。 ・就職という人生の新たな一歩までうまく進めることができるか不安を感じている ・やりたいことはあるが適切な進学先が分からない
	関係施設に訪問しての職員によるヒアリング（高校生）	[困っていること（主な意見）] ・大学進学にあたり、金銭面で不安を感じている ・できれば奨学金は借りたくない ・信頼できる人が身近にいない
		[苦手な時間や過ごし方（主な意見）] ・アルバイト先の人間関係 ・大きな音がする場所や人が多い場所が苦手 ・施設で暮らしているため1人の時間が苦手 ・施設内に同年代の入居者がいない。信頼できる職員も数人しかいないため、信頼できる職員がいない時間が苦手
	関係施設に訪問しての職員によるヒアリング（大学生）	[結婚や子どもを産み育てることへの展望] ・早く結婚して子どもは2人か3人くらいほしい ・育休の取得を何回か繰り返すことは効率が悪いので、双子を産んで一度に終わらせたい ・子どもは兄と妹の組み合わせで双子か年子が理想的。お互いに協力し合い成長してほしい ・子どもはほしいが、男性と暮らすイメージがわからない ・同性同士で子どもを育てる選択肢もあって良いと思う ・学習時間に及ぼす影響は大きいと思うので、貧困家庭の孤立の問題をなんとかしてほしい ・将来のことを考えたとき、お金の不安が一番大きい
2	子どもモニター （小学4年生～高校生世代）	[将来も茅ヶ崎市に住みたいか] ■住んでもいいと思う ・小学生 74.6% ・中学生 63.6% ・高校生 70.9% ■住みたくない ・小学生 2.1% ・中学生 6.1% ・高校生 19.4%
3	市民討議会 （おとな版・子ども版）	[遊び場について] ・大きな公園や屋内の公園ボールで遊べる公園がほしい ・遊具を直してまた使えるようにしてほしい ・雨の日でも遊べる屋内の遊び場があると良い ・異年齢の子どもが集まり遊べる公園に大型遊具がほしい ・公園の駐車場を無料にしてほしい ・公園がさみしい感じのところが多い
	市民討議会 （子ども版）	[市に求めるもの] ・子どもとお年寄りが一緒に遊べる公園の整備 ・人と人が繋がれる施設整備
	市民討議会 （おとな版）	[市に求めるもの] ・安全に遊べる場の整備 ・色々なことを体験できる場の整備

4 「子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況（振り返り）

本計画の策定においては、「茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況を、アンケート調査結果等に基づき、評価指標の進捗状況を整理しました。

進捗の考え方

- ↑：現状が策定時から目標の方向に対して進捗している（改善傾向）
- ↓：現状が策定時から目標の方向に対して後退している（悪化傾向）

（１）地域社会の役割や働きやすい環境等に関する評価結果

地域における子育ての支援として、ファミリー・サポート・センターの会員数を増やし、こどもを預けたい保護者の依頼に対応できる体制を確保しました。また、子育てにおける相談機能を強化するため、市内複数の保育所で、在園の有無に関わらず育児不安に応える育児相談支援事業を行いました。さらに、育児相談を行う利用者支援事業の拠点を「香川駅前子育て支援センター」から市の中心部に位置する「茅ヶ崎市駅北口子育て支援センター」に移し、利便性の確保に努めました。

保護者が働きやすい環境を確保するため、平成 28(2016)年に「新たな待機児童解消対策」を策定して重点的に待機児童解消対策を実施しています。施設整備や保育士確保に向けた取り組みとして、処遇改善、働きやすい環境整備、就職相談会等の採用活動を積極的に行い、令和 2(2020)年 4 月に待機児童ゼロを達成し、その後も比較的少ない状態を維持していましたが、申請児童数は増加傾向にあります。

評価としては、「ファミリー・サポート・センター事業の会員数」の指標については目標を達成しているものの、「身近に子育ての協力者がいない保護者の割合」の指標は改善傾向ではありません。また、「出産前後に離職した母親のうち、両立支援環境が整っていればやめなかった人の割合」「育児休業明けに、希望する保育サービスが利用できた保護者の割合」「父親不在の子育てについて、社会的にも・わが家でも問題であると答えた保護者の割合」の指標で目標を達成できていません。

評価結果を踏まえ、地域社会全体でこどもや子育て当事者を支える機能の拡充や、保護者が希望する保育サービスの利用を可能とするため、申請児童数の増加に対応するための待機児童対策を行う必要があります。

①「地域における子育ての支援」

評価指標		評価手段	第1期計画 (H25)	第2期計画 (H30)	目標	現状 (R5)	進捗
身近に子育ての協力者がいない保護者の割合	就学前児童	アンケート調査	8.9%	12.0%	減少	13.5%	↓
	小学生		6.7%	7.1%		9.2%	↓
ファミリー・サポート・センター事業の会員数		統計	2,488人 501人 402人	2,946人 544人 470人	増加	3,149人 539人 494人	↑

②「乳幼児期の教育・保育」

評価指標		評価手段	第1期計画 (H25)	第2期計画 (H30)	目標	現状 (R5)	進捗
こどもの教育について、日頃悩んでいる・気になっていると答えた保護者の割合	就学前児童	アンケート調査	41.0%	40.3%	減少	39.2%	↑
	小学生		37.2%	40.5%		39.3%	↑
出産前後に離職した母親のうち、両立支援環境が整っていればやめなかった人の割合	就学前児童	アンケート調査	12.7%	11.5%	減少	14.4%	↓
育児休業明けに、希望する保育サービスが利用できた保護者の割合	就学前児童	アンケート調査	40.3%	54.2%	増加	51.3%	↓
父親不在の子育てについて、社会的にも・わが家でも問題であると答えた保護者の割合	就学前児童	アンケート調査	31.3%	39.9%	減少	41.5%	↓
	小学生		26.5%	34.1%		36.5%	↓

(2) こどもの生活環境や安全に関する評価結果

こどもが安全に安心して暮らすことができるよう、歩道の整備、防犯灯の設置、警察と連携した防犯に関する取り組みや通学路の安全点検などを行いました。

評価としては、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、こどもが犯罪にあわないか心配と感じている保護者の割合」は目標を達成しましたが、その他の指標は、目標を下回る結果となりました。

評価結果を踏まえ、引き続き、こどもの安全・安心の確保に向けた取り組みが必要です。

「こどもの生活環境・安全の確保」

評価指標		評価手段	第1期計画 (H25)	第2期計画 (H30)	目標	現状 (R5)	進捗
こどもが安全に通れる道路がないことに困っていると答えた保護者の割合	就学前児童	アンケート調査	35.4%	32.7%	減少	41.9%	↓
こどもが安心して遊べる場所がないことに困っていると答えた保護者の割合	就学前児童	アンケート調査	34.2%	29.2%	減少	29.3%	↓
暗い通りや見通しのきかないところが多く、こどもが犯罪にあわないか心配と感じている保護者の割合	就学前児童	アンケート調査	35.9%	35.4%	減少	31.5%	↑
こどもが犯罪の被害にあった・あいそうになったことがあると答えた保護者の割合	小学生	アンケート調査	5.5%	3.5%	減少	5.8%	↓

(3) 母子の健康増進に関する評価結果

妊婦やその家族が、妊娠期から子育て期を不安なく過ごせるように、保健師・助産師資格を持つ「母子保健コーディネーター」による相談の実施や、乳幼児の健康診査や相談事業等により、支援が必要と思われるこどもを、発育・発達支援のため、療育相談機関や医療機関、親子教室へつなげる支援を行いました。「こんにちは赤ちゃん訪問事業」では、生後4か月までの子どものいるすべての家庭を訪問し、地域の子育て情報を提供、必要な子育て支援を行いました。「乳幼児健康診査の平均受診率」の指標は目標を達成しており、母子保健体制の成果がみられますが、引き続き100%を目指していく必要があります。なお、「こんにちは赤ちゃん訪問件数」は、出生数の減少に伴い減少するため進捗の記載はありません。

母子の健康増進に関する取り組みは、きめ細やかな支援が必要であるため、引き続き、個々の状況に寄り添った適切な支援を行うことができるよう取り組みを行う必要があります。

「母子の健康増進」

評価指標		評価手段	第1期計画 (H25)	第2期計画 (H30)	目標	現状 (R5)	進捗
こんにちは赤ちゃん訪問件数	就学前児童	統計	2,013 件	1,810 件	継続	1,532 件	—
乳幼児健康診査の平均受診率	就学前児童	統計	96.2%	96.3%	増加	●●%	●

(4) 子育て当事者に関する評価結果

子育て当事者への支援として、子育て当事者が交流できる場の提供や、地域とのつながりを持つことができる居場所の拡充に向けた取り組み、支援を必要とするこどもや各家庭の状況に応じて「育児支援家庭訪問事業」や「巡回相談事業」を実施し、育児の負担軽減に努めました。

評価結果としては、「子どもを育てている現在の生活に満足していると答えた保護者の割合」「理想的な子どもの人数と、持つつもりの子どもの人数が同じと答えた保護者の割合」「子育てでどうしてよいかわからなくなることがあると答えた保護者の割合」のすべての指標において、平成 25(2013)年度と比較すると成果がみられますが、平成 30(2018)年と比較すると目標を達成できない指標が多い結果となりました。

また、「こどもを虐待してしまっていると思うことがあると答えた保護者の割合」の指標について目標を達成しており一定の成果がみられるものの、こどもを虐待してしまっていると思うことがあると回答した人が2割を超えている結果となりました。

評価結果を踏まえ、育児に不安を抱える方の孤立防止や相談体制を確保に向けた取り組みを推進する必要があります。また、虐待の未然防止や早期発見のための取り組みの強化が必要です。

①「子育て当事者への支援体制等」

評価指標		評価手段	第1期計画 (H25)	第2期計画 (H30)	目標	現状 (R5)	進捗
こどもを育てている現在の生活に満足していると答えた保護者の割合	就学前児童	アンケート調査	67.8%	69.0%	増加	69.3%	↑
	小学生		66.6%	69.0%		67.4%	↓
子育てでどうしてよいかわからなくなることがあると答えた保護者の割合	就学前児童	アンケート調査	68.9%	58.6%	減少	58.9%	↓

②「要保護・要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進」

評価指標		評価手段	第1期計画 (H25)	第2期計画 (H30)	目標	現状 (R5)	進捗
こどもを虐待してしまっていると思うことがあると答えた保護者の割合	就学前児童	アンケート調査	28.3%	21.8%	減少	20.6%	↑
児童扶養手当の受給対象児童数	延べ児童数	統計	25,684 人	24,989 人	継続	22,251 人	-

5 課題

第2章1～4に記載した現状を踏まえ、本市が抱える課題を次の4つに分けて整理しました。

1. こども・若者を取り巻く地域社会における課題
2. こども・若者自身や周辺環境における課題
3. 産前から切れ目のない支援体制における課題
4. 子育て当事者を取り巻く課題

(1) こども・若者を支える地域社会における課題

- こども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるまちを実現するためには、社会全体でこども・若者の最善の利益を考慮する気運を高めていく必要があります。そのためにも、全てのこども・若者が社会に参画する機会が確保され、地域社会全体に、こども・若者が権利の主体であることの理解促進が図られることが必要です。
- アンケート調査で、「今後市が力を入れるべき取り組み」という設問に対し、「多様な遊びや体験、こどもが活躍できる機会の創出」と回答した方は45.5%と全体の中で高い割合を占めていますが、「こども・若者が権利の主体であることを意識付けるための支援」と回答した方の割合は12.7%と低い結果となりました。こども・若者の遊びや体験及び活躍の機会に必要性を感じている一方、こども・若者が権利の主体であるということを意識付ける取り組みはあまり重視されていない傾向がありました。こども・若者が幸福な生活を送ることができるよう、こども・若者も権利の主体であること、こどもの声を聴くこと、こどもの目線でこどもにとって最善の利益を追求することが地域社会の共通認識となるよう積極的に取り組みを推進することが必要です。
- 出生数と年少人口は全国的な傾向と同様、減少⁸していますが、共働き世帯の増加等により保育所等の利用希望者は増加しています。子育て世帯の転入増加に加え、5年前の前回調査と比較し、父母ともに就労している方の割合が上昇⁹しており、保育ニーズの高まりは今後も予測されるため、保育所等や児童クラブの待機児童解消に向けた取り組みは喫緊の課題です。また、レスパイトを含む子育てをサポートする支援体制の強化や親子で利用できる子育て支援事業もより一層強化することが必要です。
- アンケート調査で、身近に子育ての協力者がいないと回答した保護者の割合が改善傾向にないことから、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、各種相談に関する事業の周知が必要な人に行き届くための取り組みが必要です。
- 多様化する就労形態や就労時間の変化を踏まえ、教育・保育事業の保護者のニーズに対応していくことが必要です。また、土曜日や日曜日・祝日やこどもの病気やケガなどに対する保育ニーズも潜在化しており、柔軟な保育サービスの充実が求められています。さらに、保育所の一時預かりや幼稚園の預かり保育などの不定期に利用できる

⁸ 12歳から29歳までのこども・若者の人口は増加傾向にあります。

⁹ 未就学児の保護者では47.9%から55.2%、小学生の保護者では50.7%から55.5%に上昇。

事業については、利用希望者が増えており、多様なニーズに対応した保育サービスの充実が求められています。

- アンケート調査で、父親不在の子育てについて、社会的にも・わが家でも問題であると答えた保護者の割合が増加しています。また、保護者の育児休業の取得率は、5年前と比較して上昇していますが、アンケート調査では、母親が57.3%（働いていなかった34.4%）に対し、父親が22.6%（働いていなかった1.2%）と大きな乖離があるため、両親ともに育児休業が取得しやすい環境づくりや、男性の家事・子育てへ参画促進を図るためにも、働き方に関する啓発を行う必要があります。男性の家事・子育てへの参画の意識改革に加え、組織において就労環境や組織風土の根本的な見直しにより様々なケースに対応した実効性の高い取り組みが図られるよう気運の醸成を図ることが必要です。
- アンケート調査において、「子育てで困ること、困ったこと」に対する回答が、「こどもが完全に通れる道路がないこと」や「暗い通りや見通しがきかないところが多く、こどもが犯罪の被害にあわないか心配なこと」が上位を占めており、子育てしやすい都市環境の整備が求められているため、公共施設、道路、公園などの整備等については、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れることや、バリアフリー化を進めるとともに、こどもや親子連れが安全に安心して利用できる公共施設等の整備を進めることが必要です。

（２） こども・若者自身や周辺環境における課題

- こども・若者が自分たちの権利について学ぶ場が限られていることから、学ぶ機会を確保し、自分自身を守る方法や、困難を抱えるときに助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進することが必要です。
- 地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要となる遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続が図られるよう体制を整備する必要があります。
- 教育・保育及び児童クラブの質の向上を図るため、保育者、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減を図る必要があります。また、保育需要に対応するためにも、保育者の確保、小学校入学後も支援が途切れないために教職員及びスクールソーシャルワーカー等を確保することなど、幅広い支援が必要です。
- 多くのこども・若者の地域にある多様な居場所、社会教育施設についても、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組むことが必要です。誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進することが必要です。
- 小学4年生から6年生までを対象としたアンケート調査の「こどもの権利の中で特に大切だと思うこと」という質問に対し、「障がいのある子が差別されないこと」の割合が70.1%と最も高く、障がいのあるこども・若者の支援の重要性がこどもたちの意識にも根付いていることが伺えます。このことから、乳幼児健診等を活用し、障がい

- の原因となる疾病等の予防と早期発見に努め、適切な療育につなげる支援体制を充実することや、地域生活支援拠点等の充実や相談支援事業所との連携などによる地域における障がい児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進することが必要です。さらに、医療的ケア児、聴覚障がい児など専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のため地域における連携体制を強化する必要があります。
- こどもの健康づくりにおいては、養護教諭の支援体制の推進や健康診断等の保健管理、薬物乱用防止教育など学校保健を推進することが必要です。また、障がいの特性や程度に応じて、一人一人の個性を伸ばし、持てる力を最大限に発揮できるよう、特別支援教育と就学相談の充実が必要です。
 - 全国的な傾向と同様、児童虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、自殺等といったこども・若者が抱える課題に加え、貧困や経済格差の拡大、地域のつながりの希薄化、保育者、教職員、スクールカウンセラー等の不足、インターネットの利用拡大に伴う弊害など、こども・若者が置かれている環境に起因して生じる問題は、本市も例外なく当てはまるものとして捉え、適切に対応していく必要があります。
 - 小学4年生から6年生までの児童の持ち物について、アンケート調査結果を5年前と比較すると「スマートフォン」の割合が64%から83.2%と大きく上昇しています。こどもがインターネットを利用する機会が拡大していることから、こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得や情報リテラシーの習得支援、こどもや保護者等に対する啓発、フィルタリングの利用促進など、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組む必要があります。
 - こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めることが必要です。また、こどもや若者が、犯罪や事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達程度に応じて、体系的な安全教育を推進するとともに、こどもの安全に関する情報や取り組みを保護者にも周知することが必要です。

(3) 産前から切れ目のない支援体制における課題

- 誰もが安心してこどもを産み、育てることができるよう、ライフステージに応じて産前から妊娠期、出産、幼児期まで切れ目のない情報提供や相談支援の充実、保健・医療体制を確保することが必要です。
- 児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行う子育て支援センターや地域育児センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援や情報提供ができる体制の充実が必要です。
- 保育所の園庭等開放事業や各種講座、こども家庭センター（旧：家庭児童相談室）、青少年児童相談室、こどもセンターなどの認知度が5年前の調査と比較して減少しています。一方で、幼稚園のプレ教室や幼児のことばの教室等の利用希望者の割合は増加しています。このことから、妊娠、出産から子育てに関する適切な情報発信や、こど

も自身に関する悩みや相談に寄り添う体制の充実が必要です。

- こどもの心と体の健やかな成長を支えるため、こどもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、安定的に小児医療体制を確保することが必要です。また、小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保する等、こどもの健やかな成育の推進を図ることが必要です。

(4) 子育て当事者を取りまく課題

- アンケート調査で、全体の半数以上の方が「子育てでどうしていいかわからなくなることがある」と回答しており、5年前と比較すると回答者の割合が0.3%増加していることから、子育てにおける孤立防止のための居場所の確保や経済的支援、情報提供の充実など、保護者に対する子育て支援を強化する必要があります。
- 経済格差の拡大、核家族世帯の増加、保護者の就労状況、ひとり親など各家庭の状況により、育ちの環境が多様化しています。こどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、しっかりとした乳児期の愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、一人一人のこどもがかけがえのない存在として認められ、自己肯定感を持って成長するため、こどもに携わる全ての方への理解促進や人権教育が必要です。
- アンケート調査結果では、一人またはこどもたちのみで朝食を食べるこどもの割合が増加しています。規則正しい食習慣の実践や共食の推進など家庭、学校、地域等が連携した食育の推進が必要です。
- 等価世帯収入¹⁰の水準が低い世帯やひとり親世帯等に対しては、教育の支援、生活の安定のための支援、保護者の就労支援、経済的支援などが必要です。
- こどもの貧困対策に関しては、困難を抱える家庭が貧困の連鎖を断ち切るための生活の安定に資する支援、教育の支援、保護者の就労支援、経済的支援等が必要です。
- ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組むことが必要です。
- アンケート調査では、「こどもを虐待してしまっているかもしれないと思うことがあるか」という設問に対し、「よくある」「時々ある」と回答した方が20.6%いました。児童虐待の未然防止や早期発見・対応するために、孤立した環境の中で不安や悩みを抱えている保護者を必要な支援につなぐことができるよう相談窓口等の周知などを図ることが必要です。また、地域住民が当事者意識を持つとともに、地域住民相互でこどもを守る意識を醸成していくことが必要です。さらに、こどもに関わる関係機関等の連携体制の強化が求められます。
- 子育て当事者が孤立することがないように、引き続き、地域での仲間づくりにつながる交

¹⁰ 世帯の年間収入を世帯の人数の平方根で割ったものです。詳細は●●ページ「こどもの貧困率」に掲載しています。

流機会の提供を継続していくことが求められます。

- こどもの心身の健康状態を把握し健康増進を図るため乳幼児健診等を実施する中で、虐待や悩みを抱える保護者の早期発見や未然防止につなげるための取り組みもあわせて行う必要があります。

第3章 計画の体系及び指標

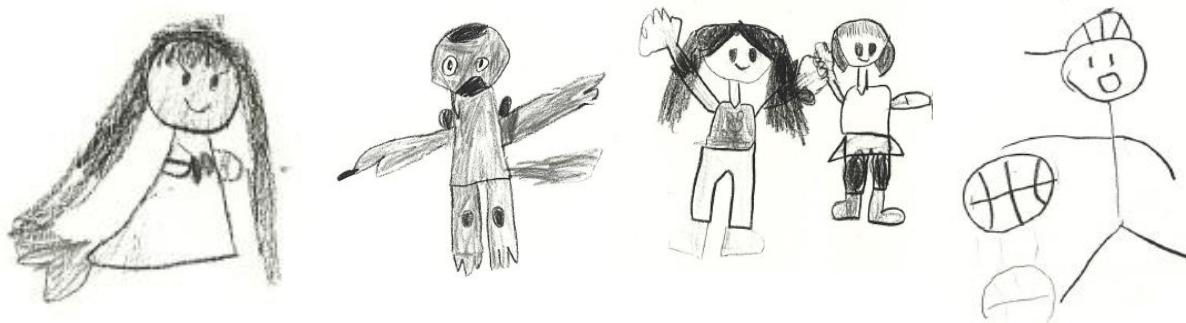
第3章

計画の体系及び指標

1 本計画で目指す本市の姿



全てのこども・若者が
身体的・精神的・社会的に
幸福な生活を送ることができる社会の実現



2 全ての施策に共通する基本的な考え方

本市の目指す姿を実現するために、基本方針を踏まえた基本目標として対象を4つの区分に分け、対象ごとに目標を定めています。

【基本方針】

- こどもの権利を保障します
- こどもの意見を施策に反映します
- こどもの目線でこども施策を推進します

【基本目標】

対象	対象ごとの目標
1 地域社会	地域社会に「こどもまんなか社会」の意識が浸透したまちの実現
2 こども	こどもたち自身が自らの権利を自覚して、健やかに成長できるまちの実現
3 妊婦・母子等	妊娠前から思春期、青年期まで、ライフステージを通じて母子が心身ともに健康でいられるまちの実現
4 子育て当事者	全ての子育て当事者が、安心して育児ができ、家庭の状況で経験や進学等に格差が生じないまちの実現

3 計画の体系

〔 基本理念 〕

茅ヶ崎市こども計画では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指します。

〔 全てのこども施策に共通する基本的な考え方 〕

- ① こどもの権利を保障します。
- ② こどもの意見を施策に反映します。
- ③ こどもの目線でこども施策を推進します。

〔 基本目標 〕

【地域社会】

1 地域社会に「こどもまんなか社会」の意識が浸透したまちの実現

【こども】

2 こどもたち自身が自らの権利を自覚して、健やかに成長できるまちの実現

【妊婦・母子等】

3 妊娠前から思春期、青年期まで、ライフステージを通じて母子が心身ともに健康でいられるまちの実現

【子育て当事者】

4 全ての子育て当事者が、安心して育児ができ、家庭の状況で経験や進学等に格差が生じないまちの実現

〔 施策の方向性 〕

(1)こども・若者が社会の一員として、意見表明や社会に参画ができる機会の確保
○社会への啓発

(2)社会全体の構造や意識を変えていく
気運の醸成
○気運の醸成 ○都市計画 ○地域活動
○働きやすい環境 ○子育ての支援

(1)こども・若者の意見形成への支援
○意見形成 ○情報のアクセス、環境整備

(2)多様な遊びや体験、活躍できる機会の提供
○幼児教育・保育 ○教育・児童クラブ ○遊び・体験

(3)誰一人取り残さないための支援(不登校・引きこもり、貧困、ヤングケアラー、障がい児・者・医療的ケア児等)
○障がい・医療的ケア児・者
○貧困・その他支援を必要とする児童

(4)こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組(いじめ防止、自殺対策、情報リテラシーの推進、防犯、交通安全対策)
○こども・若者の心の健康づくり
○インターネットを安全に利用できる環境づくり
○犯罪・事故防止

(5)若い世代の生活の安定を図り、多様な価値観を前提として行う自立支援
○若い世代の雇用と所得の安定
○結婚を希望する方への支援

(1)産前から切れ目のない保健・医療、母子の健康支援
○妊娠に向けた支援 ○母子の健康支援
○分かりやすい情報の提供

(1)幼児期から高等教育段階まで切れ目のない
経済的負担軽減
○経済的負担の軽減

(2)家庭における子育て支援
○家庭での子育て負担の軽減 ○保健・医療の充実

(3)貧困対策、ひとり親、虐待防止への取組
○貧困対策 ○ひとり親 ○虐待防止

4 計画全体の指標

計画の目指す姿を実現するため、次のとおり基本目標の進捗をはかる成果指標を定めます。

No.	項目	目標値 (R11)	現状	指標の根拠	基本目標
1	「自分の行動で社会を変えられる」と思うこどもの割合	増加	●●%	こどもモニター(R6)	1(1)
2	「自分には良いところがある」と思うこどもの割合	90%以上	87.9%	子ども・子育て支援に関するアンケート調査(R5)	1(1)
3	「こども・若者が、地域のなかで安心して過ごすことができる環境」の満足度	増加	49.3	茅ヶ崎市市民意識調査(R6)	1(2)
4	「こどもが安全に通れる道路がないことに困っている」と回答する保護者の割合	減少	41.9%	子ども・子育て支援に関するアンケート調査(R5)	1(2)
5	「こどもが犯罪の被害にあった・あいそうになったことがある」と回答する保護者の割合	減少	0.9%	子ども・子育て支援に関するアンケート調査(R5)	1(2)
6	「こどもが安心して遊べる場所がないことに困っている」と回答する保護者の割合	減少	29.3%	子ども・子育て支援に関するアンケート調査(R5)	1(2) 2(2)
7	「子育てでどうしてもよいかわからなくなることがある」と回答する保護者の割合	減少	58.9%	子ども・子育て支援に関するアンケート調査(R5)	1(2) 4 (1)~(3)
8	「身近に子育ての協力者がいない」と回答する保護者の割合	減少	11.3%	子ども・子育て支援に関するアンケート調査(R5)	1(2) 4 (1)~(3)
9	「こどもを育てている現在の生活に満足している」と回答する保護者の割合	増加	68.3%	子ども・子育て支援に関するアンケート調査(R5)	1(2) 4 (1)~(3)
10	「安心して子どもを産み育てることができる環境」への市民の満足度	増加	46.5%	茅ヶ崎市市民意識調査(R6)	1(2) 2(5) 4 (1)~(3)
11	「自分のことが好きだ」と回答するこどもの割合	75%以上	73.8%	子ども・子育て支援に関するアンケート調査(R5)	2(1)
12	「児童・生徒が安心して過ごすことができる学校の環境」の満足度	増加	41.8%	茅ヶ崎市市民意識調査(R6)	2(2)
13	「あなたの周りには、遊びや体験活動の機会や場が十分にある」と回答するこどもの割合	増加	●●%	こどもモニター(R6)	2(2)
14	保育所等の待機児童の解消	0人	9人	所管課に確認(R6)	2(2)
15	児童クラブの待機児童の解消	0人		所管課に確認(R6)	2(2)
16	「身近な公園・緑地」に関する満足度	増加	42.1%	茅ヶ崎市市民意識調査(R6)	2(2)
17	「障がい者の生活支援、活躍の場」に関する満足度	増加	19.9%	茅ヶ崎市市民意識調査(R6)	2(3)
18	「地域の医療体制」に関する満足度	増加	41.5%	茅ヶ崎市市民意識調査(R6)	2(3) 3(1) 4(2)
19	「悩みや心配事を相談できる人がいない・だれにも相談しなくてよい」と回答するこどもの割合	減少	8.8%	子ども・子育て支援に関するアンケート調査(R5)	2(4)

20	「ライフスタイルに応じた働き方ができる市内の労働環境」に関する満足度	増加	19.3%	茅ヶ崎市民意識調査(R6)	2(5)
21	市が今後、力を入れるべき取り組みについて「情報提供の充実」と回答する保護者の割合	減少	32.4%	子ども・子育て支援に関するアンケート調査(R5)	3(1)
22	子育ての環境や支援への満足度	増加	19.1%	子ども・子育て支援に関するアンケート調査(R5)	3(1) 4 (1)~(3)
24	「こどもを虐待してしまっていると思うことがある」と回答する保護者の割合	減少	1.8%	子ども・子育て支援に関するアンケート調査(R5)	4(3)

目標値は、計画期間が終了する令和11(2029)年度末時点で確認できる最新のデータを使用し成果を図ります。

持続可能な開発目標（SDGs）の視点を踏まえた計画の推進

グローバル化の進展に伴い、国境を越えた交流がますます拡大している中で、日本の文化やふるさとの歴史を大切にしつつ、多様な考えや文化についての理解や、コミュニケーション能力の育成などが求められています。また、持続可能な開発目標（SDGs※）をはじめとした社会の継続的な成長・発展を目標とする国際的な取り組みも広がっています。国は平成28年に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定し、持続可能で強靱な誰一人取り残されない社会の実現に向けた取り組みを推進しており、本計画においてもこの取り組みを踏まえた事業の展開を行います。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



持続可能な開発目標

SDGs: Sustainable Development Goals)とは

平成27(2015)年9月、第70回国連総会が開催され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。同アジェンダには、平成28(2016)年から令和12(2030)年までの間に達成すべき17の目標(ゴール)と関連する169のターゲットが掲げられ、この目標が持続可能な開発目標(SDGs)と呼ばれています。SDGsは平成13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs: Millennium Development Goals)の後継として策定されたもので、MDGsが主に開発途上国における目標であったのに対し、SDGsは先進国を含む全世界共通の目標となっています。SDGsは、「誰一人取り残さない」を基本理念とするとともに、持続可能な開発を目指す上で重要とされる経済、社会、環境の各側面からの総合的な取り組みに重点が置かれており、世界的な取り組みが既にスタートしています。



第4章 施策の展開

第4章

施策の展開

本計画では基本目標を、4つ（①地域社会②こども③妊婦・母子等④子育て当事者）の区分に分け、それぞれの区分に合わせて11項目の目標を設定し施策を推進します。基本目標に応じた各施策は、別綴「施策一覧」に掲載し、計画期間中であっても適宜、更新します。

【基本目標1】地域社会に「こどもまんなか社会」の意識が浸透したまちの実現

施策の方向性		
(1) こども・若者も社会の一員として、意見表明や社会に参画できる機会の確保		
分類	主な取組	対象
社会への啓発 	○全てのこども・若者が社会に参画できる機会の確保 ○全てのこどもの意見尊重と最善の利益の考慮 ○こども・若者が権利の主体であることの理解促進	市民全員

こども・若者一人一人が権利の主体であることや、こども・若者の意見が尊重されることについて理解促進が図られ、こども・若者が社会に参画する機会が確保できるような社会の実現に向けた取り組みを推進します。

また、いじめ・体罰・不適切な指導・児童虐待・性暴力等、こどもの権利を侵害させない意識を社会全体に浸透させるとともに、SOSを発信できないこどものために、こどもと関わる全ての人を対象に人権に対する理解を深め意識を高める取り組みを行います。

関連するSDGs



【基本目標１】地域社会に「こどもまんなか社会」の意識が浸透したまちの実現

施策の方向性		
(２) 社会全体の構造や意識を変えていく気運の醸成		
分類	主な取組	対象
気運の醸成 	○こどもや家族を大切にする意識の醸成	市民全員
都市計画 	○こどもが育ちやすい、子育てしやすい都市環境の整備	
地域活動 	○市民による地域活動の促進 ○地域でこどもを育てる意識の醸成 ○地域と行政の連携	
働きやすい環境 	○仕事と子育てを両立できる環境づくり （保育所待機児童対策・放課後児童対策等の充実） ○誰もが働きやすい労働環境の確保	
子育ての支援 	○男性の家事・子育てへの参画促進	

こども・若者をめぐる問題は日本の未来に関わるという意識を持ち、こども・若者が大事にされ、こども・若者の視点に立って、こども・若者の最善の利益が実現されることが当たり前の社会になるよう社会全体の意識を変える取り組みを行います。

子育てを行う方の環境改善に向け、保育所や児童クラブの待機児童の解消を図ります。また、家庭と地域、行政、各施設等が連携し地域社会全体でこどもを育てる意識を醸成するとともに、包括的な支援体制の強化に向けた取り組み、誰もが働きやすい環境に向けての取り組み、男性の家事や子育てへの参画促進に向けた取り組みを行います。

子育てをする方が気兼ねなく育児休業制度を使うことや、安心して働くことができるよう、組織のトップや管理職の意識を変えるための啓発活動等を行います。また、男性が家事や子育てに主体的に参画できるよう、多様な働き方に対応した自由度の高い制度が社会に定着するため関係機関と連携し取り組みを推進します。

関連するSDGs



【基本目標2】子どもたちが自身が自らの権利を自覚して、健やかに成長できるまちの実現

施策の方向性		
(1) 子ども・若者の意見形成への支援		
分類	主な取組	対象
意見形成 	○子ども・若者の権利意識の育成	子ども・若者全般
情報のアクセス、環境整備 	○子ども施策に関する子ども・若者が理解しやすい情報提供の充実	

子ども・若者から積極的に意見を聴くとともに、子ども・若者に対しても、誰もが生まれながらに人権（権利）を持っており、権利は義務と引き換えに与えられるものではなく、何かをしないと取り上げられるものでもないということを伝え、自身も権利の主体であるという権利意識の育成を図ります。

また、成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育を行い、子ども・若者が、社会参画や意見表明を行いやすい環境が確保されるよう取り組みを推進します。

関連するSDGs



読んでみよう！「子どもの権利条約」第1～40条 日本ユニセフ協会抄訳

第1条【子どもの定義】

18歳になっていない人の子とします。



第2条【差別の禁止】

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがい、どのようなことを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。



第3条【子どもにもっともよいことを】

子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。



第4条【国の義務】

国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。



第5条【親の指導を尊重】

親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。



第6条【生きる権利・育つ権利】

すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。



第7条【名前・国籍をもつ権利】

子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。



第8条【名前・国籍・家族関係が守られる権利】

国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。



第9条【親と引き離されない権利】

子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができず。



第10条【別々の国にいる親と会える権利】

国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるような配慮をします。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。



第11条【よその国に連れられない権利】

国は、子どもが国の外へ連れられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。



第12条【意見を表す権利】

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。



第13条【表現の自由】

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。



第14条【思想・良心・宗教の自由】

子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。



第15条【結社・集会の自由】

子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。



第16条【プライバシー・名誉の保護】

子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。



第17条【適切な情報の入手】

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。



第18条【子どもの養育はまず親に責任】

子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。



第19条【あらゆる暴力からの保護】

どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたることがないように、国は子どもを守らなければなりません。



第20条【家庭をうばわれた子どもの保護】

家庭をうばわれた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいたることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらなど、国から守ってもらうことができます。



※「子どもの権利条約」は前文と54条の条文から成り立っています。日本ユニセフ協会では具体的な子どもの権利を定めた第1～40条を、わかりやすい抄訳として公開しています。



第21条【養子縁組】 子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親（保護者）のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。 	第22条【難民の子ども】 自分の国の政府からはく害をのがれ、難民となった子どもは、のかれた先の国で守られ、援助を受けることができます。 	第23条【障がいのある子ども】 心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。 	第24条【健康・医療への権利】 子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。 
第25条【施設に入っている子ども】 施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。 	第26条【社会保障を受ける権利】 子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。 	第27条【生活水準の確保】 子どもは、心やからだがよく成長できるように生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要ときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。 	第28条【教育を受ける権利】 子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。 
第29条【教育の目的】 教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることを学ぶためのものです。 	第30条【少数民族・先住民の子ども】 少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。 	第31条【休み、遊ぶ権利】 子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。 	第32条【経済的搾取・有害な労働からの保護】 子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。 
第33条【麻薬・覚せい剤などからの保護】 国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。 	第34条【性的搾取からの保護】 国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。 	第35条【誘拐・売買からの保護】 国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。 	第36条【あらゆる搾取からの保護】 国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得ようなどから子どもを守らなければなりません。 
第37条【拷問・死刑の禁止】 どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいはされても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。 	第38条【戦争からの保護】 国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。 	第39条【被害にあった子どもの回復と社会復帰】 虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。 	第40条【子どもに関する司法】 罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。 

（「公益財団法人日本ユニセフ協会」ホームページより引用）

【基本目標2】こどもたち自身が自らの権利を自覚して、健やかに成長できるまちの実現

施策の方向性

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会の提供

分類	主な取組	対象
教育・保育 	○幼児教育・保育の質の向上 ○保育士等確保に向けた取組促進	幼児期
	○教育・児童クラブの質の向上 ○教職員等確保に向けた取組促進	学童期/ 思春期
	○保護者に対する教育・保育方針の開示と理解の促進	幼児期/ 学童期/ 思春期
遊び・体験 	○公園、遊び場、親子の居場所の機能拡充 ○運動や多様な体験の場の拡充 ○インクルーシブ公園の整備等誰もが楽しむことができる環境整備	幼児期/ 学童期
	○多様な体験を通じた活躍できる機会づくりとジェンダーギャップの解消	学童期/ 思春期
	○読書習慣の取組の拡充 ○絵本や図書が身近にある環境に向けた取組促進	共通

関係者が一人一人のこどもと向き合うことができるよう、保育者や教職員やスクールソーシャルワーカー等の確保のための取り組みを行います。また、保護者に教育・保育の方針等を積極的に開示し、相互理解を基本とした協力体制の推進を図ります。

多様な遊びや体験の機会の確保に向け、こども・若者の全てのライフステージで、年齢や発達 の程度において、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう地域資源を生かした遊びや体験の機会を創出し、体験活動の機会に格差が生じないよう取り組みを推進します。

こどもに身近な存在である教職員等が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを持つことがないよう、男女共同参画を推進するための研修や周知啓発等の取り組みを推進します。

こどもが将来にわたり文化芸術やスポーツに親しむことができるよう、文化芸術・スポーツ活動に取り組むこどもたちを積極的に応援します。

こどもの読書環境は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものに し、人生をより深く生きる力を身に付けることに不可欠なものであることから、読書習慣の定着及び幼児期から絵本や図書が身近にある環境の整備に努めます。

関連するSDGs



【基本目標2】子どもたち自身が自らの権利を自覚して、健やかに成長できるまちの実現

施策の方向性		
(3) 誰一人取り残さないための支援（不登校・引きこもり、貧困、ヤングケアラー、障がい児・者、医療的ケア児等への支援）		
分類	主な取組	対象
障がい児・者 医療的ケア児 	○障がい児・者に関わる権利の遵守・理解促進 ○特別な配慮を必要とする方への教育・保育の質の向上 ○すべての子ども・若者の地域参加や相談体制の推進 ○インクルージョンの推進	子ども・ 若者全般
貧困・その他支援を 必要とする児童 	○あらゆる権利侵害からの保護と救済 ○子ども・若者を誰ひとり取り残さず支援するための 施策の充実 ○ヤングケアラーへの早期対応・啓発・相談支援の拡充	学童期/ 思春期/ 青年期

疾病や難病を抱える子ども、医療的ケア児、障がい児・者など、様々な困難を抱える子ども・若者を誰一人取り残さないよう、乳幼児期からの切れ目ない予防的関わりの強化や小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの取り組み、各支援体制の確保に向けた取り組みを行います。

障がいの有無等を問わず誰でも楽しく遊ぶことができる環境を確保するため、インクルーシブ公園の整備や身近な場所で子どもが希望する遊びができる環境を整備します。

子ども・若者や家庭が抱える困難や課題に対する支援に加え、保護者への支援をはじめとする成育環境や社会的養護への対応も含め、重層的にアプローチし、支援が必要でも自覚できないまたは、発信が困難な子ども・若者も支援が受けられるよう、当事者に寄り添い、プッシュ型・アウトリーチ型の支援を届けます。

関連するSDGs

		
--	---	---

【基本目標2】子どもたち自身が自らの権利を自覚して、健やかに成長できるまちの実現

施策の方向性		
(4) 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取り組み (保健衛生、いじめ防止、自殺対策、情報リテラシーの推進、防犯、交通安全対策)		
分類	主な取組	対象
子ども・若者の心身の健康づくり 	○いじめ・体罰等の防止 ○自殺対策・非行相談の実施 ○保健衛生・心の健康づくり	学童期/ 思春期/ 青年期
インターネットを安全に利用できる環境づくり 	○情報活用能力の推進 ○安全・安心にインターネットを利用できる環境整備	子ども・ 若者全般
犯罪・事故防止・安全対策 	○犯罪被害や事故・災害からの安全確保のための体系的な教育の推進、通学路等の改善 ○性犯罪・性暴力の加害防止と相談体制・被害申告等の充実	子ども・ 若者全般

いじめや体罰等の防止に係る取り組みを推進するとともに、子ども・若者の自殺対策について、市の関連計画と調整を図り施策を推進します。

子ども・若者が情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択し、安全にインターネットを利用することができるよう環境整備に努めます。

子どもが、自らの発達に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、教育委員会と保健部局が連携し、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進めます。

子ども・若者への性犯罪・性暴力は、被害当事者の心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為であることから、被害当事者の支援、加害の防止、相談や被害の申告をしやすくする取り組みの推進や関係機関と連携した取り組みを推進します。

犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全ての子どもが健やかに育つための大前提であるため、関係機関や関係者を含め、安全教育の実施、周知啓発活動等、発達に応じた取り組みを行います。

関連するSDGs



【基本目標2】こどもたち自身が自らの権利を自覚して、健やかに成長できるまちの実現

施策の方向性		
(5) 若い世代の生活の安定を図り、多様な価値観を前提として行う自立支援		
分類	主な取組	対象
若い世代の雇用と 所得の安定 	○キャリアとプライベートを両立できる環境づくり	青年期
結婚を希望する 方への支援 	○結婚、子育てに関する希望の醸成	青年期

結婚、妊娠、出産、子育ては個人の自由であり、こども・若者にプレッシャーを与えることのないよう、多様性を尊重し、どのような選択をしても個人の選択が尊重される社会の実現に向けて取り組みを推進します。

希望する方が結婚、出産や子育てを行いつつ、仕事におけるキャリアとライフイベントや趣味を含むプライベートを両立することについて、本人が希望しているにも関わらず諦めることにならないよう関係機関と連携し環境整備に努めます。

関連するSDGs



【基本目標3】妊娠前から思春期、青年期まで、ライフステージを通じて母子が心身ともに健康でいられるまちの実現

施策の方向性		
(1) 産前から切れ目のない保健・医療、母子の健康支援		
分類	主な取組	対象
妊娠に向けた支援 	○不妊・不育症治療費助成やプレコンセプションケア等の実施	妊娠期
母子の健康支援 	○産前産後ケアの充実 ○切れ目のない新生児、乳幼児母子保健の実施 ○アタッチメント（愛着）形成の支援	乳幼児期
分かりやすい情報の提供 	○母子保健情報の充実や電子化による利便性の促進	こども・若者全般

プレコンセプションケア（将来の妊娠のための健康管理を促す取り組み）を含む成育医療等に関する取り組みや産前産後ケアについて、妊娠前から妊娠期、出産、幼児期まで切れ目のない母子保健・医療の確保やアタッチメント（愛着）形成の支援を行い、妊婦や母子の健康やこどもの自己肯定感が育まれる環境を整備します。また、必要な方に必要な情報が行き届くよう様々な媒体を介して積極的に情報発信を行います。

関連するSDGs



【基本目標4】全ての子育て当事者が、安心して育児ができ、家庭の状況で経験や進学等に格差が生じないまちの実現

施策の方向性		
(1) 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない経済的負担軽減		
分類	主な取組	対象
経済的負担の軽減 	○安心を妨げる要因である経済的側面の支援強化 ○多子世帯にかかる経済的負担の軽減	乳幼児期/ 学童期/ 思春期

こどもを産み育てたいと考える方にとって、経済的負担がこどもを持つことができない要因の一つとなっていることから、子育てに関する経済的負担の軽減を図るため、児童手当の支給、幼児教育・保育の無償化、多子世帯に対する支援について取り組みを推進します。

関連するSDGs

1 貧困をなくそう 	4 質の高い教育をみんなに 	17 パートナリプで目標を達成しよう 
---	--	--

【基本目標4】全ての子育て当事者が、安心して育児ができ、家庭の状況で経験や進学等に格差が生じないまちの実現

施策の方向性		
(2) 家庭における子育て支援		
分類	主な取組	対象
家庭での子育て負担の軽減 	○子育てにおける育児の孤立防止のための支援や情報提供の充実	乳幼児期
保健・医療の充実 	○食育の取組の推進 ○小児医療体制の確保 ○健康に関する支援の実施	こども・若者全般

子育てにおける孤立を防止するため、誕生前から幼児期までのこどもの成長の機会の保障と遊びの機会の充実、必要な際にこどもを安心して預けることができる環境を整備します。

家庭、学校、地域等が連携した食育の取り組みを推進し、学校給食無償化の課題の整理等を行います。

こどもの発育・発達や健康増進、疾病の予防の観点から、休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、安定的な小児医療体制の確保に向けた取り組みを推進します。

子育て当事者が過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるよう家庭における子育て支援の充実を図ります。

関連するSDGs



【基本目標4】全ての子育て当事者が、安心して育児ができ、家庭の状況で経験や進学等に格差が生じないまちの実現

施策の方向性		
(3) 貧困対策、ひとり親、虐待防止への取組		
分類	主な取組	対象
貧困対策 	○就労支援・相談体制の充実 ○妊娠期からの孤立防止 ○誰もが教育・保育を受けられる機会づくり	こども・若者全般
	○義務教育段階の就学援助 ○多様な体験や遊びができる機会や学習する機会の確保	学童期/思春期
ひとり親 	○生活支援・子育て支援・就労支援の充実 ○プッシュ型・ワンストップ相談支援体制の推進 ○養育費の相談支援や取決めの促進	学童期/思春期
虐待防止 	○相談体制の整備 ○こどもや親子の居場所の確保による負担軽減 ○訪問・家事支援等の家庭支援の実施	こども・若者全般

こどもの貧困は、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちなどのこどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題であることから、貧困の連鎖を断ち切るための教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援を行います。また、こどもが生まれ育った環境に左右されることなく、多様な体験や遊び、学習する機会が確保されるよう取り組みを推進します。

ひとり親が抱えるさまざまな課題や個別ニーズに対応するため、生活支援、子育て支援、就労支援の充実を図ります。

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においてもさまざまな生きづらさにつながり、どのような場合であっても許されるものではありません。一方で、虐待に至った親も自らの被虐待経験や貧困等の困難が背景にある場合も多く、困難に対する支援を社会全体で提供することにより、どのような状況であってもこどもへの虐待につながらないようにする必要があるため、相談体制の整備や居場所づくりなど生活の安定に資するための支援を進めます。

関連するSDGs



第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て 支援事業の量の見込みと確保方策



第 5 章

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

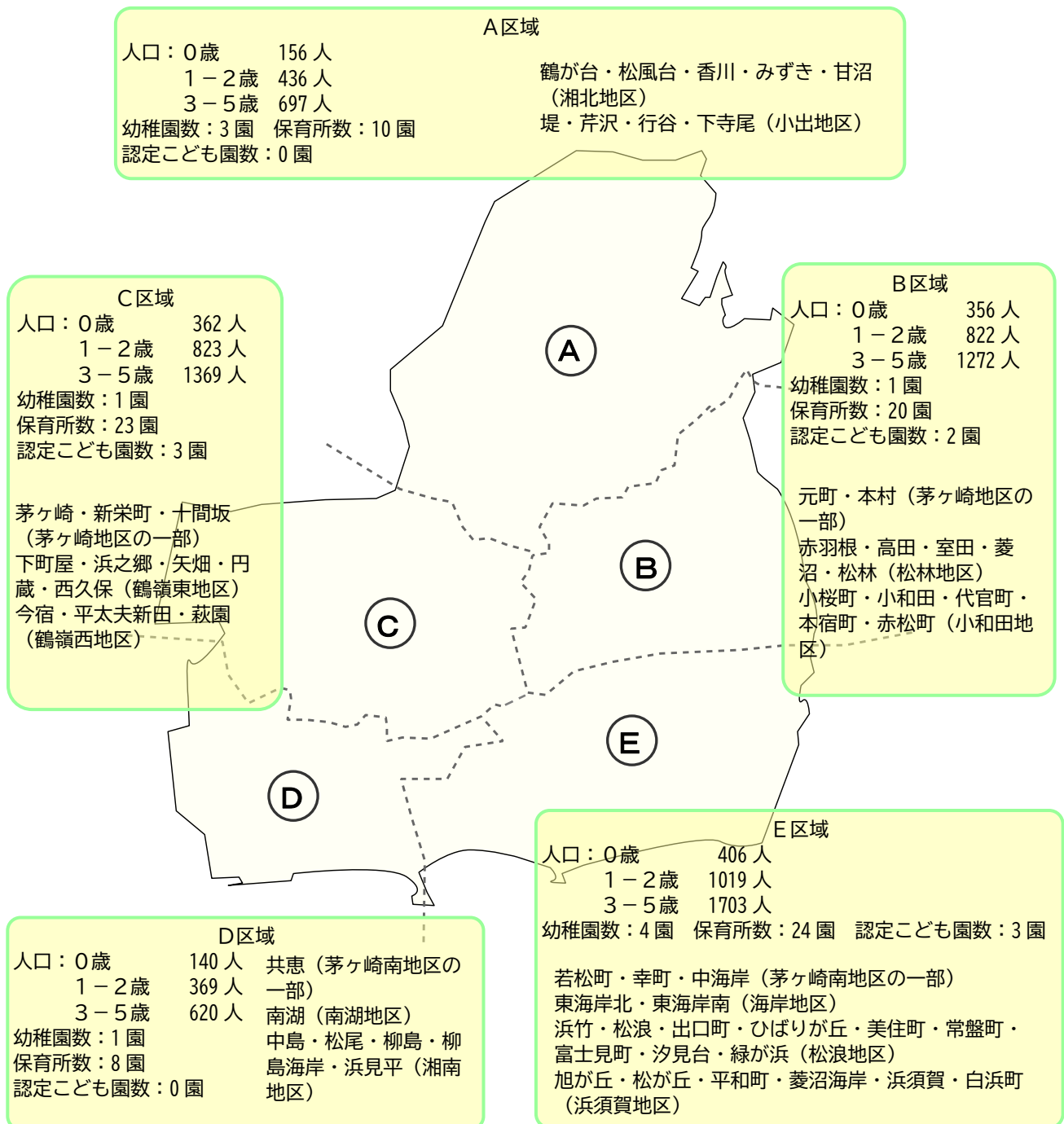
子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を定める必要があるとしています。

本市では、第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画と同様、教育・保育提供区域を5区域に設定します。

なお、地域子ども・子育て支援事業については、事業の性質上、市内全域を1区域として設定するものとします。

教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、保育所等の待機児童の状況や保護者の通勤による駅への動線等も考慮していく必要があることから、本市では、東海道線で南北、茅ヶ崎駅を中心に東西、また湘南バイパスより北を区切った5区域を教育・保育提供区域とします。

【 茅ヶ崎市の教育・保育提供区域 】



※R6.4.1 現在の状況（人口は住民基本台帳に基づいて集計）
保育所は地域型保育事業を含む

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

(1) 「認定区分」と「家庭類型」

① 認定区分について

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、1、2、3号認定に区分します。

「保育の必要性」の事由
○次のいずれかの事由に該当すること ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能 ① 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など） ② 妊娠、出産 ③ 保護者の疾病、障がい ④ 同居または長期入院等している親族の介護・看護 ⑤ 災害復旧 ⑥ 求職活動（起業準備を含む） ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む） ⑧ 虐待やDVのおそれがあること ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用しているこどもがいて継続利用が必要であること ⑩ その他、①から⑨までに類する状態として市町村が認める場合

	保育を必要とする	保育を必要としない
0～2歳児	3号認定	
3～5歳児	2号認定	1号認定

② 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのためにアンケート調査結果から、対象となるこどもの父母の有無、就労状況からタイプAからタイプFまでの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」といい、「現在の家庭類型」と、母親の就労希望を反映させた「潜在的な家庭類型」の種類ごとに算出します。

父 親 \ 母 親		ひとり親	フルタイム 就労 (産休・育 休含む)	パートタイム就労 (産休・育休含む)			未就労
				120 時間 以上	120 時間未 満 64 時間 以上	64 時間 未満	
ひとり親		タイプA					
フルタイム就労 (産休・育休含む)			タイプB	タイプC		タイプ C'	
パート タイム就労 (産休・育 休含む)	120 時間以上		タイプC	タイプE			タイプD
	120 時間未満 64 時間以上					タイプ E'	
	64 時間未満		タイプ C'				
未就労				タイプD			タイプF



保育の必要性あり



保育の必要性なし

- タイプA : ひとり親家庭 (母子または父子家庭)
 タイプB : フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)
 タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 120 時間以上 + 64 時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 64 時間未満 + 64 時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプD : 専業主婦 (夫) 家庭
 タイプE : パートタイム共働き家庭 (就労時間: 双方が月 120 時間以上 + 64 時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプE' : パートタイム共働き家庭 (就労時間: いずれかが月 64 時間未満 + 64 時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプF : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)
 ※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

(2) 「量の見込み」を算出する項目

次の事業については、量の見込みの算出を行います。

【 教育・保育 】

	対象事業	(認定区分)		事業の対象家庭	対象児童
1	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号 認定	専業主婦(夫)家庭 短時間就労の家庭	3～5歳
2	保育認定	幼稚園 認定こども園 保育所	2号 認定	共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭	
3	保育認定	認定こども園 保育所 地域型保育事業	3号 認定	ひとり親家庭 共働き家庭	0～2歳

【 地域子ども・子育て支援事業 】

	対象事業	事業の対象家庭	対象児童
4	時間外保育事業（延長保育事業）	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業（児童クラブ）	ひとり親家庭 共働き家庭	1～6年生
6	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	すべての家庭	0～5歳 1～6年生
7	地域子育て支援拠点事業	すべての家庭	0～2歳
8	一時預かり事業（幼稚園型）	すべての家庭	3～5歳
	（幼稚園型以外）	すべての家庭	0～5歳
9	病児保育事業（病児・病後児保育*事業）	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳 1～3年生
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	すべての家庭	0～5歳 1～6年生
11	利用者支援事業	すべての家庭	子育て中の親子 （妊婦含む）

地域子ども・子育て支援事業については、上記以外に、「乳児家庭全戸訪問事業」「養育支援家庭訪問事業」「妊婦健康診査」「実費徴収にかかる補足給付を行う事業」「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」「産後ケア事業」「こども誰でも通園制度」を実施します。

(3) 「量の見込み」の設定方法

量の見込みについては、次のとおり設定します。

ステップ1

～家庭類型の算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

タイプAからタイプFまでの8つの家庭類型があります。

ステップ2

～潜在家庭類型の算出～

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

市民のニーズに対応できるよう、新制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握します。
○現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
○現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

ステップ4

～事業別の対象となる児童数の算出～

事業別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

例えば、病児・病後児保育事業や放課後児童健全育成事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

～利用意向率の算出～

事業別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

ニーズの見極めを行います。

ステップ6

～アンケート調査による見込み量の算出～

事業別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

推計児童数を掛け合わせることで、令和2年度から令和6年度まで各年度の見込み量が算出されます。

ステップ7

～国の動向や本市の実情を踏まえて設定～

事業別に、実績や今後の需要予測を加味して、見込み量を設定します。アンケート調査から見込まない事業は、国の動向や本市の実情により、方向性を定めます。

国の動向や、第2期子ども・子育て支援事業計画及び同計画の中間年の見直しの状況等を踏まえます。

3 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業

【概要】

本市では、令和6(2024)年4月時点で幼保連携型認定こども園が1園、幼稚園型認定こども園が5園、保育所型認定こども園が1園、地方裁量型認定こども園が1園、私立幼稚園が10園、保育所（公立7園・私立44園）が51園、小規模保育事業が15施設、家庭的保育事業が3施設、事業所内保育事業が7施設あります。

【現状】

(単位：人)

全体		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
1号認定	3～5歳	3,670	3,431	3,171	2,970	2,710
2号認定	3～5歳	2,585	2,675	2,762	2,848	2,951
3号認定	1・2歳	1,739	1,753	1,838	1,845	2,033
	0歳	285	295	289	315	325

施設型類型別の内訳

特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
1号認定	3～5歳					
2号認定	3～5歳					
3号認定	1・2歳					
	0歳					

施設型給付対象幼稚園に移行していない幼稚園		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
1号認定	3～5歳					

特定地域型保育事業（小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内）		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
3号認定	1・2歳					
	0歳					

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり設定し、確保方策を定めました。

【 量の見込みと確保方策 】

令和 7 (2025)～11(2029)年度 総括

(単位：人)

			令和 7 (2025)年度	令和 8 (2026)年度	令和 9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量 の 見 込 み	1号認定	3～5歳	2473	2236	1999	1762	1525
	2号認定	3～5歳	3040	3129	3218	3307	3396
		幼稚園希望	583	600	615	636	650
		上記以外	2457	2529	2603	2671	2746
	3号認定	1・2歳	2104	2175	2246	2317	2388
		0歳	335	345	355	365	375
確 保 方 策	1号認定	3～5歳	3076	3016	2971	2925	2905
	2号認定	3～5歳	3274	3354	3475	3602	3666
	3号認定	1・2歳	2134	2188	2251	2352	2391
		0歳	344	345	355	365	375
過 不 足	1号認定	3～5歳	603	780	972	1163	1380
	2号認定	3～5歳	234	225	257	295	270
	3号認定	1・2歳	30	13	5	35	3
		0歳	9	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：「茅ヶ崎市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」による利用意向と事業実績による需要予測から算出しました。

令和7(2025)年度

(単位：人)

		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み（A）		2473	583	2457	2104	335
確保方策（提供量）						
特定教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所	1635	2661		1680	297
施設型給付対象幼稚園に移行していない幼稚園	上記以外の幼稚園	1441	—		—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等	—	—		306	34
認定こども園及び幼稚園の預かり保育（長時間・通年）		—	583	—	—	—
幼稚園接続保育		—	—	—	60	0
企業主導型保育事業*		—	—		58	13
確保量合計（B）		3076	3274		2134	344
過不足（C）＝（B）－（A）		603	234		30	9



令和8(2026)年度

(単位：人)

		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み（A）		2236	600	2529	2175	345
確保方策（提供量）						
特定教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所	1635	2724		1708	297
施設型給付対象幼稚園に移行していない幼稚園	上記以外の幼稚園	1381	—		—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等	—	—		362	35
認定こども園及び幼稚園の預かり保育（長時間・通年）		—	600	—		—
幼稚園接続保育		—	—	—	60	0
企業主導型保育事業		—	30		58	13
確保量合計（B）		3016	3354		2188	345
過不足（C）＝（B）－（A）		780	225		13	0



令和9(2027)年度

(単位：人)

		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み（A）		1999	615	2603	2246	355
確保方策（提供量）						
特定教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所	1590	2830		1752	307
施設型給付対象幼稚園に移行していない幼稚園	上記以外の幼稚園	1381	—		—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等	—	—		381	35
認定こども園及び幼稚園の預かり保育（長時間・通年）		—	615	—	—	—
幼稚園接続保育		—	—	—	60	0
企業主導型保育事業		—	30		58	13
確保量合計（B）		2971	3475		2251	355
過不足（C）＝（B）－（A）		981	257		5	0



令和10(2028)年度

(単位：人)

		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み（A）		1762	636	2671	2317	365
確保方策（提供量）						
特定教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所	1544	2936		1796	317
施設型給付対象幼稚園に移行していない幼稚園	上記以外の幼稚園	1381	—		—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等	—	—		438	35
認定こども園及び幼稚園の預かり保育（長時間・通年）		—	636	—	—	—
幼稚園接続保育		—	—	—	60	0
企業主導型保育事業		—	30		58	13
確保量合計（B）		2925	3602		2352	365
過不足（C）＝（B）－（A）		1163	295		35	0



令和11(2029)年度

(単位：人)

		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み（A）		1525	650	2746	2388	375
確保方策（提供量）						
特定教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所	1524	2987		1835	327
施設型給付対象幼稚園に移行していない幼稚園	上記以外の幼稚園	1381	—		—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等	—	—		438	35
認定こども園及び幼稚園の預かり保育（長時間・通年）		—	649	—	—	—
幼稚園接続保育		—	—	—	60	0
企業主導型保育事業		—	30		58	13
確保量合計（B）		2905	3666		2391	375
過不足（C）＝（B）－（A）		1380	270		3	0



区域別・令和7(2025)年度

(単位：人)

		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
A区域	量の見込み(A)	310	81	300	262	38
	確保量合計(B)	414	412		262	43
	過不足(C) = (B) - (A)	104	31		0	5
B区域	量の見込み(A)	563	127	565	497	82
	確保量合計(B)	319	778		531	77
	過不足(C) = (B) - (A)	▲244	86		34	▲5
C区域	量の見込み(A)	593	91	637	499	84
	確保量合計(B)	936	843		509	87
	過不足(C) = (B) - (A)	343	115		10	3
D区域	量の見込み(A)	268	55	275	218	36
	確保量合計(B)	180	240		200	41
	過不足(C) = (B) - (A)	▲88	▲90		▲18	5
E区域	量の見込み(A)	739	229	680	628	95
	確保量合計(B)	1227	1001		632	96
	過不足(C) = (B) - (A)	488	92		4	1



区域別・令和8(2026)年度

(単位：人)

		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
A区域	量の見込み(A)	280	84	308	271	39
	確保量合計(B)	354	475		262	43
	過不足(C) = (B) - (A)	74	83		▲9	4
B区域	量の見込み(A)	509	130	582	515	85
	確保量合計(B)	319	781		550	77
	過不足(C) = (B) - (A)	▲190	69		35	▲8
C区域	量の見込み(A)	537	94	657	515	86
	確保量合計(B)	936	846		528	87
	過不足(C) = (B) - (A)	399	95		13	1
D区域	量の見込み(A)	242	57	282	225	38
	確保量合計(B)	180	245		217	41
	過不足(C) = (B) - (A)	▲62	▲94		▲8	3
E区域	量の見込み(A)	668	235	700	649	97
	確保量合計(B)	1227	1007		631	97
	過不足(C) = (B) - (A)	559	72		▲18	0



区域別・令和9(2027)年度

(単位：人)

		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
A区域	量の見込み(A)	250	85	318	279	40
	確保量合計(B)	354	476		262	43
	過不足(C) = (B) - (A)	104	73		▲17	3
B区域	量の見込み(A)	455	134	599	531	87
	確保量合計(B)	319	785		550	77
	過不足(C) = (B) - (A)	▲136	52		19	▲10
C区域	量の見込み(A)	480	96	675	534	89
	確保量合計(B)	891	888		528	87
	過不足(C) = (B) - (A)	411	117		▲6	▲2
D区域	量の見込み(A)	217	58	291	232	39
	確保量合計(B)	180	246		236	41
	過不足(C) = (B) - (A)	▲37	▲103		4	2
E区域	量の見込み(A)	597	242	720	670	100
	確保量合計(B)	1227	1080		675	107
	過不足(C) = (B) - (A)	630	118		5	7



区域別・令和10(2028)年度

(単位：人)

		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
A区域	量の見込み(A)	221	88	326	288	42
	確保量合計(B)	354	479		281	43
	確保後の過不足(C) + (D)	133	92		▲7	1
B区域	量の見込み(A)	401	139	614	548	89
	確保量合計(B)	319	790		550	77
	過不足(C) = (B) - (A)	▲82	37		2	▲12
C区域	量の見込み(A)	422	100	694	549	91
	確保量合計(B)	845	965		569	92
	過不足(C) = (B) - (A)	423	171		20	1
D区域	量の見込み(A)	191	60	298	240	40
	確保量合計(B)	180	281		258	46
	過不足(C) = (B) - (A)	▲11	▲77		18	6
E区域	量の見込み(A)	527	249	739	692	103
	確保量合計(B)	1227	1087		694	107
	過不足(C) = (B) - (A)	700	99		2	4



区域別・令和11(2029)年度

(単位：人)

		1号認定	2号認定		3号認定	
			幼稚園を希望	左記以外	1・2歳	0歳
A区域	量の見込み(A)	191	91	335	297	43
	確保量合計(B)	354	515		303	48
	過不足(C) = (B) - (A)	163	89		6	5
B区域	量の見込み(A)	347	140	633	565	92
	確保量合計(B)	319	791		550	77
	過不足(C) = (B) - (A)	▲28	18		▲15	▲15
C区域	量の見込み(A)	366	102	712	566	93
	確保量合計(B)	845	967		569	92
	過不足(C) = (B) - (A)	479	153		3	▲1
D区域	量の見込み(A)	165	60	308	247	41
	確保量合計(B)	180	281		258	46
	過不足(C) = (B) - (A)	15	▲87		11	5
E区域	量の見込み(A)	456	256	759	713	106
	確保量合計(B)	1207	1112		711	112
	過不足(C) = (B) - (A)	751	97		▲2	6



【 今後の方向性 】

保育の需要に応じて、認可保育所等の整備を適切に進めるとともに、既存施設の活用（定員拡大、認定こども園への移行支援等）も進めます。

4 地域子ども・子育て支援事業

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

【概要】

保育認定を受けたこどもについて、認可保育所等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【現状】

(単位：人)

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
実利用人数	2,141	2,541	2,484	

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み(A)	3,856	3,797	3,764	3,712	3,640
確保方策(B)					
差引(B)-(A)					

※量の見込みの考え方：事業実績と今後の需要予測から算出しました。

【今後の方向性】

就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、長時間保育がこどもの負担とならないよう配慮しながら、延長保育を行う認可保育所等を推進します。

(2) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

【 概要 】

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。

本市では、「児童クラブ」という名称で、19の小学校区すべてに公設民営児童クラブを1か所以上設置しており、平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施しています。

【 現状 】

(単位：人)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
登録児童数	1793	1862	1954	2001	2096
定員	1928	1986	2043	2068	2251

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み（A）	1,995	2,012	1,989	1,975	1,981
1年生	782	753	718	733	748
2年生	573	614	592	564	576
3年生	386	407	436	421	401
4年生	160	156	164	176	170
5年生	66	58	57	60	64
6年生	28	24	22	21	22
確保方策（B）	2251	2251	2251	2251	2251
差引（B）－（A）	256	239	262	276	270

※量の見込みの考え方：事業実績と今後の需要予測から算出しました。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【 概要 】

保護者の疾病や仕事、育児疲れ等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、短期的に預かり養育する事業です。夜間のみ対応のトワイライトステイ事業もあります。

【 現状 】

（単位：延べ人日／箇所）

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
年間延べ利用人日	215	211	256	255
実施箇所数	1	1	1	1

【 量の見込みと確保方策 】

（単位：延べ人日／箇所）

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み（A）	1,476	1,453	1,440	1,420	1,393
確保方策（B）	320	320	320	320	320
実施箇所数	1	1	1	1	1
差引（B）－（A）					

※量の見込みの考え方：事業実績と今後の需要予測から算出しました。

【 今後の方向性 】

児童を一時的に預かり養育を行うための必要な事業であり、今後も引き続き実施します。

(4) 地域子育て支援拠点事業

【概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

地域育児センターの数値確認

(単位：人日)

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
年間延べ利用人日	8,439	17,085	30,957	54,209
実施箇所数	5	5	5	5

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み(A)	62,461	60,631	60,106	59,517	59,006
確保方策(B)	41,600	41,600	41,600	41,600	41,600
実施箇所数	5	5	5	5	5
差引(B)-(A)					

※量の見込みの考え方：事業実績と

北口週7日、その他6日で再計算

【今後の方向性】

茅ヶ崎駅北口子育て支援センター、茅ヶ崎駅南口子育て支援センター、浜竹子育て支援センターのびのび、香川駅前子育て支援センター、浜見平保育園地域育児センターの5か所において、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を充実させます。

(5) 一時預かり事業（幼稚園型）

【概要】

幼稚園の在園児等を対象とした一時預かり保育を行う事業で、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

【現状】

認定こども園の一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）と新制度に移行していない幼稚園で実施している預かり保育をあわせた推計値です。幼稚園等により、事業を実施していない施設や実施をしても夏休み等の長期休業中の実施がないなど、実施状況に偏りがあります。

【量の見込みと確保方策】

（単位：延べ人日）

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み（A）	152,526	152,054	150,721	148,112	143,864
1号による利用					
2号による利用					
確保方策（B）			【実績】 R2 R3 合計 23,632 41,995 1号 16,856 26,005 2号 6,776 15,990 （R2はコロナの影響あり）		
一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)					
上記以外の幼稚園による預かり保育					
差引（B）－（A）					

※量の見込みの考え方：事業実績から算出しました

※確保方策の考え方：各施設から提出された特定子ども・子育て支援施設等確認申請書を基に算出しました。

【今後の方向性】

預かり保育は、保護者の多様な保育ニーズに対応するために必要な事業であり、また、幼児教育・保育の無償化の対象となる事業であるため、保護者が円滑に利用できるように、認定こども園による事業の継続・拡大とともに、幼稚園における預かり保育事業の充実も推進していきます。

(6) 一時預かり事業（幼稚園型以外）

【 概要 】

保護者が出産や病気、残業、育児疲れなどの理由により、家庭での保育が困難となったこどもを一時的に預かる事業です。具体的には、次の3つが該当します。

- ① 認可保育所等で実施する一時預かり事業（幼稚園型を除く）【一時預かり事業】
- ② 育児の援助を行う者と受ける者を会員として登録・紹介し、会員の相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター事業【ファミサポ】
- ③ 子育て短期支援事業のうち、平日の夕方から夜間にかけてこどもを預かるトワイライトステイ事業【トワイライト】

【 現状 】

(単位：人日)

		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
一時預かり事業	年間延べ利用人日	9,839	9,410		
ファミサポ	年間延べ利用人日	4,732	4,795	3,810	4,958
トワイライト	年間延べ利用人日	103	48	41	18
計	年間延べ利用人日	14,674	14,253		

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人日)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み (A)	10,366	10,153	10,057	9,916	9,736
確保方策 (B)					
一時預かり事業					
ファミサポ	5,900	5,900	5,900	5,900	5,900
トワイライト	120	120	120	120	120
差引 (B) - (A)					

※量の見込みの考え方：事業実績から算出しました。

【 今後の方向性 】

認可保育所等の一時預かり事業とファミリー・サポート・センター事業は、幼児教育・保育の無償化の対象となる事業でもあるため、保護者が円滑に利用できるように、事業の推進を図ります。

(7) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【 概要 】

病後児保育事業は、児童が病気の回復期であり、集団保育が困難な期間において、保護者が就労等の理由で保育できない際に、保育所等に付設された専用スペース等で、一時的に保育する事業です。

【 現状 】

(単位：人日)

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
年間延べ利用人日	31	107	115	177
実施箇所数	1	1	1	1

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人日)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み(A)	660	647	636	628	619
確保方策(B)					
実施箇所数					
差引(B)-(A)					

※量の見込みの考え方：事業実績から算出しました。

【 今後の方向性 】

病後児保育は中海岸保育園で引き続き実施します。病後児保育を必要とする方が、多く利用できるよう広く周知に努めるとともに、稼働率のさらなる向上を目指した施策に取り組めます。

病児保育については、保育所等の利用者から実施の要望があります。施設面及び人件費に大きな負担が生じるため、現在実施には至っていませんが、今後も引き続き調査・研究を進めます。

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） （小学生のみ）

【 概要 】

こどもを預かってほしい人と預かることのできる人が会員組織を構成し、会員相互による育児援助活動を有償で行う事業です。依頼会員は小学6年生までのこどもを持つ保護者です。

【 現状 】

（単位：人日）

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
年間延べ利用人日	2,518	2,996	2,643	2,521

【 量の見込みと確保方策 】

（単位：人日）

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み（A）	3,214	3,168	3,139	3,130	3,050
確保方策（B）	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700
差引（B）－（A）	486	532	561	570	650

※量の見込みの考え方：事業実績から算出しました。

【 今後の方向性 】

依頼会員と、支援会員のコーディネート等、支援体制を引き続き充実し、利用を促進していくとともに、今後も事業についての積極的な周知等、さらなる会員数増加に向けた取り組みを行います。

(9) 利用者支援事業

【 概要 】

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

① 基本型

主として地域子育て支援拠点等の身近な場所で、当事者の目線に立った、寄り添い型の支援を行うとともに、より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域との関係機関との連絡調整、連携等を行います。

② 特定型

主として市役所の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行います。

③ 母子保健型

母子保健コーディネーターが、妊娠期から子育て期にわたり出産や育児に関するさまざまな相談に応じ、個々に合ったサービスの情報提供等を行うとともに、支援を必要とする人については保健師と連携しながら、その状況を継続的に把握し、妊産婦の方が、不安なく妊娠期から子育て期を過ごせるよう支援を行います。

【 現状 】

① 基本型 茅ヶ崎駅北口子育て支援センターで実施しています。

② 特定型 保育課の窓口で実施しています。

③ 母子保健型 こども家庭センターの窓口であるこども育成相談課で実施しています。

(単位：箇所)

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
設置箇所数	3	3	3	3

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：箇所)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み (A)	3	3	3	3	3
基本型・特定型	2	2	2	2	2
母子保健型	1	1	1	1	1
確保方策 (B)	3	3	3	3	3
基本型・特定型	2	2	2	2	2
母子保健型	1	1	1	1	1
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：事業実績から算出しました。

【 今後の方向性 】

① 基本型

茅ヶ崎駅北口子育て支援センターにおいて、当事者の目線に立った、寄り添い型の支援を実施するとともに、地域との連携を図ります。

② 特定型

保育コンシェルジュが家庭のニーズにあった保育サービスの情報提供や入所手続きの相談等を行います。

③ 母子保健型

母子保健コーディネーター（保健師・助産師）が妊娠・出産から子育て期までのさまざまな相談に応じ、利用者に合わせたサービスの情報提供等を行います。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

【 概要 】

生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの相談、子育てに関する情報提供等を行います。乳幼児及び保護者の心身の状況や養育環境等を踏まえ支援が必要な家庭に対しては関係機関と連絡調整を行い、適切なサービスの提供や継続支援をします。

【 現状 】

(単位：件)

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
年間訪問者数	1,589	1,486	1,567	1,532

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：件)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	1,516	1,496	1,480	1,468	1,457
確保方策(実施体制)	保健師・助産師等の専門職員や主任児童委員が、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に訪問します。				

※量の見込みの考え方：事業実績から算出しました。

【 今後の方向性 】

本事業については、全数訪問の実施を目指します。

育児に関して身近な相談者がいないなどの理由により不安を抱える産婦が多く、また保護者の精神疾患や経済的不安等、複数の問題を抱える家庭が増えていることから、専門医療機関や庁内における連絡調整が必要になっています。このことから、適切な時期に必要な応じた支援が提供できる体制を整えていきます。

(11) 養育支援訪問事業

【 概要 】

乳幼児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師、家庭児童相談員、ヘルパー等が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。

【 現状 】

(単位：件)

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
年間延べ派遣人回	41	4	26	80

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：件)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	39	39	38	38	38
確保方策（実施体制）	・保健師・家庭児童相談員の継続訪問による育児相談等の支援 ・ヘルパー（委託）による家事・育児の援助				

※量の見込みの考え方：事業実績から算出しました。

【 今後の方向性 】

事業の実施にあたっては、市の母子保健事業担当と連携を密にし、対象家庭の把握に努めるとともに、育児の不安等を丁寧に聞き取り、引き続き、児童虐待の未然防止を図ります。

(12) 妊婦健康診査

【 概要 】

妊婦及び胎児に影響を与える疾病の早期発見や生活習慣の見直しや改善により、疾病予防と健康増進を図ることを目的として健康診査を行う事業です。

【 現状 】

(単位：人／件)

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
妊婦届出数	1,509	1,575	1,527	1,484
妊婦健康診査受診数	18,660	18,825	18,389	17,370

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人／件)

		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	推計届出数	1,516	1,496	1,480	1,468	1,457
	推計受診数	21,224	20,944	20,720	20,552	20,398
確保方策	実施体制	・神奈川県産婦人科医会が委託している医療機関及び市が委託している助産所で健康診査を受ける際に、健康診査費用の負担の軽減を受けることができます。 ・市ホームページ・広報紙を活用し、妊娠の届出を早期にすることを勧め、健康診査費用の助成があることや妊娠期からの健康管理の必要性について周知をしていきます。				
	実施場所	委託医療機関、助産所				
	検査項目	厚生労働省が示す健康診査実施基準に準ずる				

※量の見込みの考え方：事業実績から算出しました。

【 今後の方向性 】

早期から母性意識を高め、安全・安心に出産・子育てができるようにするためにも、妊娠11週以内の妊娠届出を推進していきます。

受診医療機関より保健指導が必要と判断された場合には、保健師が妊婦に連絡を取り、支援していきます。また、経済的不安や若年妊娠など、ハイリスク妊婦は定期的に健康診査を受診しない可能性があるため、受診勧奨を行い、妊娠中からの健康管理と安全な出産を目指します。

(13) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

【 概要 】

幼稚園等の利用に伴い、各施設等が実費徴収を行いますが、この実費徴収について費用の一部を給付する事業です。

認定こども園・保育所等の利用者との公平性の観点から、施設型給付対象幼稚園に移行していない幼稚園の利用者に対して、事業を実施します。

① 補足給付の事業の対象

施設型給付対象幼稚園に移行していない幼稚園において給食を実施している場合

② 補足給付の対象者

年収360万円未満相当世帯のこども

所得階層に関わらず、第3子以降のこども

③ 補足給付の対象費用

各施設で給食費として実費徴収している費用のうち、副食費相当分
(月額4500円上限)

【 現状 】

(単位：件)

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
給付人数	＊ ＊	＊ ＊	＊ ＊	＊ ＊

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：件)

	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
量の見込み(A)	＊ ＊	＊ ＊	＊ ＊	＊ ＊	＊ ＊
確保策(B)	＊ ＊	＊ ＊	＊ ＊	＊ ＊	＊ ＊
差引(B) - (A)	＊ ＊	＊ ＊	＊ ＊	＊ ＊	＊ ＊

【 今後の方向性 】

令和7(2025)年度から令和11(2029)年度において、対象者に対して適切に給付が行われるよう、事業に取り組みます。

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【概要】

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要なこどもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

【現状】

（単位：人／件）

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
実施状況	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊

【量の見込みと確保方策】

	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
確保策	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊

(15) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【概要】

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

【現状】

（単位：人／件）

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
実施状況	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊

【量の見込みと確保方策】

	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
確保策	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊

(16) 子育て世帯訪問支援事業

【概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等を未然に防ぐことを目的とした事業です。

【現状】

(単位：人日／年)

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
延べ人数	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日／年)

	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
量の見込み(A)	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊
確保策(B)	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊
差引(B)－(A)	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊

(17) 児童育成支援拠点事業

【概要】

養育環境等に関する課題を抱える学齢期の児童に対して安全・安心な居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート、課外活動の提供等を行うことに加え、家庭が抱える課題を解決するため、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行うことを目的とした事業です。

【現状】

(単位：人)

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
実人数	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
量の見込み(A)	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊
確保策(B)	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊
差引(B) - (A)	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊

(18) 親子関係形成支援事業

【概要】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

【現状】

(単位：人)

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
実人数	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
量の見込み(A)	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊
確保策(B)	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊
差引(B) - (A)	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊

(19) 産後ケア事業

【概要】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制の確保を行うことを目的とした事業です。

【現状】

(単位：人)

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
実人数	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
量の見込み(A)	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊
確保策(B)	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊
差引(B) - (A)	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊	＊＊

(20) こども誰でも通園制度

【概要】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して保育サービスを提供するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人)

	令和7(2025) 年度	令和8(2026) 年度	令和9(2027) 年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
確保策	＊ ＊	＊ ＊	＊ ＊	＊ ＊	＊ ＊

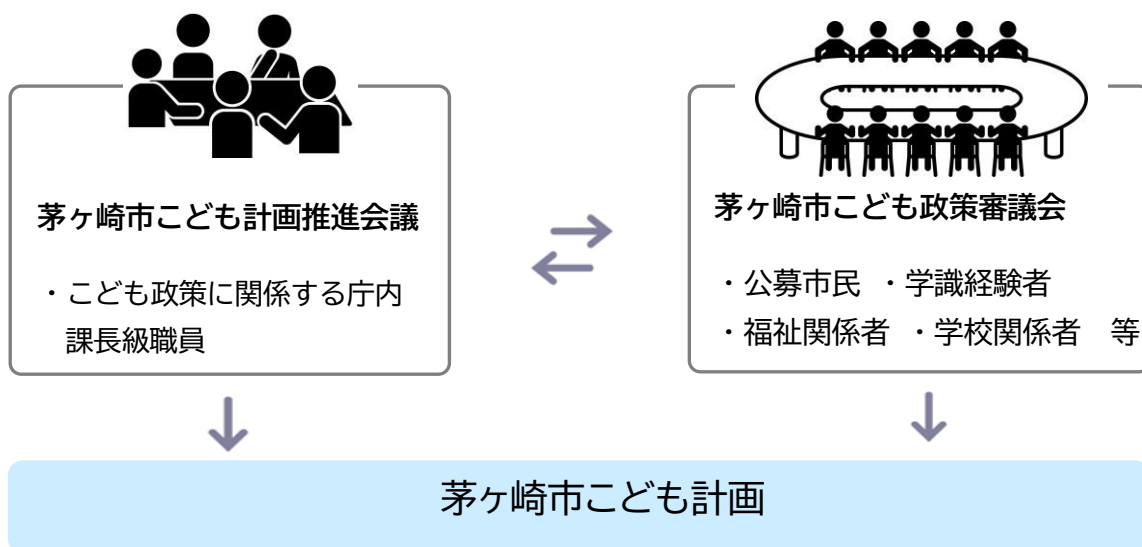
第6章 計画の推進

第6章

計画の推進

1 計画の点検・評価と推進体制

本計画の適切な進捗管理を行うため、こども政策に関する庁内課長級職員 による「茅ヶ崎市こども計画推進会議」を中心に具体的事業の進捗状況について把握するとともに、市長からの諮問に基づく審議や答申を「茅ヶ崎市こども政策審議会」で行います。



本計画は、本市の目指す姿の実現に向け評価指標を設定しています。

社会情勢や市民ニーズなどの変化を的確に捉え、年度ごとに基本目標に基づく取り組みや地域子ども・子育て支援事業の評価を実施し、必要に応じて改善や見直しを行うなど、PDCA サイクルによる進捗管理を行います。なお、計画に位置付けた指標以外に、点検・評価にあたり必要な資料については収集し、点検・評価に活用します。

社会情勢や市民ニーズを踏まえ必要に応じて改善

Act
改善

Plan
計画

茅ヶ崎市こども計画の策定または改定

第4章に定めた基本目標や第5章の事業単位で点検・評価を行う

Check
評価

Do
実行

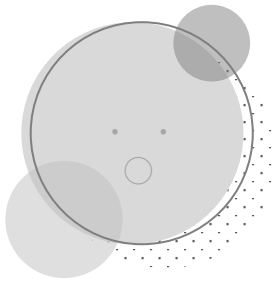
茅ヶ崎市こども計画に沿ってこども施策を推進

Ⅱ 2 市民・企業・関係機関との連携

本計画は、こども・若者に関わる幅広い分野における取り組みが対象となります。計画を効率的かつ効果的に推進していくため、警察や児童相談所等の行政組織、民生委員児童委員協議会や子育てに関係する市民活動団体等との連携、そして、地域の方たちの協力と参加が必要です。そのため、市民に対して積極的に情報提供をしていくとともに、市と各種団体、地域住民との連携を図ります。市は多様化することも政策のニーズにするため、保育者、教職員、保健師などの子育てに関わる専門職だけでなく、ボランティアなど、子育て支援を担う幅広い人材の確保・育成に努め、幅広い連携を図りながら、地域資源を活用したこども政策の充実を図ります。

本計画に掲げる取り組みは、市が単独で実施できるもののほかに、法律や制度に基づく事業もあるため、国・県・近隣市と連携し取り組みを推進します。

資料編



資料編

1 茅ヶ崎市こども政策審議会審議経過

開催回	開催日	審議内容等
令和5(2023)年度 第1回	令和5(2023)年 8月3日	(1) 茅ヶ崎市子ども・子育て会議について (2) 第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画の 進捗管理について (3) 令和7年度以降の計画策定について (4) その他
第2回	12月1日	(1) 特定教育・保育施設の利用定員について (2) こども計画策定に向けて (3) 茅ヶ崎市子ども・子育て会議について (4) こどもの意見を聞く取組について (5) その他
～審議会名を「茅ヶ崎市子ども・子育て会議」から「茅ヶ崎市こども政策審議会」に変更～		
第3回	令和6(2024)年 3月27日	(1) 条例改正について (2) 茅ヶ崎市こども計画骨子(案)について (3) こどもの意見を聴く取組について (4) その他
令和6(2024)年度 第1回	6月18日	(1) 第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画の 進捗管理について (2) 茅ヶ崎市こども計画骨子(案)について (3) その他
第2回	10月1日	(1) 茅ヶ崎市こども計画(素案)について (2) その他
第3回	11月8日	
第4回		

2 茅ヶ崎市こども政策審議会委員名簿

※ ◎会長、○副会長（敬称略）

選出区分	氏名	推薦団体／所属 等	任期
市民公募	黒 沢 知 美	公募市民	令和5年6月1日から
市民公募	竹 内 千 華 子	公募市民	令和5年6月1日から
市民公募	山 田 陽 子	公募市民	令和5年6月1日から
子育てに関する活動 を行う団体の代表者	加 藤 悦 子	特定非営利活動法人ちがさき学童保育 の会	令和5年6月1日から
子育てに関する活動 を行う団体の代表者	松 下 亜 弥 子	茅ヶ崎寒川地区自閉症児・者親の会／ 神奈川県自閉症協会 役員	令和5年6月1日から
福祉団体の代表者	渡 邊 高 幸	茅ヶ崎市保育園園長連絡協議会／ 松が丘保育園 園長	令和5年6月1日から
福祉団体の代表者	丸 山 泰	茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会／ 海岸地区民生委員児童委員協議会会長	令和5年6月1日から
福祉団体の代表者	山 口 哲 也	一般社団法人茅ヶ崎医師会 理事	令和5年6月1日から
教育機関の代表者	○ 小 湊 将 之	茅ヶ崎市私立幼稚園協会／ 平和学園幼稚園 園長	令和5年6月1日から
教育機関の代表者	井 上 亜 希	茅ヶ崎市小学校長会／ 市立柳島小学校 教頭	令和5年6月1日から
教育機関の代表者	金 井 秀 子	茅ヶ崎市中学校長会／ 市立萩園中学校 教頭	令和5年6月1日から
事業主	金 澤 峻 介	茅ヶ崎商工会議所／第一カッター興業株 式会社管理本部管理部総務課長	令和5年6月1日から
労働者団体の代表者	鬼 塚 健 自	湘南地域連合 議長代行	令和5年6月1日から
学識経験を有する者	◎ 小 泉 裕 子	鎌倉女子大学短期大学部 学部長	令和5年6月1日から 令和5年6月1日から
関係行政機関の職員	栗 山 仁	神奈川県中央児童相談所 所長	令和5年6月1日から 令和6年3月 31 日まで
	杉 山 徹		令和6年4月1日から
関係行政機関の職員	富 樫 稔	神奈川県茅ヶ崎警察署 生活安全課長	令和5年6月1日から 令和6年3月 31 日まで
	渡 辺 啓		令和6年4月1日から

3 こどもの意見を聴く取組

(1) 茅ヶ崎市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

(1) 目的

子ども・子育てに関するニーズや課題を把握し、「第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」の進捗管理と、「茅ヶ崎市こども計画」を策定する基礎資料とするため実施しました。

(2) 調査対象者

就学前児童(保護者):市内在住の就学前児童がいる家庭の中から無作為抽出

小学生(保護者):市内在住の小学生がいる家庭の中から無作為抽出

小学生(本人):市内の小学生の中から無作為抽出

(3) 標本数

就学前児童(0～5歳)の保護者 5,000 人

小学生(6～11 歳)の保護者 2,500 人

小学生(9～11 歳)のこども本人 1,401 人

(4) 抽出方法

住民基本台帳から無作為に抽出

(5) 調査方法

調査対象ごとに異なる調査票を用いて、保護者が回答する調査票を郵送により送付。9～11 歳の小学生には、こども本人が回答する調査票を同封。郵送回収にて調査を実施。

(6) 調査期間

令和5(2023)年12月～令和6(2024)年1月

(7) 回収結果

	配 布 数	有効回答数	有効回答率
就学前児童(保護者)	5,000 通	2,517 通	50.3%
小学生(保護者)	2,500 通	1,152 通	46.1%
小学生(こども本人)	1,401 通	599 通	42.8%

(8) 調査結果

結果報告書を市ホームページに掲載しています。

QRコード

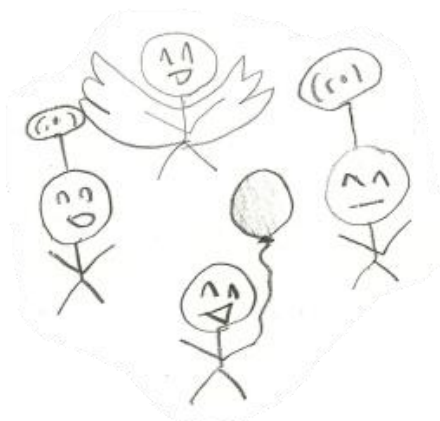
(2) 関係施設に訪問しての職員によるヒアリング

(1) 目的

計画を“こどもの目線”でつくるために実施しました。また、こども自身に“こどもにも意見を言う権利がある”ということを伝えることや、社会全体に“こどもも社会の一員であり意見を聴くことが重要”という意識を広めるために行いました。

(2) 調査対象者

年代	人数
(1) 未就学児	106人
(2) 小学生	116人
(3) 中学生	7人
(4) 高校生	8人
(5) 大学生※	11人
計	248人



施設名等	区分	年齢等
1. 梅田児童クラブ(つくしんぼクラブ)	児童クラブ	小学生
2. 松が丘保育園	保育園	未就学児
3. 神奈川県立茅ヶ崎支援学校	養護学校	高校生
4. 平和学園幼稚園	幼稚園(認定こども園)	未就学児
5. 茅ヶ崎市立柳島小学校	小学校	小学生
6. うーたん保育園	保育園	未就学児
7. 白十字会林間学校	児童養護施設	高校生
8. 茅ヶ崎市立萩園中学校	中学校	中学生
9. 神奈川県立茅ヶ崎高等学校	高校	高校性
10. 鎌倉女子大学※	大学	大学生

※ 市外在住の大学生から、本市の印象や若者の一般的な感覚に基づく意見を聴きました。

(3) 調査結果

結果報告書を市ホームページに掲載しています。

QRコード

(3) 市民討議会（こども版・おとな版）

(1) 趣旨

幅広い世代の意見を取り入れ、計画に反映させるため、茅ヶ崎市在住の小学4年生～中学3年生と大人を対象に開催。午前はこどもの部、午後はおとなの部として同じテーマで実施。

(3) 日程等

日にち 令和6(2023)年6月23日(日)

場 所 茅ヶ崎市役所 本庁舎4階 会議室1～5

	こどもの部	おとなの部
時 間	10:00～11:50	13:30～15:50
参加者	28人(9～13歳)	22人(23～62歳)

(4) スケジュール

こどもの部	おとなの部
10:00 開会、あいさつ	【第1部】
10:05 ゲーム、自己紹介	13:30 開会、あいさつ、趣旨説明
10:25 話し合いの進め方の説明	13:35 戸塚先生による講義
10:34 話し合い(グループ討議)	【第2部】
11:05 話し合い発表準備	14:05 話し合いの進め方の説明
11:25 発表	14:10 自己紹介
11:40 振り返り	14:15 話し合い(グループ討議)
11:45 あいさつ	15:05 話し合い発表準備
11:50 終了	15:25 発表
終了後、えぼし麻呂との記念撮影会	15:40 振り返り
	15:45 あいさつ
	15:50 終了
	終了後、えぼし麻呂との記念撮影会

(5) テーマ

『わたしが考えるこどもがすみやすい未来の茅ヶ崎』

コーディネーター・講師：東京純心大学 戸塚 恵子 教授

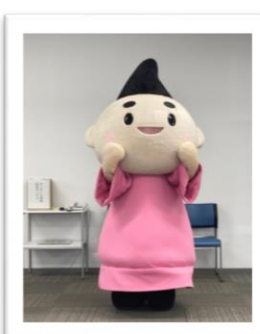
(6) 具体的な実施方法

グループ討議を行い、出た意見を付箋に書き、模造紙に貼付けながら整理しました。グループ毎に意見をまとめ、発表していただきました。

(7) 調査結果

結果報告書を市ホームページに掲載しています。

QRコード



(4) こどもモニター (WEB アンケート)

(1) 目的

小学4年生から高校3年生世代までの児童・生徒が「こどもモニター」として、インターネットから自由に回答します。こどもが親など周りの人に見られることなく、好きな時間に好きな場所から回答できるアンケート調査として定期的を実施します。

(2) 調査対象

小学4年生から高校3年生世代（市内在住・在学）

(3) 協力者

第1回目 令和6(2023)年3月1日～3月31日 452人

	学年	男	女	答えたくない	わからない	合計
小学生	4年生	56	51	1	0	108
	5年生	38	34	3	0	75
	6年生	22	34	1	0	57
	合計	116	119	5	0	240
中学生	1年生	36	39	1	0	76
	2年生	22	33	4	1	60
	3年生	13	32	0	0	45
	合計	71	104	5	1	181
高校生 世代	1年生	3	4	0	0	7
	2年生	16	8	0	0	24
	3年生	0	0	0	0	0
	合計	19	12	0	0	31
総合計		206	235	10	1	452

第2回目 令和6(2023)年9月●日～10月7日 ●●●人

(4) 調査結果

結果報告書を市ホームページに掲載しています。

QRコード

(5) パブリックコメント

「茅ヶ崎市こども計画」についてのパブリックコメント実施結果

— ご協力ありがとうございました。 —

1 募集期間 令和7(2025)年1月●日(●)～ 令和7(2025)年2月●日(●)

2 意見の件数 ●●件

3 意見提出者数 ●人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	人	人	人	人	人	人	人	人

5 内容別の意見件数

	項 目	件 数		項 目	件 数
1	計画全体に関する意見	件	6	第6章 計画の推進に関する意見	件
2	第1章 計画の策定にあたってに関する意見	件	7	資料編に関する意見	件
3	第2章 茅ヶ崎市の現状と課題に関する意見	件			
4	第4章 施策の展開に関する意見	件	8	その他の意見	件
5	第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策に関する意見	件		合 計	件

※意見により修正を加えた項目はありません。

4 用語解説（50 音順）

【あ行】

（預かり保育）

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間前後や長期休業期間に希望者を対象として在園児等を預かること。

（1号認定）

満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、2号認定以外の保育を必要としないこども。

【か行】

（企業主導型保育事業）

企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設。従業員の多様な働き方に応じた保育を提供する企業等を支援するとともに、待機児童対策に貢献することを目的として、平成28年度に内閣府が開始した制度で、事業主拠出金を財源として施設の整備費及び運営費が助成される。

（協働）

市、市民活動を行うもの、市民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動すること。

（合計特殊出生率）

人口統計上の指標で、1人の女性が一生に生むこどもの数を示す。女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、1人の女性が一生に産むこどもの数の平均を求めたもの。

（子育てサロン）

子育て中の親子が気軽に集まれるよう、地域の社会福祉協議会や民生委員児童委員、主任児童委員、ボランティアなどが地域の施設で運営している居場所。

（子育て世代包括支援センター）

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療または福祉に関する機関との連絡調整を行う。母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、もって地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とする。

（こども家庭庁）

大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか」社会へと作り変えていくための司令塔の役割を果たすため、令和 5（2023）年 4 月に内閣府の外局として設置された。

（こども基本法）

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和 4（2022）年 6 月に成立し、令和 5（2023）年 4 月に施行された。

（こども計画）

こども基本法にに基づき、都道府県及び市町村に策定の努力義務が課されている計画。都道府県が策定する「都道府県こども計画」と市町村が策定する「市町村こども計画」があり、「都道府県こども計画」は「こども大綱」を勘案すること、「市町村こども計画」は「こども大綱」と「都道府県こども計画」を勘案することが定められている。

（子ども・子育て支援事業計画）

5 年間の計画期間における乳幼児期の教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。

（子ども・子育て支援新制度）

就学前のこどもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。

（子ども・子育て支援法）

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

（子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針）

子ども・子育て支援法第 60 条に基づき、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項並びに子ども・子育て支援事業計画の記載事項等を定めた指針。

（こども大綱）

「こども基本法」に基づき、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」

及び「子供の貧困対策に関する大綱」が一元化されたもの。令和5(2023)年12月に策定された。

(こどもの最善の利益)

国の基本指針において、「子ども・子育て支援については、この法の目的を達成するため、『こどもの最善の利益』が実現される社会を目指すとの考えを基本に、こどもの視点に立ち、こどもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとすることが必要である」としている。こどもの最善の利益が何であるかを定める客観的な基準は無いが、こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）においては、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つの権利をこどもの権利とし、これを守るように定められている。

【さ行】

（3号認定）

満3歳未満の小学校就学前のこどもであって、保護者の就労または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

（次世代育成支援対策推進法）

将来、社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成15年に制定された法律。

（市民活動げんき基金）

市民活動を行う者への補助金の財源とするため、市民や事業者の方からいただいた寄附金とその同額を市が上乗せして積み立てる（マッチングギフト方式による）基金。

（社会資源）

生活する上でのさまざまなニーズや問題の解決のために使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的・人的資源等の総称。

（主任児童委員）

児童委員の個別支援活動を援助するとともに、児童に関わる専門機関と連携し、児童福祉活動を支援する。地域担当の児童委員と連携し、個別の児童の問題を担当する。

（食育）

さまざまな経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身に付けること。

（小1の壁）

小学校入学後、こどもを夜間まで預けることが困難になり、ワーキングマザーが働き方の変更を強いられる問題を指す造語。小学生のこどもを預かる公的な放課後児童クラブでは、延長保育がないか、あっても時間が短いため、夜間の延長保育がある保育所等よりも預かり時間が短くなる。利用者の増加のため放課後児童クラブの整備が追いつかず、利用すらできない家庭も少なくない。また、こどもが小学生になると時短勤務制がなくなる企業もあることから、こどもの小学校入学を機に仕事を辞めたり、働き方を変えたりせざるを得ないワーキングマザーも多く、社会問題化している。

（ショートステイ事業）

保護者が疾病その他の理由により、児童を養育することが一時的に困難になった場合に、その児童を宿泊で預かる制度。

(青少年指導員)

県から委嘱され、青少年の健全育成及び非行防止等を図ることを目的として活動する指導者。

【た行】

(地域子ども・子育て支援事業)

市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業。

(登録児童数)

入所児童数＋保留児童数（小学校区内に入所できる児童クラブがあるにも関わらず、保護者・児童の希望等により入所しない数も含めた実際に児童クラブに入所できない児童数）

(特定教育・保育施設)

市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する教育・保育施設。

(特定事業主行動計画)

次世代育成支援対策推進法に基づき、自らの職員のこどもたちの健やかな育成のために国及び地方公共団体が策定する計画。

(トワイライトステイ事業)

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間に不在になった場合に、その児童を夕方から夜にかけて預かる制度。

【な行】

(2号認定)

満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

(認可保育所)

保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が20人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。）（児童福祉法第39条第1項）。

(認定こども園)

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つのタイプがある。

(認可外保育施設)

児童福祉法第39条に規定する業務（就学前児童の保育）を目的とする施設で、同法第35条第4項の規定に基づく認可を受けていない保育施設。一定の条件を満たすものは都道府県知事への届出が必要となる。

【は行】

（バリアフリー）

社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

（病児・病後児保育）

保護者の方が勤務等の都合により自ら保育を行うことができない場合に、病院や保育所等に併設した専用の施設で、病気中や病気の回復期であり集団保育が困難なこどもを看護師等が一時的に預かる事業。

（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童をもつ子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

（不登校）

何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状態（病気や経済的な理由によるものを除く）にあること。

（ふれあい補助員）

特別な配慮を要する児童・生徒に対して、学習支援や生活支援、介助などを行うため、小・中学校の特別支援学級・通常級に派遣する補助員。

【ま行】

（民生委員・児童委員）

民生委員・児童委員は、民生委員法及び児童福祉法に基づき厚生労働大臣から委嘱されている委員。住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」として役割を果たすとともに、高齢者や児童、障害者の方の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしている。

【や行】

（幼稚園）

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設。入園できる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。新制度に移行する幼稚園と、新制度に移行せず私学助成を受けて運営する幼稚園がある。

【ら行】

（療育）

発達に支援の必要なこどもが社会的に自立することを目的として、こどもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。

5 国の動向

年度	法律・制度等	主な内容
平成 6 (1994)年	エンゼルプランの策定	○雇用環境の充実、保育サービスの充実、生活環境の整備等の推進
	緊急保育対策等5か年事業	○低年齢児・延長保育拡大、子育て支援センターの整備等
平成 11 (1999)年	新エンゼルプラン	○エンゼルプランに雇用・母子保健・相談・教育等が追加
平成 16 (2004)年	少子化社会対策大綱の策定 (第1次大綱)	○少子化の流れを変えるための施策の推進
	子ども・子育て応援プラン	○仕事と家庭の両立支援・若者の就労支援、働き方の見直し等の推進
平成 17 (2005)年	次世代育成支援対策推進法の施行	○急速な少子化の進行を鑑み、こどもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に向けた時限法。国、県、市町村は行動計画を策定することとされている
平成 22 (2010)年	子ども・子育てビジョン (第2次大綱)	○社会全体で子育てを支え、生活と仕事と子育ての調和を目指すための施策の推進
平成 24 (2012)年	子ども・子育て関連3法の成立	○子ども・子育て支援法 ○認定こども園法の一部改正法 ○子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
平成 25 (2013)年	待機児童加速化プランの策定	○待機児童の解消に向け、2年後の子ども・子育て支援新制度の施行の前に、地方自治体に対する支援策を講じる
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	○教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策による、子どもの貧困対策の総合的な推進
平成 26 (2014)年	次世代育成支援対策推進法の延長	○次世代育成支援対策のさらなる推進・強化のため、令和7年3月までの10年間の時限法として延長
	放課後子ども総合プランの策定	○すべての児童の安心・安全な活動の場の確保のため、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を中心とした計画的な整備等の推進
	子供の貧困対策に関する大綱	○子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、大綱を策定
	保育士確保プランの策定	○平成29年度末において必要となる保育士について、新たに必要となる6.9万人の保育士を確保するための新たな取り組みを講じる

年度	法律・制度等	主な内容
平成 27 (2015)年	子ども・子育て支援新制度	○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付 ○認定こども園制度の改善 ○地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
	子供・若者育成支援推進大綱	○子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示
	少子化社会対策大綱 (第3次大綱)	○少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針の改定
平成 28 (2016)年	ニッポン一億総活躍プランの策定	○保育の受け皿のさらなる拡大 ○保育士の処遇改善
平成 29 (2017)年	子育て安心プランの策定	○令和2年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率 80%を達成
	新しい経済政策パッケージの策定	○「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童解消、幼児教育・保育の無償化等の政策を盛り込む
平成 30 (2018)年	新・放課後子ども総合プランの策定	○放課後児童クラブの待機児童を令和3年度までに解消 ○放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を1万か所以上で実施することを目指す
令和元 (2019)年	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正	○目的の充実により、こどもの将来だけでなく現在に向けた対策であること等を明記 ○市町村に対し、貧困対策計画を策定する努力義務を課す
	子ども・子育て支援法の一部改正 (幼児教育・保育の無償化)	○主に認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する、3歳から5歳までのこどもの利用料及び住民税非課税世帯の0歳から2歳までのこどもの利用料が無償化
	子供の貧困対策に関する大綱の改訂	○法律の一部改正を踏まえて、こどもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施するなどの目的で大綱を策定
令和2 (2020)年	少子化社会対策大綱 (第4次大綱)	○「希望出生率 1.8」の実現に向けて、ライフステージに応じた総合的な少子化対策を大胆に進めるための大綱を策定
令和4 (2022)年	児童福祉法等の一部を改正する法律	○児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う
令和5 (2023)年	こども基本法	○日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進する
	こども大綱	○全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会

※ 詳細は資料編に記載

6 子供の貧困に関する国の指標

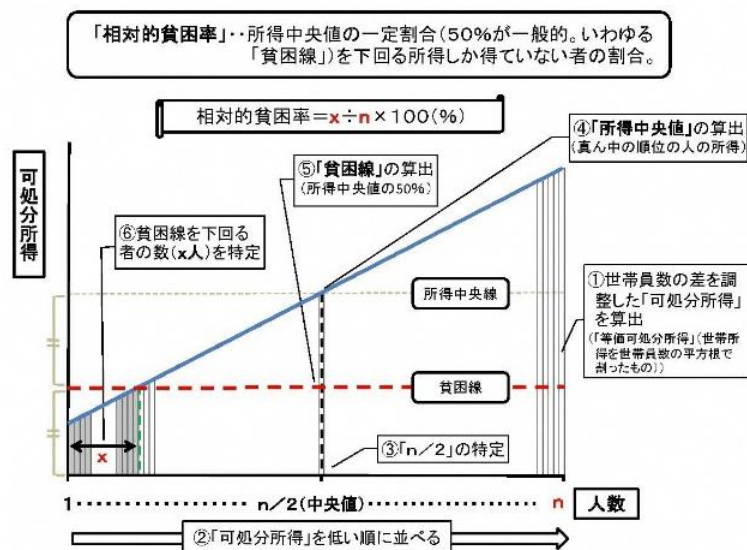
こどもの貧困は、経済的な困窮だけでなく、こどもの学習意欲の低下や生活習慣への影響、自己肯定感の欠如など、こどもの健やかな成長に大きな影響を及ぼすことから、すべてのこどもが安心して自分らしく生きていけるよう、こどもとその家庭への支援の充実を図ります。

こどもの現在と将来が、生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備を行うとともに、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援などといったこどもの貧困対策を総合的に推進します。

こどもの貧困率とは

貧困の代表的な定義には、所得額が、人間が生きるために必要な最低限の生活水準を維持するのに満たない状態を示す「絶対的貧困」と、所得額が一定の国や地域における平均的な生活水準に満たない状態を示す「相対的貧困」という2つの種類があります。

17歳以下のこどもの貧困の状況を把握するために、相対的貧困率を用います。OECD（経済協力開発機構）では、「世帯の所得を世帯人数で調整して算出した等価可処分所得（1人当たりの所得）が、貧困線（等価可処分所得の中央値の2分の1）に満たない」割合を、相対的貧困率としています。なお、平成27年国民生活基礎調査では、等価可処分所得の中央値（244万円）の2分の1である122万円を貧困線としました。



《参考 等価可処分所得の求め方》

- ①世帯人員数：世帯人員から「生計が別」である人数を除いた、17歳以下の子どもと同一生計の世帯人員を算出。
- ②可処分所得：収入から税金や社会保険料等を除いた金額（いわゆる手取り収入額）。
- ②を①の平方根で除して、世帯の1人当たりの所得額である「等価可処分所得」を算出する。

資料：厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21a-01.pdf>

茅ヶ崎市こども計画

令和 7（2025）年 3 月発行

第 1 刷 ●●●部作成

発行 茅ヶ崎市

編集 こども育成部こども政策課



〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 1 番 1 号

電話 : 0467-81-7168（代表）

F A X : 0467-82-1435

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>